#### NISA・ジュニアNISAに係る事務(金融商品取引業者等向けの情報)

NISA(以下、つみたてNISAを含む。)及びジュニアNISAに係る非課税口座開設等の手続について、事務処理の流れに沿って、各事務の概要及び留意点を下記のとおり取りまとめました。

各事務において使用する様式について参考に添付しています。

なお、本情報は、金融商品取引業者等の方にNISA及びジュニアNISAに係る事務処理全体のイメージをお持ちいただくための情報として作成したものであり、各種書面の送付時期や詳細な取扱いについては状況に応じて変更もあり得ますのでご承知おきください。

記

1 (未成年者) 非課税適用確認書の交付申請又は非課税口座簡易開設届出書に係る手続(別添フロー図A: ①、②)

金融商品取引業者等の営業所は、申請者(投資者)から提出を受けた「(未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税(未成年者) 口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(以下「交付申請書等」といいます。)に基づき「(未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」(以下「交付申請事項」といいます。)又は「届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)」(以下「届出事項」といいます。)を作成し、e-Tax により所轄税務署に提供します。

- (注) 1 交付申請書等には申請者(投資者)の個人番号の記載が必要であり、また、交付申請書等を提出する際には、申請者(投資者)は金融商品取引業者等の営業所に対して個人番号を告知し、金融商品取引業者等の営業所はその個人番号について本人確認を行う必要があります。
  - 2 申請事項等の提供は、各営業所の所在地の所轄税務署長に提供する申請事項等を本店等が取りまとめて一括して提供しても差し支えありません(以下「本店等一括提供」といいます。)(租税特別措置法第37条の14第23項、措置法通達37の14-17参照)。

#### 【留意事項】

- イ 各金融商品取引業者等の営業所が e-Tax により一斉に大量のデータを送信した場合、即時通知を受信した後受信通知が確認できるまでに相当な時間を要することが想定されます。
- ロ 受信通知が確認されないまま、再度、送信手続を行いますと重複送信(重複申請)となりますので、必ず 受信通知をご確認ください。

なお、1回の送信で5ファイル(1ファイル5,000件が上限)まで送信できますが、複数ファイルを送信する場合(5,000件以上の申込がある場合)は、送信ファイルごとに受信通知をご確認いただく必要があります。この場合、他のファイルの受信通知が確認できなくても、別ファイルの送信を行っていただくことは可能です。

また、重複送信を防止するために、e-Tax のシステムでは以下のチェックを行っています。

① CSVファイルの選択画面において、同名のファイルを選択したときに、エラーメッセージが表示さ

れます。

- ② e-Tax のログインを継続して送信する場合、同名のファイルを選択したときに、警告メッセージが表示されます。
- ハ e-Tax の利用可能時間は、e-Tax ホームページ>e-Tax の運転状況・利用可能時間 (http://www.e-tax.nta.go.jp/info\_center/index.htm) をご確認ください。

なお、e-Tax のヘルプデスク (0570 - 01 - 5901) の受付時間は、月曜日~金曜日 (祝日及び 12 月 29 日~1月3日を除きます。) の 9 時~17 時です。

- ニ 交付申請事項については、時間単位(ミリ秒単位)で先後の判定を行います。
- ホ NISA及びジュニアNISAの交付申請事項は同一ファイルで送信することが可能であり、4 《e-Tax 還元データ》はNISA・ジュニアNISAの区別なくデータ提供されますのでご留意ください。

# 2 「申請事項等データに関する記載不備情報」(記載不備還元データ)の提供(別添フロー図A: ④、別添フロー図B③、⑧)

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された申請事項等(注1)が、法令解釈通達(注2)に定めるレコード内容及び記載要領の要件を満たすか否かを確認します。確認の結果、要件を満たさない(記載不備がある)場合は、エラー内容等を記録した「申請事項等データに関する記載不備情報」(以下、「記載不備還元データ」といいます。)を送信者のメッセージボックスに格納します。

- (注) 1 記載不備のチェック対象となる申請事項等は以下のとおりです。
  - ① (未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(租税特別措置法第37条の14第9項、租税特別措置法第37条の14の2第15項)
  - ② (未成年者) 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(租税特別措置法第37条の14第17項、租税特別措置法第37条の14の2第19項)
  - ③ 非課税(未成年者)口座異動届出書に記載された事項等(租税特別措置法施行令第25条の13の 2第4項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項(租税特別措置法施行令第25条の13の 8第20項において準用))
  - ④ 非課税(未成年者)口座移管依頼書に記載された事項等(租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用))
  - ⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座・未成年者口座)(租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項、租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用))
  - ⑥ 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第20項)
  - ⑦ 廃止届出事項(「非課税(未成年者)口座廃止届出書」(「(未成年者)出国届出書」を含む。)又は「非課税口座廃止通知書交付申請書」に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第23項、租税特別措置法第37条の14の2第22項)
  - ⑧ 提出事項(「勘定廃止通知書」又は「非課税(未成年者)口座廃止通知書」の提出をした者に関する事項)(租税特別措置法第37条の14第25項、租税特別措置法第37条の14の2第23項)
  - ⑨ 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第11項)
  - 2 法令解釈通達とは、平成25年6月25日付課法8-3ほか1課共同「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコード内容及び記載要領等の制定について(法令解釈通達)(最終改正 平成30年6月25日)」(以下、「レコード通達」といいます。)のことを指しています。

#### 【留意事項】

イ 記載不備還元データの対象となった申請事項等は、不受理として取り扱われますので、エラーとなった申請事項等については正しい申請事項等に訂正した上で、再度、提供していただく必要があります。

なお、この場合において、訂正後の申請事項等を提供した時が所轄税務署に申請事項等を提供した時になります。

- ロ 所轄税務署に提供された申請事項等のうち、記載不備のあった申請事項等のみ再提供が必要になります (例えば、1ファイル(5,000件のデータが格納)のうち、記載不備データが2件あった場合は、その2件のみ再提供が必要になります。)。
- ハ 記載不備を未然に防止するために、「NISA及びジュニアNISAにおいて金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の『レコードの内容及び記載要領』等のFAQ」(国税庁ホームページの「NISAに関する情報」(http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm) に掲載) を参考に申請事項等のデータを作成してください。
- 二 記載不備還元データは、①送信された申請事項等内の記載事項のチェック結果は申請事項等の受信日から 4日以降を目途に、②送信された申請事項等の税務当局側登録済情報とのチェック結果は申請事項等の受信 日の翌週半ばを目途に送付されます。
- ホ 記載不備還元データに記録されたエラー内容の解明に当たっては、「記載不備還元データの処理要領」(**様 式 1**) を参考にしてください。

なお、「記載不備還元データの処理要領」等については、国税庁ホームページの「NISAに関する情報」 (http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm) から必要に応じて出力願います。

- へ 申請事項等の記載不備のチェック事項として、平成28年1月4日以後に受信するものから、個人番号の チェック(①個人番号欄が空白でないか、②個人番号が桁数誤りでないか、③個人番号が属性誤り(半角数 字でない場合)でないか、④個人番号がチェックデジットエラーとならないか)が追加されています。
- 3 (未成年者) 非課税適用確認書又は(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の送付(別添フロー図A: 8-1、8-2)

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された交付申請事項について、当該交付申請事項の提供があった時よりも前に同じ申請者(投資者)からの交付申請事項の提供がない場合には、「(未成年者)非課税適用確認書」(様式2、3)を金融商品取引業者等の営業所に送付し、また、当該交付申請事項の提供があった時よりも前に同じ申請者(投資者)からの交付申請事項の提供がある場合には、「(未成年者)非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」

(様式4、5)を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

#### 【留意事項】

- イ 「(未成年者) 非課税適用確認書」又は「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(以下「非課税適用確認書等」といいます。) は、通常、e-Tax の受信日の約1週間半から2週間半後に、営業所の所在地の所轄税務署、全国13箇所のセンター (注1) 又は国税庁が指定する外部委託業者 (注2) から金融商品取引業者等の営業所(送付先の指定がある場合には、送付先) に書留郵便等により送付されます。
  - (注) センターは、各国税局(沖縄国税事務所を含む。)の管内に1ヶ所(東京国税局は2ヶ所)設置されており、本店等一括提供をされた場合でも、それぞれの金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署名にて非課税適用確認書等は作成され、その所轄税務署を管轄する国税局(又は沖縄国税事務所)内に設置されたセンターから金融商品取引業者等の営業所(送付先の指定がある場合には送付先)に送付されます。したがって、交付申請件数の多い営業所を管轄する税務署(センター)では、他の税務署(センター)よりも非課税適用確認書等の出力に時間を要することとなり、同時に提供した交付申請事項であっても、営業所等により非課税適用確認書等の到着時期に差が生じます。
- ロ 同時の重複申請については、受信した交付申請事項又は届出事項を時間単位で判定しますので、次の①又は②の場合に発生します。
  - ① 金融商品取引業者等の営業所が同一ファイル内に同一の申請者(投資者)に係る交付申請事項又は届出事項を誤って複数記録した場合

② 他の金融商品取引業者等の営業所から同一の申請者(投資者)に係る交付申請事項又は届出事項が同時(ミリ秒単位)に提供された場合

この場合において、①のケースにおいては、税務署から送付された「重複申請者リスト」(税務署で確認した結果、①のケースに該当すると認められた場合には、「重複申請者リスト」の該当者の欄外(「取消の有無」欄の右側)に「同一」と記載します。)に基づき交付申請事項の送信事績を確認し、誤送信であることが確認できた場合には、申請者(投資者)に対して非課税(未成年者)口座開設の意思確認を行う必要はなく、また、「(未成年者)非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(同時申請書用)(様式6)(※未成年者の場合は様式5)は申請者(投資者)に交付することなく金融商品取引業者等の営業所において保管(保存期間は「非課税適用確認書」と同じ。)してください(②のケースは基本的に発生しないものと考えています。)。

なお、届出事項について重複と認められた場合は、①及び②のどちらのケースにおいても、「重複申請者 リスト」の送付は行われません。

ハ 営業所の所在地の所轄税務署及びセンターから送付する非課税適用確認書等は、「(未成年者) 非課税適用確認書」と「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を①所轄税務署、②送付先(又は営業所等)に区分した上で、営業所使用欄(金融商品取引業者等が付番した記号、番号)の順番(昇順)に梱包し、それぞれの金融商品取引業者等の営業所に送付します(営業所使用欄の記載がない場合は、申請者のフリガナ順に並べます)。

なお、「(未成年者) 非課税適用確認書」と「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」 が混在している場合は、同一送付先ごとに、①非課税適用確認書、②未成年者非課税適用確認書の順番及び ①非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書、②未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知 書の順番に、それぞれの金融商品取引業者等の営業所に送付します。

二 「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(上記ロ①のケースを除く。) は、金融商品取引業者等の営業所において留め置くことなく、申請者(投資者)に交付する必要があります。

## 4 e-Tax 還元データ (別添フロー図A: ⑥)

金融商品取引業者等の営業所から提供された交付申請事項又は届出事項のうち、記載不備がない交付申請事項又は届出事項については、名寄せ処理が終わった後、送信者のメッセージボックスに e-Tax 還元データが格納されます。

(注) 交付申請事項に係る e-Tax 還元データの提供を受けたときは、(未成年者) 非課税適用確認書等(原本) が金融商品取引業者等に到着する前であっても、(未成年者) 非課税適用確認書等の交付を受けたものとして取り扱って差し支えありません(措置法通達 37 の 14-19)。

#### 【留意事項】

- イ e-Tax 還元データとして提供されるデータの内容は、レコード通達に記載されています。
- ロ e-Tax 還元データは、通常、e-Tax の受信日の約1週間から2週間後に送信者のメッセージボックスに格納します。
  - ※ e-Tax 還元データは、通常、毎週木曜日に1週間分の還元データがメッセージボックスに格納される予定です。
- ハ e-Tax 還元データは、XML形式で送信者のメッセージボックスに格納します(本店等一括提供された場合は、本店等の利用者識別番号のメッセージボックスに格納されます。)
  - ※ 国税庁ホームページの「NISAに関する情報」
    - (http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm) にて、サンプルデータを掲載しています。
  - ※ e-Tax にメールアドレスを登録しておくことにより、メッセージボックスに格納されたタイミングで、 登録されたメールアドレスにメールを送信します。
- ニ e-Tax 還元データは、受付番号の単位でファイルが作成されます。また、e-Tax 還元データは、①非課税 適用確認書の交付を行わない旨の通知書、②非課税適用確認書、③非課税適用確認書(同時)、④非課税適 用確認書の交付を行わない旨の通知書(同時)の順に区分された上で、②及び③は整理番号順に格納されます(①及び④は順番に規則性がありません)。

なお、NISA及びジュニアNISAの交付申請事項を同一ファイルで送信した場合、e-Tax 還元データ

# 5 重複申請者リストの送付(別添フロー図A:⑦)

同一の申請者(投資者)に係る交付申請事項が同時に提供された場合は、金融商品取引業者等には、(未成年者)非課税適用確認書及び「同時の重複申請である旨のお知らせ」(様式7)及び「重複申請者リスト」(様式8)(以下「重複申請者リスト等」といいます。)を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署から金融商品取引業者等の営業所に送付します。

#### 【留意事項】

- イ 重複申請者リスト等は、通常、e-Tax の受信日から約1週間半から2週間半後に、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署から金融商品取引業者等の営業所に書留郵便等により送付されます(送付先の指定がある場合には送付先に送付します。本店等一括提供の場合であっても本店等には送付されません。)。
- ロ 届出事項について重複となった場合には、重複申請者リスト等は送付されません。

# 6 (未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼 (別添フロー図A: ⑩、⑪)

所轄税務署から交付された「(未成年者) 非課税適用確認書」の記載内容(申請者の氏名(フリガナを含む。)、生年月日に限る。)と金融商品取引業者等の営業所において保管している住民票の写し又は個人番号カードの写し等の本人確認書類の記載内容に相違があることが判明した場合には、「(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼書」(様式9) に所轄税務署から交付された「(未成年者) 非課税適用確認書」(原本) を添付し、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、訂正依頼書の内容を確認し、その結果、「(未成年者) 非課税適用確認書」の訂正を行うことが適当と認められた場合には、訂正後の「(未成年者) 非課税適用確認書」(訂正用)(様式10、11)を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

#### 【留意事項】

- イ 「(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼書」は、「(未成年者) 非課税適用確認書」の記載内容に誤りがあると認められる場合のみ提出することができますので、「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の記載内容に誤りがある場合には提出できません。「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の記載内容に誤りがある場合は、正しい交付申請事項を作成の上、当該交付申請事項を再度提供していただくことになります。
- ロ 「(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼書」に記載されている訂正後の申請者(投資者)の情報について、既に、他の金融商品取引業者等の営業所等から当該申請者(投資者)に係る交付申請が行われており、訂正することにより重複申請となる場合には、基本的には、措置法通達37の14-23に規定する取扱いに準じて、非課税口座の取扱い(適否)を判断することになります。
- ハ 下記 19 の個人番号等の確認依頼により確認した結果、税務署へ提供した交付申請事項の生年月日が誤っていることが判明した場合には、金融商品取引業者等の営業所は、上記に準じて、(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼の手続を行う必要があります。

なお、交付申請事項を本店等一括提供した場合であっても、(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼は、 金融商品取引業者等の営業所が、その営業所の所在地の所轄税務署に対して行う必要があります。

7 非課税(未成年者)口座開設前の申請者(投資者)からの取消依頼(別添フロー図A:③、 ⑨-1~⑨-3) 金融商品取引業者等の営業所は、(未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書の提出を受けた申請者(投資者) から、非課税(未成年者) 口座を開設する前に非課税(未成年者) 口座開設の取消依頼を受けた場合には、次のとおり取扱い願います。

① 「(未成年者) 非課税適用確認書」の交付を受けた場合

非課税(未成年者)口座は開設せずに、税務署から送付された(未成年者)非課税適用確認書(原本)を申請者(投資者)本人に交付し、申請者(投資者)には、非課税(未成年者)口座を開設したい金融商品取引業者等の営業所に、当該(未成年者)非課税適用確認書(原本)及び非課税(未成年者)口座開設届出書を提出して、非課税(未成年者)口座の開設手続を行っていただくよう説明してください。

② 「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の交付を受けた場合 税務署から送付された「(未成年者) 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(原本) を申請者(投資者)に交付し、申請者(投資者)には、他の金融商品取引業者等の営業 所にて既に非課税(未成年者)口座が開設されている旨を説明してください。

#### 【留意事項】

- イ 非課税(未成年者)口座を開設している申請者(投資者)が、他の金融商品取引業者等において非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定を行うためには、「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税(未成年者)口座廃止届出書」により手続を行っていただく必要があります。
- ロ 取消依頼に係る交付申請事項が記載不備還元データの対象となった場合は、交付申請事項の再提供は行わずに、申請者(投資者)に対しては、他の金融商品取引業者等に対して交付申請手続を行うことが可能である旨を説明してください。

# 8 非課税 (未成年者) 口座開設情報の取消依頼 (別添フロー図A:①、③)

金融商品取引業者等の営業所は、上記7により、非課税(未成年者)口座開設前に取消依頼を受けていた場合において、誤って「(未成年者) 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)を所轄税務署へ提供したときは取り消す必要がありますので、「非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼書」(様式 12)及び「非課税(未成年者)口座開設情報の取消事項明細書」(様式 13、14)を作成の上、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、取消依頼書の内容を確認し、その結果、取消しを行うことが適当と認められた場合には、「非課税(未成年者)口座開設情報の取消しのお知らせ」(様式 15、16)及び「取消明細書(非課税(未成年者)口座)」(様式 17、18)を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

#### 【留意事項】

○ 「非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼書」は、金融商品取引業者等の事情により、税務署へ提供すべきでない非課税(未成年者)口座開設情報を提供していた場合の取消手続ですので、原則として、非課税(未成年者)口座が開設された後は、申請者(投資者)からの申出により非課税(未成年者)口座の開設を取り消すことはできません。

したがって、開設済の非課税(未成年者)口座を取消ししたい場合には、「非課税(未成年者)口座廃止届 出書」を提出して、「非課税(未成年者)口座廃止通知書」の交付を受けて、他の金融商品取引業者等への再 開設手続を行っていただくことになります。

# 9 (未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請(別添フロー図A:14)、(5)

金融商品取引業者等の営業所が申請者(投資者)に(未成年者)非課税適用確認書(原本)を交付した場合において、当該申請者(投資者)が他の金融商品取引業者等の営業所に(未成年者)非課税適用確認書(原本)を提出する前にその(未成年者)非課税適用確認書(原本)を紛失等(滅失、毀損の場合も含む。)したため(未成年者)非課税適用確認書の再交付を求める場合には、「(未成年者)非課税適用確認書の再交付申請書」(様式19)を非課税(未成年者)口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所を経由して当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、再交付申請書の内容を確認し、その結果、再交付を行うことが 適当と認められた場合には、「(未成年者) 非課税適用確認書」(再交付用)(様式 20、21)を金 融商品取引業者等の営業所に送付します。

また、再交付を行うことが適当でないと認められた場合には、「(未成年者) 非課税適用確認 書を再交付しない旨のお知らせ」(様式 22、23) を金融商品取引業者等の営業所に送付します ので、金融商品取引業者等の営業所から申請者(投資者) に当該お知らせを交付していただく ことになります。

#### 【留意事項】

イ 「(未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請書」を金融商品取引業者等の営業所に提出し、非課税(未成年者)口座の開設を行う際には、「非課税(未成年者)口座開設届出書」も金融商品取引業者等の営業所に提出していただく必要があります。

ただし、既に「(未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出されている場合は、改めて「非課税(未成年者)口座開設届出書」を提出していただく必要はありません。

- ロ 「(未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請書」が金融商品取引業者等の営業所に提出された場合は、金融商品取引業者等の営業所は本人確認書類等の提出又は提示を受けて本人確認(個人番号の告知の際に必要となる本人確認を含む。) を行うことが必要になります。
- ハ 「(未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請書」が税務署に提出された場合には、(未成年者) 非課税適用確認書を送付した金融商品取引業者等の営業所に対して、「(未成年者) 非課税適用確認書」送付後の状況 (申請者(投資者)への交付の有無など)について照会させていただく場合があります。

#### 10 非課税(未成年者)口座の無効通知(別添フロー図A:⑥、①、⑧)

金融商品取引業者等の営業所から非課税(未成年者)口座開設情報又は届出事項の提供を受けた後において、同一の申請者(投資者)が他の金融商品取引業者等の営業所にも重複して非課税(未成年者)口座を開設しているのではないかと考えられる状況が生じた場合には、金融商品取引業者等の営業所に対して、「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について」(様式 24)、「確認対象口座一覧」(様式 25)及び「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」(様式 26)を送付し、「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」の提出を求めます。

その後、それぞれの金融商品取引業者等からの回答内容を確認した上で、無効と考えられる非課税(未成年者)口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対して、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書等の送付について」(様式 27)、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」(様式 29)及び「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領」(様式 30)を送付し、課税処理

の要否の見直し結果について、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」に より回答を求めます。

- (注) 同一の勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定が重ねて設けられた場合(重複口座の場合)には、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱います(措置法通達37の14-23参照)。
  - ① 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が交付申請事項の提供を受けた日又は時
  - ② ①が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書の提出を受けた日
  - ③ ①が同日又は同時であり、かつ②が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日
  - ④ ①が同日又は同時であり、かつ②及び③がいずれも同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日(措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。)
    - (注) 複数設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定が勘定廃止通知書又は非課税(未成年者)口座廃止通知書(以下「廃止通知書」という。)の提出により設けられた場合の上記①から④までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る上記①から④までの日又は時により判定することに留意する。

なお、同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合において、その廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記①から④により判定できないときは、措置法第37条の14第25項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱うことに留意する。

また、未成年者口座開設者がその年1月1日において20歳である年の1月1日において未成年者口座を開設していたため同日に同一の金融商品取引業者等の営業所に設けられた非課税口座がある場合には、同日に①の交付申請事項の提供、②の非課税適用確認書の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。

#### 【留意事項】

- イ 重複口座が生じた場合において、非課税の規定の適用を受けることができる口座は一つの非課税(未成年者)口座に限られますので、非課税の規定の適用を受けることができない非課税(未成年者)口座については、当初から非課税(未成年者)口座以外の口座(特定口座を除く。)での取引として取り扱われることになります。
- ロ 非課税(未成年者)口座の課税処理の要否の見直しの結果、非課税(未成年者)口座以外の口座(特定口座を除く。)として取り扱われる口座において、既に非課税扱いにより支払った配当等がある場合には、所得税及び復興特別所得税を徴収し納付する必要がありますが、その場合に使用する配当等の徴収高計算書は、通常の源泉徴収分と別に作成し、当該計算書の摘要欄に「非課税(未成年者)口座無効分」と記載願います。

この場合において、不納付加算税及び延滞税の取扱いについて、金融商品取引業者等の営業所の責めに帰すべき事由があると認められる場合を除いては、不納付加算税は、国税通則法第67条に規定する「法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合」に該当するものとして取り扱い、延滞税は、国税通則法第63条第6項第4号に基づく国税通則法施行令第26条の2第2号に該当するものとして取り扱うことになります。

なお、非課税(未成年者)口座を重複して開設したことについて、責めに帰すべき理由がない場合には、 金融商品取引業者等の営業所はその旨を証明する書類(「『非課税口座又は未成年者口座の無効通知書』に 関する証明書」)(様式 31)を税務署に提出する必要があります。

## 11 金融商品取引業者等変更届出書等の提出(別添フロー図B:①-1~①-2)

申請者(投資者)は、非課税管理勘定を設定すべき金融商品取引業者等を変更する場合や非 課税(未成年者)口座を廃止する場合には、次の届出書を非課税口座を開設している金融商品 取引業者等の営業所に対し提出します。

ケース	提出する届出書		
金融商品取引業者等を変更する場合	金融商品取引業者等変更届出書		
非課税(未成年者)口座を廃止する場合	非課税(未成年者)口座廃止届出書		

#### 【留意事項】

#### ①-1 金融商品取引業者等変更届出書

- イ 「金融商品取引業者等変更届出書」(以下「変更届出書」といいます。)は、変更前非課税口座に非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から1年を経過する日までの間に提出することとされていますので、上記の提出された変更届出書に記載されている「他の非課税口座に設けようとする非課税管理勘定の年分」が提出可能期間と合致しているか確認し、提出可能期間と合致していない場合には当該変更届出書を受理することはできません。
- ロ 変更届出書が提出された日以前に、変更しようとする非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該変更届出書を受理することはできません。
- ハ 変更届出書は書面により提出する必要があります。

#### ①-2 非課税(未成年者)口座廃止届出書

- イ 「非課税(未成年者)口座廃止届出書」(以下「廃止届出書」といいます。)の提出があった場合は、 廃止する非課税(未成年者)口座における上場株式等の受入れの有無を確認し、上場株式等の受入れが あるときは、申請者(投資者)に対し、廃止届出書の提出日以後は当該上場株式等に係る配当又は譲渡 益は課税扱いとなる旨を説明してください。
- ロ 実務上、廃止届出書の提出日の数日後に非課税(未成年者)口座を廃止した場合であっても、非課税 (未成年者)口座の廃止日は実際に非課税(未成年者)口座を廃止した日ではなく廃止届出書の提出日となります。

また、実務上、非課税(未成年者)口座を廃止する前に、廃止届出書の取下げの申出があった場合には、取下げを認めて差し支えありませんが、非課税(未成年者)口座を廃止した後に廃止届出書の取下げの申出があった場合には、取下げは認められません。

ハ 申請者(投資者)が出国する場合には、出国する日の前日までに「出国届出書」を金融商品取引業者等の営業所に対し提出することとされていますが、出国後に出国届出書が提出された場合であっても、 当該届出書を受理して差し支えありません。

なお、その場合は出国の事実が確認できた時点で、速やかに下記 12 の廃止届出事項の提供及び下記 13 の非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の交付を行う必要があります (ただし、同一の勘定設定期間において、出国届出書の提出により廃止する非課税 (未成年者) 口座に関し、既に変更届出書が提出されている場合は、非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の交付は必要ありません。)。

- 二 申請者(投資者)が出国した場合は、出国した時に廃止届出書を提出したものとみなされますので、 出国届出書の提出がない場合でも、下記 12 の廃止届出事項の提供及び下記 13 の非課税(未成年者)口 座廃止通知書の交付を行う必要があります(上記ハのカッコ書きと同様)。
- ホ 廃止届出書は書面により提出する必要があります。

## 12 変更届出事項等の提供(別添フロー図B:②)

金融商品取引業者等の営業所は、申請者(投資者)から提出を受けた変更届出書又は廃止届出書、出国届出書、廃止通知書交付申請書(以下廃止届出書、出国届出書、廃止通知書交付申請書を併せて「廃止届出書等」といいます。)に基づき、「変更届出事項(変更届出書に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(廃止届出書等に記載された事項等)」(以下変更届出事項(変更届出書に記載された事項等)、廃止届出事項(廃止届出書等に記載された事項等)を併せて「変更届出事項等」といいます。)を作成し、e-Taxにより所轄税務署に提供してください。

#### 【留意事項】

- イ 廃止届出書又は出国届出書の提出があった場合には、「非課税(未成年者)口座廃止通知書」を交付しない場合であっても、廃止届出事項の税務署への提供は必要となります。
- ロ 出国届出書の提出があった場合、税務署へ提供する廃止届出事項の「提出年月日(項番3~6)」は、 当該届出書の「出国予定年月日」欄に記載された年月日を記録する必要があります。

また、出国届出書の提出はないが、出国の事実が確認できた場合、税務署へ提供する廃止届出事項の「提出年月日(項番3~6)」は、出国年月日を記録する必要があります。

- ハ 変更届出事項等に①記載不備還元データの対象となる記載不備や②廃止届出書の提出年月日の記載誤りなどの誤りがあると、下記 15 の廃止通知書に係る提出事項の提供の際に、非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定等が不可となる要因になりますのでご注意願います。
- ニ e-Tax の利用可能時間は、e-Tax ホームページ>e-Tax の運転状況・利用可能時間 (http://www.e-tax.nta.go.jp/info\_center/index.htm) をご確認ください。

なお、e-Tax のヘルプデスク(0570 - 01 - 5901)の受付時間は、月曜日~金曜日(祝日及び 12 月 29 日  $\sim$  1 月 3 日を除きます。)の 9 時 $\sim$  17 時です。

# 

変更届出事項等を提供した金融商品取引業者等の営業所は、「勘定廃止通知書」又は「非課税 (未成年者)口座廃止通知書」(以下これらを併せて「廃止通知書」といいます。)を申請者(投 資者)に交付してください。

(注) 申請者(投資者)が他の金融商品取引業者等の営業所に廃止通知書を提出する前にその廃止通知書を紛失等(滅失、毀損の場合も含む。)したため廃止通知書の再交付を求める場合には、「廃止通知書等再交付申請書」を廃止通知書を交付した金融商品取引業者等の営業所に提出していただくことになります。

なお、廃止通知書を再交付する場合には、当該廃止通知書に「再交付」と付記してください。

#### 【留意事項】

- イ 申請者(投資者)が金融商品取引業者等の営業所に対し、同一の勘定設定期間において、廃止届出書の 提出により廃止する非課税(未成年者)口座に関し、既に変更届出書を提出していた場合は、当該変更届 出書に係る「勘定廃止通知書」が交付されているため、廃止届出書に係る「非課税(未成年者)口座廃止 通知書」は交付できないので、申請者(投資者)にその旨をご説明願います。
- ロ 廃止通知書の申請者(投資者)への交付は、上記 12 の税務署に対する変更届出事項等の提供を了した 後に行う必要があります。
- ハ 廃止通知書の記載内容に誤りがありますと、下記 15 の廃止通知書に係る提出事項の提供の際に、非課税管理勘定等の設定等が不可となる要因になりますのでご注意願います。

特に、「非課税(未成年者)口座廃止通知書」には、「非課税(未成年者)口座廃止届出書の提出年月日」 と「非課税(未成年者)口座が廃止された年月日」の両方を確実に記載願います。

なお、廃止通知書の「非課税(未成年者)口座が廃止された年月日」には、廃止届出書の提出年月日を 記載願います。

- ニ 廃止通知書の交付後に、変更届出事項等の提供に係る記載不備還元データの提供(別添フロー図B:③) が行われた場合には、記載不備となった変更届出事項等に係る廃止通知書について、その記載内容に誤り があるか否かを速やかに確認した上で、次のとおり取り扱い願います。
  - ① 廃止通知書に記載誤りがない場合には、申請者(投資者)に対し、税務署への変更届出書又は廃止届 出書等に係る登録手続を終えていないので、当該手続が終了するまでは変更予定の金融商品取引業者等 (以下「変更後金融機関」といいます。)に対して廃止通知書の提出を行わないように依頼してくださ い。その後、記載不備の処理を了した際には、その旨を申請者(投資者)に連絡してください。

なお、申請者(投資者)へ連絡した際に、申請者(投資者)が既に廃止通知書を変更後金融機関に提出済であった場合は、申請者(投資者)から変更後金融機関に対して、廃止通知書を交付した金融商品取引業者等(以下「変更前金融機関」といいます。)において、税務署への手続が完了してない旨の連絡があったことを伝えるよう依頼してください。

② 廃止通知書に記載誤りがあることが判明した場合は、交付した廃止通知書を申請者(投資者)から回収し、正しい廃止通知書を再交付してください。

また、既に変更後金融機関に対し、当初交付した廃止通知書を提出している場合には、申請者(投資者)に対して、申請者(投資者)から変更後金融機関に改めて再交付された廃止通知書を提出するよう依頼してください。

なお、誤った廃止通知書は変更後金融機関において保管するため、回収は必要ありません。

- ホ 廃止通知書を交付する場合には、申請者(投資者)に対して「廃止通知書を10月から12月までの間に変更後金融機関に提出した場合は、その提出した日の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定から再設定されることになるので、当年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定したい場合には、9月30日までに廃止通知書を変更後金融機関に提出する必要があること」をご説明願います。
- へ 申請者(投資者)から廃止通知書の紛失等(毀損、破損を含みます。)により、変更前金融機関に対して再交付依頼があった場合には、税務署から事後に再交付の事実を確認させていただく場合がありますので、関係書類を租税特別措置法施行規則第18条の15の8に定める保存年限に準じて保存願います。

# 14 非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の提出 (非課税口座の(再)開設) (別添フロー図B:⑤ -1、⑤-2)

申請者(投資者)は、非課税(未成年者)口座を再開設(又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定)しようとする場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、『非課税(未成年者)口座を再開設(又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定)しようとする年の前年10月1日』から『上場株式等を当該口座に受け入れる日又は開設しようとする年の9月30日のいずれか早い日』までに廃止通知書を提出します。

(注) 既に非課税(未成年者)口座を開設している金融商品取引業者等に対して非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その設けようとする非課税管理勘定若しくは累積投資勘定に係る年分の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までに廃止通知書を提出します(既に非課税(未成年者)口座が開設されているため、改めて非課税(未成年者)口座開設届出書を提出する必要はありません。)

#### 【留意事項】

- イ 金融商品取引業者等の営業所は、廃止通知書が提出された場合において、当該廃止通知書の記載内容を確認し、非課税(未成年者)口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定若しくは累積投資勘定への上場株式等の受入れがある旨の記載がある場合には、その廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該通知書を受理することはできません。
- ロ 新規に非課税(未成年者)口座を開設する場合は、「非課税(未成年者)口座開設届出書」に廃止通知 書を添付して提出します。

なお、過去において「(未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税(未成年者) 口座開設届出書」が提出されていたが、「(未成年者) 非課税適用確認書を交付しない旨の通知書」の交付を受けていた場合には、改めて、「非課税(未成年者) 口座開設届出書」の提出が必要となります。

# 15 廃止通知書に係る提出事項の提供(別添フロー図B:⑥)

廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、その営業所の所在地の所轄税務署長に対し、e-Taxにより提出事項(廃止通知書に記載された事項等)を提供してください。

#### 【留意事項】

イ 廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた税務署では、上記2の記載不備の確認を行った上で、変更前 金融機関から提供された変更届出事項等との整合性の確認を行います。

なお、記載不備還元データの対象となったデータについては、下記 16 の非課税管理勘定の設定等の可否に関する情報は提供されません。

ロ 記載不備還元データの対象となったデータについては、上記2の処理に準じて処理願います。

# 16 勘定の設定等の可否に関する情報の提供(別添フロー図B:⑦)

廃止通知書に係る提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所に対し、その営業所の 所在地の所轄税務署長から e-Tax により、非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定 若しくは累積投資勘定の設定(以下「勘定の設定等」といいます。)の可否に関する情報等が提 供されます。

#### 【留意事項】

- イ 勘定の設定等の可否に関する情報等の提供は、e-Tax の受信日(金融商品取引業者等から廃止通知書に係る提出事項が提供された日)の約1週間から2週間後に送信者のメッセージボックスに格納します。
  - ※ e-Tax 還元データは、通常、毎週木曜日に1週間分の還元データがメッセージボックスに格納される 予定です。
- ロ 送信者のメッセージボックスに格納されるデータの内容は次のとおりであり、「iv 非課税(未成年者) 口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定等の設定ができる旨又はできない旨」において開設できない旨の情報が提供された場合には、別紙「非課税(未成年者) 口座の開設又は非課税管理勘 定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合の対応について」を参考に対応していただきますようお願いします。
  - i 提出者の氏名
  - ii 提出者のフリガナ
  - iii 提出者の生年月日
  - iv 非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる旨又はできない旨
  - v 非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
  - vi 提出者の整理番号
  - vii 非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
  - vii 廃止通知書を識別するための記号又は番号(金融商品取引業者等が任意に付けた記号、番号)
  - ※ 国税庁ホームページの「NISAに関する情報」
    - (http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm) にて、サンプルデータを掲載しています。
  - ※ e-Tax にメールアドレスを登録しておくことにより、メッセージボックスに格納されたタイミングで、 登録されたメールアドレスにメールを送信します。
- ハ e-Tax 還元データは、受付番号の単位でファイルが作成されます。また、e-Tax 還元データは、①非課税 (未成年者) 口座の開設ができない又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合 「0」、②非課税(未成年者) 口座の開設ができる又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる場合「1」の順に区分された上で、整理番号順に格納されます。
- ニ 廃止通知書に係る提出事項が記載不備還元データの対象になった場合には、その提出事項は不受理の取扱いとなりますので、勘定の設定等の可否に関する情報は提供されません。

## 17 変更届出事項等の取消依頼 (別添フロー図B:②´-1~②´-3)

金融商品取引業者等の営業所は、変更届出事項等について、その種類を誤って(変更届出事項と廃止届出事項を取り違えて)提供したことが判明した場合には、「変更届出事項等の取消依頼書」(様式32)及び「変更届出事項等の取消事項明細書」(様式33)を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署は、取消依頼書の内容を確認し、その結果、変更届出事項等の取消処理を行うことが適当と認められた場合には、所要の処理を行った後、金融商品取引業者等の営業所に処理を了した旨を電話にて連絡します。

金融商品取引業者等の営業所は、当該連絡に基づき、改めて正しい種類の変更届出事項等を提供してください。

また、取消しを行うことが適当でないと認められた場合についても、所轄税務署からその旨 及びその理由を電話にて連絡します。

#### 【留意事項】

○ 「変更届出事項等の取消依頼書」及び「変更届出事項等の取消事項明細書」は、変更届出事項等を本店 等一括提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基となった変更届出書等が提出された金 融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

# 18 変更届出事項等の訂正依頼 (別添フロー図B:②´-4、②´-5)

金融商品取引業者等の営業所は、変更届出事項等について、その記載内容を誤って提供したことが判明した場合には、「変更届出事項等の訂正依頼書」(様式 34)及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」(様式 35)を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署は、訂正依頼書の内容を確認し、その結果、変更届出事項等の訂正処理を行うことが適当と認められた場合には、所要の処理を行った後、金融商品取引業者等の営業所に処理を了した旨を電話にて連絡します。

また、訂正処理を行うことが適当でないと認められた場合についても、所轄税務署からその 旨及びその理由を電話にて連絡します。

#### 【留意事項】

○ 「変更届出事項等の訂正依頼書」及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」は、変更届出事項等を本店 等一括提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基となった変更届出書等が提出された金 融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

# 19 個人番号等の確認依頼 (別添フロー図D-1、D-2)

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された申請事項等について、当該申請事項等に記載された申請者(投資者)の個人番号又は生年月日に誤りがあると認められる場合には、その申請者(投資者)の情報を記載した書面(「個人番号等の確認について(依頼)」(様式36)、「個人番号等確認リスト」(様式37)及び「『個人番号等の確認について(依頼)』に対する回答」(様式38))を金融商品取引業者等の営業所へ送付し、「個人番号等確認リスト」による回答を求めます。

- (注) 1 申請事項等が本店等一括提供された場合であっても、金融商品取引業者等の営業所に対して、「個人番号等確認リスト」等を送付します。
  - 2 申請事項等の送付先の記載がある場合であっても、送付先ではなく、金融商品取引業者等の営業所に対して送付します。

#### 【留意事項】

イ 「個人番号等確認リスト」等は、申請事項等の提供を行った週の約2~3週間後を目途に送付する予定です。

また、金融商品取引業者等の営業所からの回答期限は、依頼した日から概ね2週間後とする予定です。

- (注) 送付日は目安であり、「個人番号等確認リスト」の対象件数が多い場合には、当該リストの送付 が遅れることもあります。
- ロ 「個人番号等確認リスト」にはエラー要因は記載されていませんので、当該リストに記載されている申請者(投資者)については、金融商品取引業者等に保管されている本人確認書類等の写しなどにより、税 務署に提供した申請事項等に記載された個人番号又は生年月日に誤りがないかご確認ください。
  - (注) 個人番号又は生年月日が誤っているケース (例)
    - ① 申請事項等に記載すべき個人番号の記載を単純に誤ったケース

- ② 申請事項等に生年月日の記載を単純に誤ったケース
- ③ XさんとYさんの個人番号を相互に間違えて記載したケース
- ④ 申請事項等のデータ作成時に欄ズレなどにより他人の個人番号を記載してしまったケース
- ハ 交付申請事項に係る生年月日の記載が誤っていた場合には、税務署から交付される「(未成年者) 非課税適用確認書」も誤った生年月日が記載されていると考えられますので、「個人番号等確認リスト」による回答のほか、金融商品取引業者等の営業所は、その営業所の所在地の所轄税務署に対して、上記6に基づき、(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼を行っていただく必要があります。

なお、本店等一括提供の場合であっても、各営業所から各営業所の所在地の所轄税務署に(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼を行う必要がありますのでご留意ください。

二 「個人番号等確認リスト」等は、本店等一括提供の場合であっても、各営業所に対して送付しますが、 各営業所において回答が困難な場合(個人番号の管理を本店でのみ行っている場合など)には、本店等か ら各営業所の所轄税務署に対して、回答を行っても差し支えありません。

# 20 非課税口座を開設しなかった旨の届出書の提出

金融商品取引業者等の営業所は、未成年者口座を開設している投資者で、基準年(その年の3月31日において18歳である年)の前年12月31日以前に出国し、その後当該投資者が20歳である年の1月1日まで帰国しなかったことにより、みなし開設の規定の適用を受けなかった者がいる場合には、当該投資者が20歳である年の1月20日までに「非課税口座を開設しなかった旨の届出書」(別紙39)を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署へ提出していただくこととなります。

## 【留意事項】

○ 「非課税口座を開設しなかった旨の届出書」は、申請事項等を本店等一括提供していた場合であっても、 金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

# 非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の 設定ができない場合の対応について

非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定等の可否に関する情報の提供において、開設又は設定できない旨の情報が提供された場合には、次のとおり対応してください。

(注)以下の説明において、変更届出書又は廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者を「変更前金融機関」 といい、廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等を「変更後金融機関」といいます。

#### 1 開設できない場合の理由

その申請者(投資者)の非課税(未成年者)口座の開設ができない又は非課税口座への非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由は、次表のとおりです。

提供されるコード (記録要領)	非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
0 1	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止 年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合
0 2	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既に その所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項 (廃止年月日が同一のものに限ります。) の提供がある場合
0 3	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時に その所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項 (廃止年月日が同一のものに限ります。) の提供がある場合

## 2 エラー原因の詳細

上記1の「提供されるコード」の各区分において、それぞれ想定されるエラー要因としては 次のことが考えられます。

# (1) 記録要領:01

- ① 変更後金融機関が税務署に提供した提出事項の記載内容に誤りがある。
  - (例) 廃止年月日に誤りがある (廃止通知書に記載された廃止年月日と一致していない) 場合は記載 不備還元データの対象にならないが、変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等との整合 性がとれない場合はエラーとなる。
- ② 変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等が記載不備となり税務署のシステム に登録されていない。
- ③ 変更前金融機関が税務署に変更届出事項等の提供を失念している。
- ④ 変更前金融機関が税務署に提供した「(未成年者) 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(以下「口座開設情報」といいます。)」が記載不備となり、その処理を失念している又は提供を失念していることにより、口座開設情報が税務署のシステムに登録されていない。

- (注) この場合、変更届出事項等は記載不備となる。
- ⑤ 変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等について、税務署のシステムに当該 情報が登録されているが、記載内容に誤りがある。
  - (例) 廃止届出書等の提出年月日に誤りがある。
- ⑥ 変更前金融機関が申請者(投資者)に交付した廃止通知書に記載誤りがある。

#### (2) 記録要領:02

- ① 変更後金融機関において、同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回提供している。
- ② 変更後金融機関において、税務署に提供した提出事項に係る整理番号に誤りがあるため 他の申請者(投資者)に係る提出事項が提供されている。
- ③ 申請者(投資者)が、複数の金融機関に対して廃止通知書を提出している。

# (3) 記録要領: 03

- ① 変更後金融機関において、同一ファイルに同一者に係る提出事項を重複して作成して提供している。
- ② 上記(2)③のケースにおいて、複数の金融機関に提出された廃止通知書に係る提出事項が、 それぞれの変更後金融機関から税務署に対して同時に提供されている。

# 3 対応方法

変更後金融機関及び変更前金融機関は、上記2のエラー原因を踏まえ、次のとおり処理願います。

# (1) 変更後金融機関の対応

イ 税務署に提供した提出事項の内容確認(別添フロー図C:①、②)

税務署から開設又は設定できない旨が通知された場合、「非課税(未成年者)口座の開設等ができない場合のチェック表」(以下「チェック表 B」という。)(様式 40、41)に基づき、次の項目について、「申請者(投資者)から提出された廃止通知書」と「税務署へ提供した提出事項」の内容が一致しているか等を確認し、誤りがあった場合には正しい提出事項を再提供してください。

#### 【確認項目】

- ① 申請者(投資者)が一致しているか(別の申請者(投資者)の情報を送信していないか)
- ② 廃止通知書の種類が一致しているか(提出事項の項番2において、廃止通知書の種類は、勘定廃止通知書は「0」、非課税(未成年者)口座廃止通知書は「1」を提供することとしている。)
- ③ 廃止年月日が一致しているか(提出事項の項番 25~28 において、勘定廃止通知書(1/1~9/30 用)の場合は『廃止された年月日』、勘定廃止通知書(10/1~12/31 用)の場合は『変更届出書提出年月日の翌年1月1日』、非課税(未成年者)口座廃止通知書の場合は『口座廃止年月日』を提供することとしている。)
- ④ 同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回送信していないか
  - (注) 同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回送信は、後から送信した情報はエラー(**記録要領**: **02**) となる。
- ⑤ 同一ファイル内に同一の申請者(投資者)に係る提出事項が複数含まれていないか

(注) 同一ファイル中に同一の申請者(投資者)に係る同一内容の提出事項が複数含まれていた場合は、全てエラー(記録要領:03)となる。

#### ロ 申請者(投資者)への説明

「記録要領:02」の場合において、上記イの確認の結果、変更後金融機関の手続に誤りがない場合には、申請者(投資者)に対して、次の事項を説明した上で、提出を受けた廃止通知書に「他の金融商品取引業者等に手続済である旨」を表示した上で廃止通知書を申請者(投資者)に返却してください。

#### 【説明事項】

- 同一年分に複数の金融機関で非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定できない旨
- ・現状、他の金融機関において非課税(未成年者)口座が開設されている旨
- ・以上のことから変更後金融機関においては非課税(未成年者)口座の開設ができない旨

# ハ 税務署への連絡(別添フロー図C:③)

上記イの確認の結果、変更後金融機関の手続に誤りがない場合(上記ロの場合を除く。)には、変更後金融機関は「NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せん」(以下「連絡せんB」という。)(様式 42)にチェック表B(写し)及び廃止通知書(写し)を添付して、変更後金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。

- ※ チェック表B及び連絡せんB (控え) については、「非課税 (未成年者) 口座開設届出書」等と併せて保存することに留意する。
- (注) 連絡せんBの提出を受けた税務署においては、システムに登録された情報を確認した上で、次のとおり処理する。
  - ・ 変更前金融機関における処理が必要と認められる場合には、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から変更前金融機関に対し「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認について」(以下「確認依頼書」という。)(様式 43)に「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表」(以下「チェック表A」という。)(様式 44)を添付して送付し、次の事項を依頼する。(別添フロー図 C: ④ 1)
  - ① 変更前金融機関が税務署に提供した情報の内容確認及び誤りに対する適正処理
  - ② ①の処理を了した後、「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」(以下「処理済連絡」という。)(様式 45、46(様式 45 は廃止通知書の記載が誤っていた場合に使用する。))を作成し、申請者(投資者)を通じて変更後金融機関に連絡する。
  - ・ 変更前金融機関における処理を要せず、変更後金融機関において提出事項の再提供が可能と認められる場合には、変更後金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から提出事項を再提供するよう変更後金融機関に連絡する。(別添フロー図C:④-2)

変更後金融機関は、当該連絡に基づき提出事項の再提供(**別添フロー図C**: **(1)**) を行い、非課税管理勘定の設定等を了した場合は、申請者(投資者)に対し、非課税管理勘定の設定等を了した旨を連絡する。

## 二 申請者(投資者)への説明(別添フロー図C:⑤、⑥)

上記ハ(注)において、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から変更前金融機関に対し、変更届出事項等の確認依頼を行った場合には、変更後金融機関の営業所の所在

地の所轄税務署から変更後金融機関に対し、「NISA又はジュニアNISAに係る変更届 出事項等の確認状況について」(以下「処理状況連絡」という。)(様式 47)が送付される。

この処理状況連絡を受領した変更後金融機関においては、速やかに申請者(投資者)に 対して、次の事項を説明してください。

#### 【説明事項】

- ・ 非課税(未成年者)口座の開設(又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定)は、税務署から 開設(又は設定)が可能である旨の連絡があった場合にのみ開設(又は設定)できることとされている が、現状、手続の不備により開設(又は設定)ができない旨の連絡を受けている旨
- ・ 当金融機関の手続には不備がないことが確認されたため、現在、変更前金融機関に対し、税務署から 手続の履行確認を行っている旨
- ・ 変更前金融機関において手続を了した場合には、変更前金融機関から「NISAに係る手続を了した 旨のお知らせ」という文書が交付される旨
- ・ 「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」を受領した場合には、当該書面を速やかに当金融機関 に提出いただきたい旨

# ホ 税務署への連絡後の処理(別添フロー図C:⑩)

上記ハ(注)において、申請者(投資者)から処理済連絡の提出があった場合(**別添フロ**ー図 C:①)又は税務署から提出事項の再提供の依頼があった場合(**別添フロー図 C**:④ - 2)には、再度、提出事項を再提供してください。

(注) 当初提出された廃止通知書に記載誤りがあり、変更前金融機関から正しい廃止通知書が再交付された場合には、当該廃止通知書に基づき提出事項を作成し、再提供する。

この場合、記載誤りのあった廃止通知書は、記載誤りのある旨を表記した上で、正しい廃止通知書と併せて保管する。

# (2) 変更前金融機関の対応

#### イ 変更届出事項等のチェック (別添フロー図 C: ⑦、⑧)

変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から確認依頼書が送付された場合には、 添付されたチェック表Aにより、次の事項について確認及び処理をしてください。

#### (イ) 提供状況の確認

対象の申請者(投資者)に係る変更届出事項等が税務署に提供されているか確認して ください。

確認の結果、送信事績がない場合は、変更届出事項等を提供してください。

- (注) 1 提供した変更届出事項等が記載不備となっていないか確実に確認する。
  - 2 変更又は廃止した非課税(未成年者)口座に係る非課税(未成年者)口座開設情報の提供をしていない場合又は当該非課税(未成年者)口座開設情報が記載不備となっている場合は、正しい非課税(未成年者)口座開設情報を提供し、e-Taxの受信通知を確認した後、変更届出事項等を再提供する。

#### (ロ) 廃止通知書の記載内容の確認

変更届出事項等が提供済(記載不備となっていない)である場合は、廃止通知書(控え)の記載内容と変更届出事項等が一致しているかを確認し、その結果、一致していない場合には、次のとおり対応してください。

- ① 申請者(投資者)に交付した廃止通知書の記載が誤っていた場合 正しい廃止通知書を作成し、申請者(投資者)に説明の上、当該廃止通知書を交付 する。
- ② 変更届出事項等の記載内容(廃止年月日等)が誤っていた場合 変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に「変更届出事項等の訂正依頼書」 (様式 34) 及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」(様式 35) を提出する。 なお、所轄税務署における処理を了した場合には、所轄税務署からその旨連絡される。
- ③ 変更届出事項等の種類を誤って(変更届出事項と廃止届出事項を取り違えて)提供していた場合

変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に「変更届出事項等の取消依頼書」 (様式 32) 及び「変更届出事項等の取消事項明細書」(様式 33) を提出し、所轄税務 署から取消処理を了した旨の連絡があった後、改めて正しい種類の変更届出事項等を 提供する。

- (注) 上記②及び③における依頼書は、変更届出事項等を本店等一括提供していた場合であっても、 変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出する。
- ロ 申請者(投資者)への連絡(別添フロ一図C: ⑨、⑪)

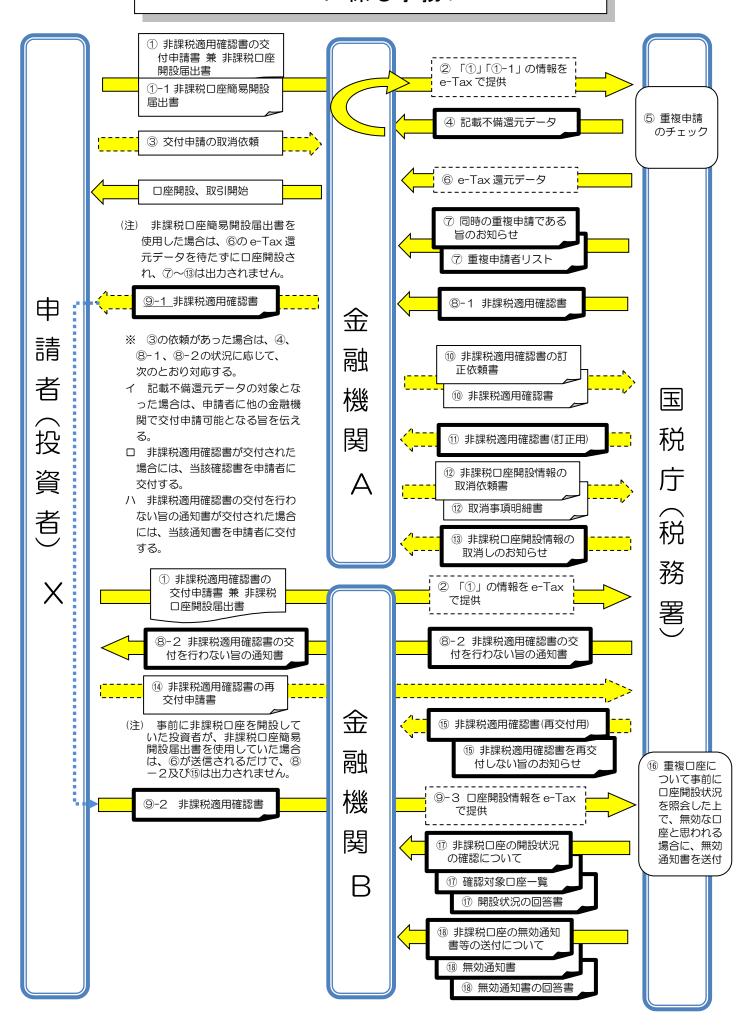
上記イの確認及び処理を了した後、速やかに処理済連絡を作成し、申請者(投資者)へ 交付の上、変更後金融機関に提出するよう依頼してください。

※ 確認依頼書、チェック表A及び処理済連絡(控え)については、「金融商品取引業者等変更届出書」 等と併せて保存することに留意する。

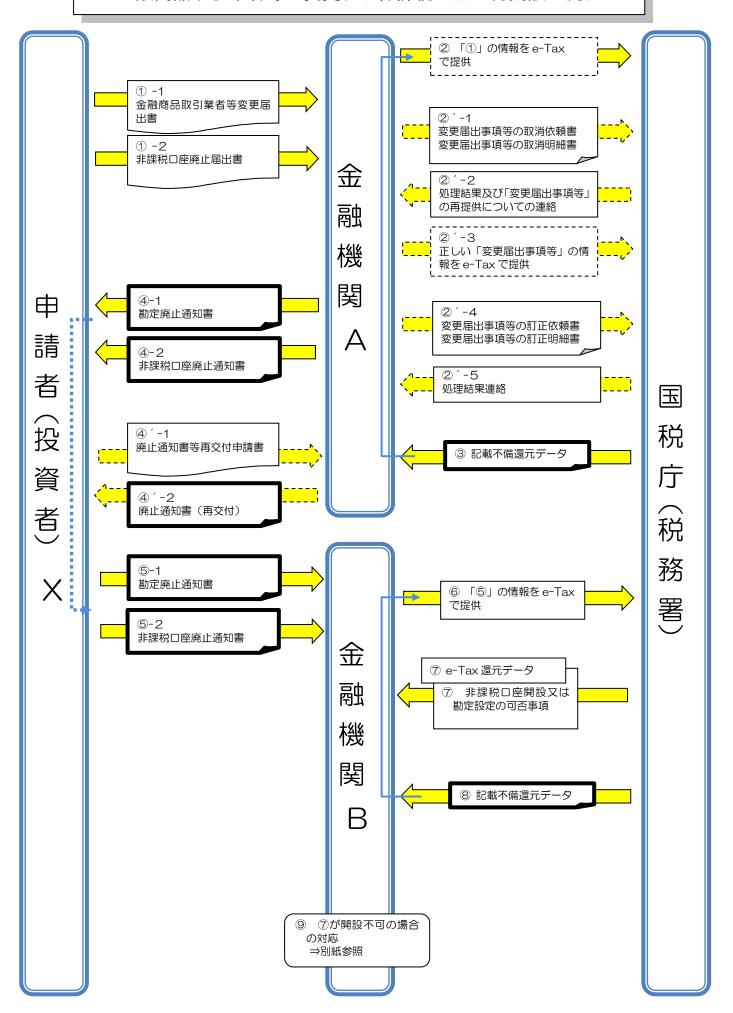
#### ハ 税務署への連絡(別添フロー図C:10)

変更前金融機関は、上記ロの申請者(投資者)への連絡を了した後、「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん」(以下「連絡せんA」という。) (様式 48) にチェック表A(写し)を添付して、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。

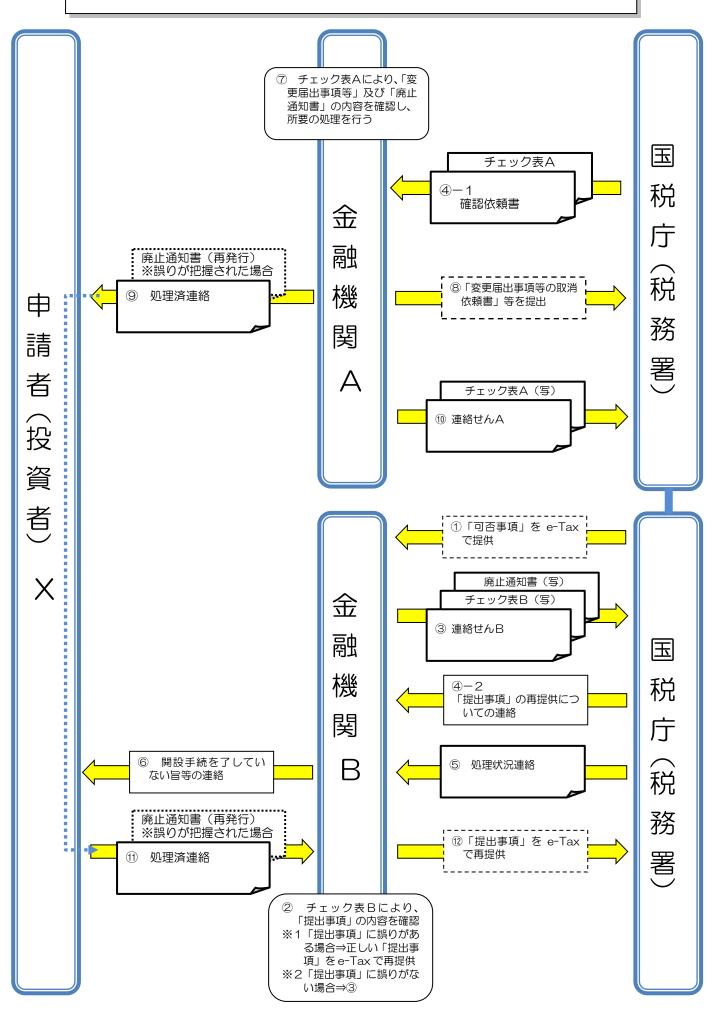
# NISAに係る事務フロー



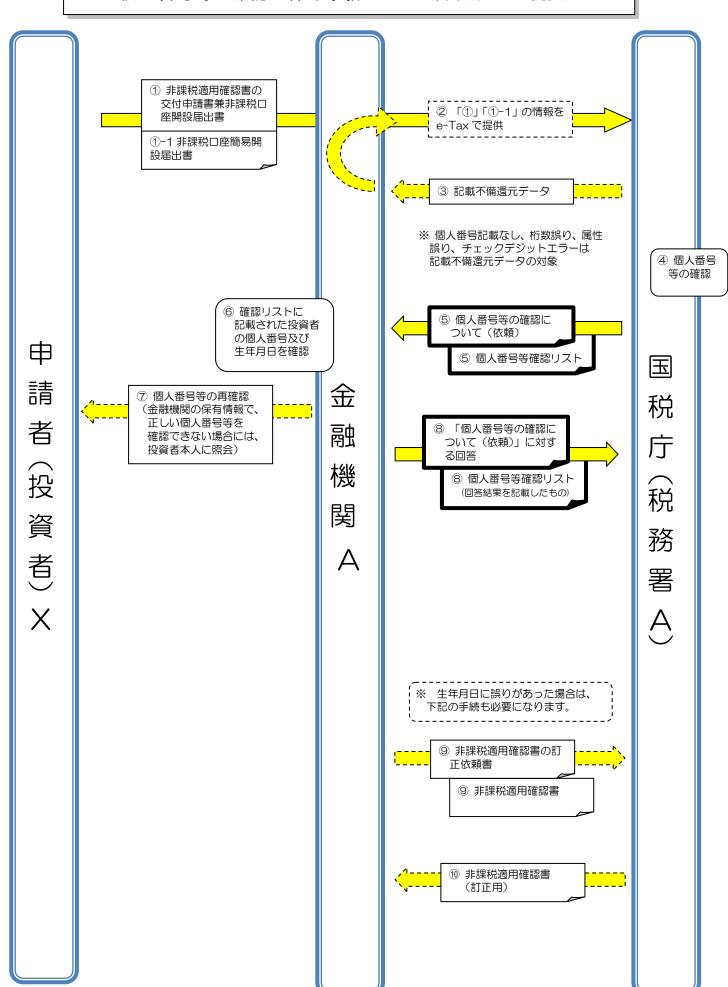
# 金融商品取引業者等の変更及び非課税口座の再開設の流れ



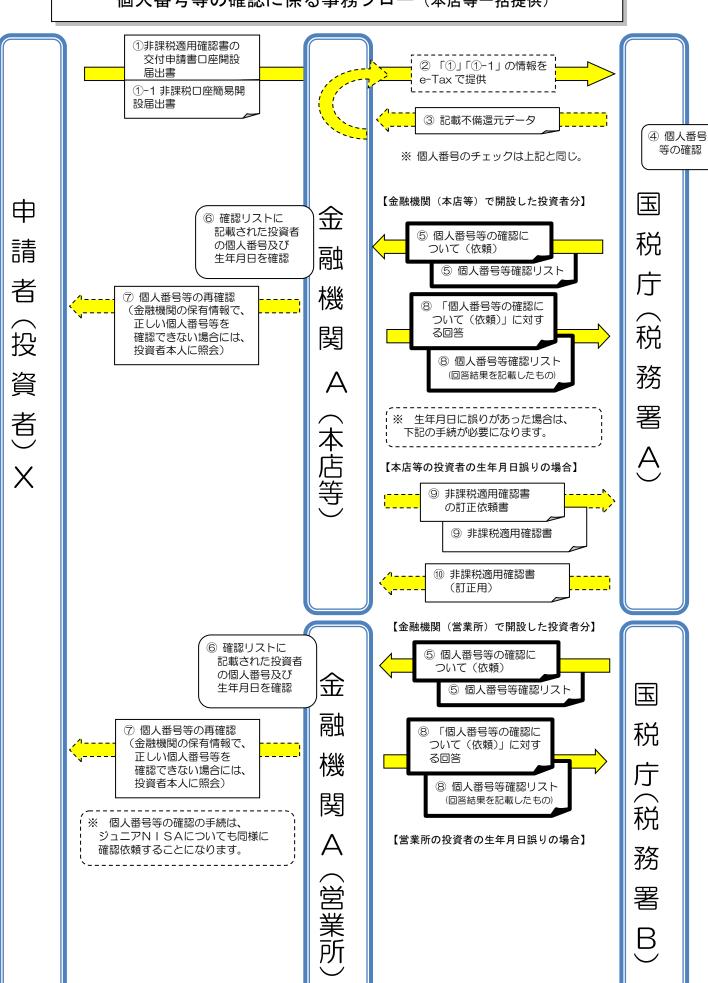
# 非課税口座等が設定できない場合の事務フロー(エラーコード:01)



# 個人番号等の確認に係る事務フロー (営業所ごとに提供)



# 個人番号等の確認に係る事務フロー(本店等ー括提供)



# 目次(様式)

- 1 (未成年者) 非課税適用確認書の交付申請又は非課税口座簡易開設届出書に係る手続
- 2 「申請事項等データに関する記載不備情報」(記載不備還元データ)の提供
- 3 (未成年者)非課税適用確認書又は(未成年者)非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の送付
  - 様式1 記載不備還元データの処理要領
  - 様式2 非課税適用確認書
  - 様式3 未成年者非課税適用確認書
  - 様式4 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書
  - 様式5 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書
  - 様式6 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書(同時申請用)
- 4 e Tax還元データ
- 5 重複申請者リストの送付
  - 様式7 同時の重複申請である旨のお知らせ
  - 様式8 重複申請者リスト
- 6 (未成年者)非課税適用確認書の訂正依頼
  - 様式9 (未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼書
  - 様式10 非課税適用確認書(訂正用)
- 様式11 未成年者非課税適用確認書(訂正用)
- 7 非課税(未成年者)口座開設前の申請者(投資者)からの取消依頼
- 8 非課税 (未成年者) 口座開設情報の取消依頼
  - 様式 12 非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼書
  - 様式13 非課税口座開設情報の取消事項明細書
  - 様式 14 未成年者口座開設情報の取消事項明細書
  - 様式 15 非課税口座開設情報の取消しのお知らせ
  - 様式16 未成年者口座開設情報の取消しのお知らせ
  - 様式17 取消明細書(非課税口座)
  - 様式 18 取消明細書(未成年者口座)
- 9 (未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請
  - 様式19 (未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請書
  - 様式 20 非課税適用確認書(再交付用)
  - 様式 21 未成年者非課税適用確認書(再交付用)
  - 様式22 非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ
  - 様式 23 未成年者非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ
- 10 非課税 (未成年者) 口座の無効通知
  - 様式24 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について
  - 様式 25 確認対象口座一覧

- 様式 26 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書
- 様式27 非課税口座又は未成年者口座の無効通知等の送付について
- 様式 28 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書
- 様式 29 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書
- 様式30 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領
- 様式 31 「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に関する証明書
- 11 金融商品取引業者等変更届出書等の提出
- 12 変更届出時効等の提供
- 13 勘定廃止通知書等の交付
- 14 非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の提出 (非課税口座の (再) 開設)
- 15 廃止通知書に係る提出事項の提供
- 16 勘定の設定等の可否に関する情報の提供
- 17 変更届出時効等の取消依頼
  - 様式 32 変更届出時効等の取消依頼書
  - 様式 33 変更届出事項等の取消事項明細書
- 18 変更届出事項等の訂正依頼

様式 34 変更届出事項等の訂正依頼書

- 19 個人番号等の確認依頼
  - 様式 35 変更届出事項等の訂正事項明細書
  - 様式36 個人番号等の確認について(依頼)
  - 様式37 個人番号等確認リスト
  - 様式38 「個人番号等の確認について(依頼)」に対する回答
- 20 非課税口座を開設しなかった旨の届出書の提出
  - 様式39 非課税口座を開設しなかった旨の届出書

#### (参考)

# 非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合の対応について

- 様式40 非課税口座の開設等ができない場合のチェック表
- 様式41 未成年者口座の開設ができない場合のチェック表
- 様式 42 NISA又はジュニアNISAにかかる提出事項の確認結果の連絡せん
- 様式43 NISA又はジュニアNISAにかかる変更届出事項等の確認について
- 様式44 NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表
- 様式 45 NISAに係る手続を了した旨のお知らせ(通知書再交付あり)
- 様式46 NISAに係る手続を了した旨のお知らせ(通知書再交付なし)
- 様式47 NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認状況について
- 様式48 NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん

# 記載不備還元データの処理要領

「記載不備還元データ」に記録のファイルについては、平成30年6月25日付課法9-10ほか1課共同「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について」(法令解釈通達)(以下「通達」といいます。)で定めたレコードの内容及び記録要領(以下「要領」といいます。)の要件を満たしていない又は実在しない住所や生年月日が記録されているなどの理由により、正常に処理することができなかったものです。

つきましては、「記載不備還元データ」の「エラーコード」欄に記録されたエラーの内容 を確認し、エラー対象となった申請事項等を正しく訂正した上で、訂正後の申請事項等を所 轄税務署に提供願います。

なお、再提供に当たっては、「記載不備還元データ」に記録された申請事項等のみを対象 とし、当初提供したファイルに記録されていた申請事項等のうち「記載不備還元データ」に 記録されていない申請事項等は再提供しないように注意願います。

## 1 記録順序

以下の順でエラーが生じている申請事項等を記録する。

- 受付番号
- ② 行番号
- ③ エラーコードA
- ④ エラーコードC
- ⑤ エラーコードB

## 2 記録内容

エラーが生じている申請事項等について、次のとおり記録する。

項	項目名	入力文字基準		内容
番				
1	処理年月日(タグ名	半角	8 文字以	本記載不備還元データ作成日を記録
	PPA00000)		内	する。
2	局署番号(タグ名	半角	5 文字以	各申請を受け付けた税務署の番号を
	PPB00000)		内	記録する。
3	局署名称(タグ名	全角	6 文字以	各申請を受け付けた税務署の名称を
	PPC00000)		内	記録する。
				e-Tax により申請事項等を送信する
				際に「提出先税務署等」として選択し

					た税務署の名称を記録する。
4	提出		全角	60 文字	金融商品取引業者等の営業所(送付
	名 Pi	PD00000)		以内	先) 名称を記録する。 ただし、 提供され
					たファイルが「非課税口座異動届出書
					に記載された事項等」又は「未成年者
					口座異動届出書に記載された事項等」
					の場合には記録されない。
5	記載	不備の内容(タグ名			
	PPEC	00000)			
6		提出者の氏名(タグ	全角	120 文字	提出者の氏名を記録する。
		名 PPE00010)		以内	
7	•	提出者のフリガナ	全角	120 文字	提出者のフリガナを記録する。
		(タグ名 PPE00020)		以内	
8	•	整理番号(タグ名	半角	14 文字	提出者の整理番号を印字する。
		PPE00030)		以内	(注) 提供されたファイルが、「非課税
					適用確認書の交付申請書に記載され
					た事項」及び「未成年者非課税適用
					確認書の交付申請書に記載された事
					項」以外の申請事項等のファイルで
					ある場合に記録される。
9		提出者の生年月日	半角	7字以内	提出者の生年月日を記録する。
		(タグ名 PPE00040)			
10		受付番号(タグ名	半角	20 文字	申請事項等が記録されたファイルを
		PPE00050)		以内	e-Tax で送信した際の e-Tax の受付番
					号(即時通知及び受信通知の「受付番
					号」欄に表示される受付番号(20桁の
					数字)) を記録する。
					なお、最初の 14 桁が受信年月日 (西
					暦4桁表示)及び受信時刻である。
11		行番号(タグ名	半角	8 文字以	申請事項等が記録されているファイ
		PPE00060)		内	ルにおけるその申請事項等の行番号を
					記録する。
12		エラーコードA(タ	半角	3 文字	エラーコードAを記録する。
		グ名 PPE00070)			
13		エラーコードB(タ	半角	2 文字	エラーコードBを記録する。
		グ名 PPE00080)			
14		エラーコードC(タ	半角	2 文字	エラーコードCを記録する。
		グ名 PPE00090)			

15	営業所使用欄(タグ 全		20 文字	申請事項等に記載された事項の「金
	名 PPE00100)		以内	融商品取引業者等の営業所使用欄」に
				記載された情報を記録する。

# 3 エラーコードの内容

# (1) エラーコードの仕様

エラーコードの仕様は、次のとおりである。

# AAA-BB-CC

AAA:申請事項等の種類

BB:エラーの種類

CC: エラー項目番号

なお、エラーの種類 (BB) が「21」から「77」までのコードである場合には、エラー項目番号のコード (CC) は常に「00」となる。

# (2) 申請事項等の種類 (AAA)

コード	申請事項等の名称						
001	非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項						
	未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項						
002	非課税適用確認書の提出をした者に関する事項						
	未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項						
003	非課税口座異動届出書に記載された事項等						
	未成年者口座異動届出書に記載された事項等						
004	非課税口座移管依頼書に記載された事項等						
	未成年者口座移管依頼書に記載された事項等						
005	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項						
	(非課税口座)						
	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項						
	(未成年者口座)						
006	変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)						
007	廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)						
	廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)						
008	提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)						
	提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)						
009	届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)						

# (3) エラーの種類 (BB)

コード	エラーの種類の内容
01	各項目の文字数が要領に定める文字数と異なっている。
02	記録が必要な項目にデータが記録されていない。
03	要領に定められた属性(全角/半角/数値/カナ等)で記録されていない。

コード	エラーの種類の内容
04	要領に定められた範囲内の数値が記録されていない。
05	日付が正しくない。
06	整理番号、個人番号又は法人番号が正しくない。
07	局署番号が実在しない。
08	住所が正しく記録されていない。
09	JIS第1水準及びJIS第2水準以外の文字が記録されている。
21	整理番号が存在しない。
41	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課
	税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項(非課税
	口座簡易開設届出書に記載された事項等)」以外の申請事項等に記録さ
	れた提出者の生年月日が、国税庁で保有しているその提出者の生年月日
	と異なる。
42	「非課税口座異動届出書に記載された事項等」、「未成年者口座異動届
	出書に記載された事項等」、「非課税口座移管依頼書に記載された事項
	等」、「未成年者口座移管依頼書に記載された事項等」、「金融商品取引業
	者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)」
	又は「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべ
	き事項(未成年者口座)」に記録された提出者のフリガナが、国税庁で
	保有しているその提出者のフリガナと異なる。
43	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び未成年者口
	座に係る申請事項等以外の申請事項等に記録された提出者の基準日に
	おける国内の住所(居所)又は所在地が、国税庁で保有しているその提
	出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地と異なる。
44	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「提出事項(勘
	定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」、「届出事項(非課税口
	座簡易開設届出書に記載された事項等) 」及び未成年者口座に係る申請
	事項等以外の申請事項等に記録された勘定設定期間の区分が、国税庁   で保有しているその提出者の勘定設定期間の区分と異なる。
	て保有しているその旋山省の樹足成足期间の区方と異なる。   又は、「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」に記録され
	た最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設
	定予定年月日が、国税庁で保有しているその提出者の勘定設定期間の区
	分と異なる。
45	勘定設定期間が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの
	期間である「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び未
	成年者口座に係る申請事項等以外の申請事項等に記録された提出者の
	基準日が、国税庁で保有しているその提出者の基準日と異なる。

コード	エラーの種類の内容
46	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非
	課税適用確認書の提出をした者に関する事項」に記録された提出年月日
	が、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の作成年月日より
	先日付である。
47	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課
	税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項(非課税
	口座簡易開設届出書に記載された事項等)」以外の申請事項等に記載さ
	れた提出者の個人番号が、国税庁で保有しているその提出者の個人番号
	と異なる。
51	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非
	課税適用確認書の提出をした者に関する事項」の提供がなく、「非課税
	口座移管依頼書に記載された事項等」、「未成年者口座移管依頼書に記載
	された事項等」、「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合
	に提供すべき事項 (非課税口座)」又は「金融商品取引業者等において
	事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)」が提供さ
	れている。
63	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税
	適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項(非課税口
	座簡易開設届出書に記載された事項等)」以外の申請事項等に記録され
	た提出者の個人番号に誤りがある。
71	「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」、「未成年
	者口座異動届出書に記載された事項等」、「未成年者口座移管依頼書に記
	載された事項等」、「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場
	合に提供すべき事項(未成年者口座)」又は「廃止届出事項(未成年者
	口座廃止届出書等に記載された事項等)」の記録内容と国税庁で保有し
	ているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。
73	「提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」に記
	録された廃止通知書の提出の区分と、国税庁で保有しているその提出者
	の「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項
	等)」又は「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項
	等)」の提供状況が異なっている。
74	非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨に「1」が記録さ
	れた「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」
	が既に提供されている。
75	上場株式等の受入れの有無に「1」が記録された「廃止届出事項(非
	課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未
	成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」が既に提供され、「提出

コード	エラーの種類の内容
	事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」又は「提出事
	項(未成年者廃止通知書の提出をした者に関する事項)」の提出年月日
	及び廃止年月日に同じ年の1月1日から9月30日が記録されて提供さ
	れている。
76	「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項
	等)」、「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」
	又は「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」
	の提供の際に、同一ファイルに同一提出者の情報が複数レコード記録さ
	れている。
77	提供された「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載さ
	れた事項等)」、「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された
	事項等)」又は「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載され
	た事項等)」より以前に、同一提出者の「変更届出事項(金融商品取引
	業者等変更届出書に記載された事項等)」、「廃止届出事項(非課税口座
	廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未成年者口
	座廃止届出書等に記載された事項等)」が提供されている。

# (4) エラー項目番号 (CC)

各エラーの種類 (BB) ごとに各項目の確認事項を表示している。 なお、「一」は、確認事項がないことを示している。

# イ 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(001)

項番	エラー 項目番号	項目名		エラ	ーの種類(BB	)	
番	(CC)	<b>境日</b> 石	02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類	_	_	「001」が入 力されてい るか	_	_
2	02	提出   元号   年月     日	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
3	03	年	入力されて いるか	半角数字であるか	_	か ①実在日で	_
4	04	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
5	05	Ħ	入力されて いるか	半角数字であるか		のりな③年日49 世先い平105年まれあ定と(のな日付 月平9でかる設の注とっよっな。 日本9年まれあ定と(のないないないないないである。 日本9年まれるでは、のないないでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年ののでは、 日本9年のである。 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは、 日本9年のでは 日本9年ので 日本9年の 日本 日本9年の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	_

項	エラー	-T. D. b		エラ	ーの種類(BB	)	
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
6	06	申請者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
7	07	申請者のフリガナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_
8	08	申請 元号 者の 生年 月日	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次のいずれ の条件も満 たしている か ①実在日で	_
9	09	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
10	10	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で	_
11	11	目	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ない	_
12	12	申請者の現住所 (居所)又は所在 地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	申請者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
14	14	申請者の基準日 における国内の 住所(居所)又は 所在地	項番 24 が 「26」の場 合、入力さ れているか	項番 24 が 「30」の場 合、入力され ていないか	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
15	15	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
16	16	金融商品取引業 者等の営業所の 所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の力さ れているか
17	17	金融商品取引業 者等の営業所の 郵便番号	入力されて いるか	半角数字であるか	_	_	
18	18	一般基準日に国 内に住所を有し ない旨	項番 24 が 「26」の場 合、入力さ れているか	項番 24 が 「30」の場 合、入力され ていないか	項番 24 が 「26」の場 合、「0」か 「1」が入力 されている か	_	_
19	19	一基日最に内住をする 元号	項番 18 が 「1」かつ項 番 24 が 「26」の場 合、入力さ れているか	項番18が「0」 かつ項番 24 が「26」の場 合又は項番 18が未入力 か可項番 24 が「30」のは 合、入力され ていないか	項番 18 が 「1」かつ項 番 24 が 「26」の場 合、「4」が入 力されてい るか	項番 18 が 「1」 18 つの 番 24 のの 「26」 かの条し 合がの条し も満るか ①実在日で	-
20	20	年となた日		項番 18 が「1」 かつ項番 24 が「26」の場 合、半角数字 であるか 項番 18 が「0」	_	ある ②税提 の り ない で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	_
21	21	月		かつ項番 24 が「26」の場 合又は項番 18 が未入力 かつ項番 24 が「30」の場 合、入力され	_	年1月1日 から平成 29 年9月 30 日までのい ずれかの日 である	

項	エラー			エラーの種類 (BB)					
番	項目番号 (CC)			02	03	04	05	09	
					ていないか				
22	22		日			_		_	
23	23	勘定 設定 期間	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	_	_	
24	24		年	入力されて いるか	_	「26」 か 「30」が入 力されてい るか		_	
25	25	送付先の有無		入力されて いるか	_	「0」か「1」 が入力され ているか	_	_	
26	26	送付先の名称		項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番25が「0」 の場合、入力 されていな いか	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
27	27	送付先の所在地		項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番25が「0」 の場合、入力 されていな いか	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
28	28	送付先の郵便番号		項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番25が「1」 の場合、半角 数字 か 項番25が「0」 のきれ いか		_		
29	29	金融商品取引業 者等の営業所使 用欄		_	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
30	30	者等0	商品取引業 の営業所の 税務署の名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
31	31	者等0	商品取引業 の営業所の 税務署の番	入力されて いるか	_	_	_	_	

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - 口 「06」: 項番 13 について、個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「08」: 項番 14 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
- (注2) 一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日と提出年月日との関係

一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日	提出年月日
平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日	平成 25 年 10 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日

# (注3) 一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日と勘定設定期間との関係

一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日	勘定設定期間
平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年

## (注4) 勘定設定期間と提出年月日との関係

勘定設定期間	提出年月日		
平成 26 年	平成 25 年 10 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日		
平成 30 年	平成 29 年 10 月 1 日~平成 49 年 9 月 30 日		

# (注5) 勘定設定期間と税務署への提供日との関係

勘定設定期間	税務署への提供日		
平成 26 年	平成 25 年 10 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日		
平成 30 年	平成 29 年 10 月 1 日~平成 49 年 12 月 31 日		

# ロ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(001)

五元.	エラー	75 D A	エラーの種類 (BB)				
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種 類	_	_	「001」が入 力されてい るか	1	_
2	02	提出 元号 年月 日	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている か	_
3	03	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	①実在日で ある ②税務署へ	_
4	04	月	入力されているか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で ない	_
5	05	F	入力されて いるか	半角数字であるか	-	③平成28年 1月1日 1月1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_
6	06	申請者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
7	07	申請者のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか			_
8	08	申請 者の 生年	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
9	09	月日年	入力されて いるか	半角数字であるか		か ①実在日で ある	_
10	10	月	入力されて いるか	半角数字で あるか		②税務署へ の提供日よ り先日付で	_
11	11	日	入力されて いるか	半角数字で あるか		ない	_
12	12	申請者の現住所 (居所) 又は所在 地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	申請者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
14	14	(空白)	_	入力されて	_	_	_

	エラー		エラーの種類 (BB)					
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09	
	, ,			いないか				
15	15	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
16	16	金融商品取引業 者等の営業所の 所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準型の 2水準の 字が入 れているか	
17	17	金融商品取引業 者等の営業所の 郵便番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_	
18	18	(空白)	_	入力されて	_	_	_	
19	19			いないか				
20	20							
21	21							
22	22							
23	23							
24	24	送付先の有無	入力されて	_	「0」か「1」		_	
25	25		いるか		が入力され ているか			
26	26	送付先の名称	項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番 25 が 「0」の場 合、入力さ れていない か	_	_	JIS第1 水準型が 2水入力さ 字がているか	
27	27	送付先の所在地	項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番 25 が 「O」の場 合、入力さ れていない か	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力されているか	
28	28	送付先の郵便番号	項番 25 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項 「1」 音 で 番 1、 半ある 5 の 角かが場 で の 力 たい で の 力 たい の 力 たい の 力 たい の 力 たい たい の 力 たい たい たい たい たい たい たい たい たい たい	_	_	_	
29	29	金融商品取引業 者等の営業所使 用欄	_	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
30	30	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
31	31	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	_	_	_	

- (注) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 13 について、個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

## ハ 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(002)

/\										
項	エラー 項目番号	項目名		エ	ラーの種類(BI	3)	T			
番	(CC)		02	03	04	05	09			
1	01	申請事項等の種類	_	_	「002」が入 力されてい るか		_			
2	02	提出 元号 年月 日	入力されているか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_			
3	03	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か①実在日で	_			
4	04	月	入力されて いるか	半角数字であるか	_	ある ②税務署へ	_			
5	05	F	入力されているか	半角数字であるか	_	の り 先い ③ 平成 25年 10 月 1 2 月 3 1 3 1 2 月 3 1 3 1 2 月 1 3 1 3 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7				
6	06	提出者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準マル 2水準の 字が入力さ れているか			
7	07	提出者のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_			
8	08	提出 者の 生年 月日	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次のいずれ の条件もいる たし か ①実在日で	_			
9	09	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_			
10	10	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で	_			
11	11	日	入力されて いるか	半角数字であるか	_	ない。 ③ 理典 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_			
12	12	提出者の現住所 (居所) 又は所在 地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか			
13	13	提出者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_			
14	14	提出 元号 基準 日	項番 27 が 「26」から 「29」の場 合、入力さ れているか	項番 27 が 「30」から 「49」の場 合、入力ない か	項番 27 が 「26」から 「29」の場 合、「4」が入 力されてい るか	項番 27 が 「26」が 「29」ののい 合、れの条い ずれたし も満たして				
15	15	年		項番 27 が 「26」から 「29」の場		いるか ①実在日で ある				
16	16	月		合、半角数 字であるか 項番 27 が	_	②税務署へ の提供日よ り先日付で	_			
17	17	Ħ		「30」から 「49」の場 合、入力さ れていない か	_	ない ③平成25年 1月1日以 後	_			

項	エラー			エ	ラーの種類(BI	3)	
番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
18	18	提出者の基準日 における国内の 住所 (居所) 又は 所在地	項番 27 が 「26」から 「29」の場 合、入力さ れているか	項番 27 が 「30」から 「49」の力 合、ていない か	-	-	JIS第1 水準又はの文 2水入力 字が入力さ れているか
19	19	提出者の整理番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
20	20	提出者の氏名が 変更されている 旨	入力されて いるか		「0」か「1」 が入力され ているか		_
21	21	非課税適用確認書の氏名	項番 20 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番 20 が 「0」の場 合、入力さ れていない か	Ŧ	ł	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	非課税適用確認書の氏名のフリガナ	項番 20 が 「1」の場 合、入力さ れているか	<ul><li>取「1」</li><li>全の角かが場力</li><li>で番 20の角かの力な</li><li>の力ない</li><li>であり入い</li><li>であり入い</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であり、</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>であります。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないます。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。</li><li>できないまする。<!--</td--><td>_</td><td>_</td><td>_</td></li></ul>	_	_	_
23	23	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	1	1	1	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
24	24	金融商品取引業 者等の営業所の 所在地	入力されて いるか				JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
25	25	金融商品取引業 者等の営業所の 郵便番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
26	26	最に課管勘又は	入力されて いるか	-	「4」が入力 されている か	次のたかのたかのたかのまる。	_
27	27	累積 年 投資 勘 記	入力されて いるか	半角数字で あるか	1	②提出年月 日以後 ③平成26年	
28	28	が設 定 た れた	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	1月1日から平成49年 12月31日	_
29	29	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	入力されて いるか	半角数字であるか		まれあ④日が表とるのの 出の2)おている提と注とってかる場と注とっている。	
30	30	非課税口座の記 号又は番号	入力されて いるか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_		_
31	31	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか			_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
32	32	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 19 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 32 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - □ 「08」:項番 18 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 19 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - へ 「41」: 項番8から11に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - ト 「43」: 項番 18 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
  - チ 「44」: 項番 26 から 29 に記録された最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設定 予定年月日が課税適用確認書に記載された勘定設定期間の範囲内か確認する。
  - リ 「45」: 項番 14 から 17 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認 する。
  - ヌ 「46」: 項番 2 から 5 に記録された提出年月日が週の非課税適用確認書の作成年月日と同一日付又は当該作成年月日より後日付か確認する。
  - ル 「47」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ヲ 「63」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
- (注2) 最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設定予定年月日と提出年月日との関係

最初に非課税管理勘定若しくは累積投資勘定	提出年月日		
が設定された年月日又は設定予定年月日	佐山平月口		
(非課税管理勘定) 平成 26 年 1 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日	平成 25 年 10 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日		
(非課税管理勘定) 平成 30 年 1 月 1 日~平成 35 年 12 月 31 日	平成 29 年 10 月 1 日~平成 35 年 12 月 31 日		
(累積投資勘定)平成30年1月1日~平成49年12月31日	平成 29 年 10 月 1 日~平成 49 年 12 月 31 日		

## 二 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(002)

	エラー		エラーの種類 (BB)					
項番	項目番号 (CC)	項	目名	02	03	04	05	09
1	01	申請導種類	事項等の	_	_	「002」が入 力されてい るか	_	
2	02	提出 年月 日	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
3	03		年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
4	04		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
5	05		日	入力されて いるか	半角数字であるか	_	の提供日よ り先日付で ない ③平成28年 1月1日か	-

	エラー				エ	ラーの種類(BI	3)	
項番	項目番号 (CC)	項	目名	02	03	04	05	09
							ら平成35年 12月31日 までのいず れかの日で ある	
6	06	提出者は	の氏名	入力されて いるか	-	_	-	JIS第1 水準又は 2水準の 字が入力 れているか
7	07	提出者ガナ	・のフリ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_
8	08	提出の 生年	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
9	09	月日	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
10	10		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	
11	11		日	入力されて いるか	半角数字であるか	_	のりな③口のの歳い 提生の 本報日 日付 年設月 がで 日子のの歳いこ はで 者年日のの歳いこ	-
12	12		· の現住 所) 又は	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	提出者 番号	の個人	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
14	14	(空白)	)	_	入力されて いないか	_	_	_
15	15				4 ,84 %			
16	16							
17	17 18							
19	19	提出者番号	の整理	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
20	20	提出者	の氏名	入力されて いるか		「0」か「1」 が入力され ているか	_	_
21	21	未成年	者非課 確認書	項番 20 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番 20 が 「0」の場 合、入力さ れていない か	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	税の氏が	者非課 確認フリ	項番 20 が 「1」の場 合、入力さ れているか	項番 20 「1」全の の角か で番 20 の力ない ほの力ない ないない でものの力ない ないない。	_	_	_
23	23	業者等所の名		入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
24	24		i品取引 の営業 在地	入力されて いるか	_		_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ

	エラー				エ	ラーの種類(BI	3)	
項番	項目番号 (CC)	項	目名	02	03	04	05	09
								れているか
25	25	業者等 所の郵		入力されて いるか	半角数字であるか	ı	ı	_
26	26	税理定が	元号	入力されて いるか	l'	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている か	
27	27	設れ年	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	①実在日で ある ②提出年月	_
28	28	月又設定予定	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	日以後 ③平成28年 4月1日か ら平成35年	_
29	29	年月日	田	入力されて いるか	半角数字であるか	_	12月31日 までのいず れかの日で ある	_
30	30		者口座・ソス	入力されて いるか	半角英数又 は半角のある か か	-		_
31	31	業者等 所の所 署の名		入力されて いるか				JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
32	32	業者等	   品取引   の営業     轄税務   号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 19 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 32 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「21」: 項番 19 に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - ホ 「41」: 項番8から 11 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - へ 「46」: 項番 2 から 5 に記録された提出年月日が未成年者非課税適用確認書の作成年月日と同一日付又は当該作成年月日より後日付か確認する。
  - ト 「47」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - チ 「63」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
  - リ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

## ホ 非課税口座異動届出書に記載された事項等(003)

च्याः सार्थः स्थान	エラー	75 D D		エ	ラーの種類(BI	3)		
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種 類	_	_	「003」が入 力されてい るか	_	_	
2	02	提出者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
3	03	提出者のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_	
4	04	提出 者の 生年 月日	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次の件もいずれ の条し たか まれ で も で も で も に り ま て り ま て り ま て り ま て り ま て り て り て り	_	
5	05	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある②税務署へ	_	
6	06	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で ない	_	
7	07	日	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	1211	_	
8	08	提出者の現住所 (居所) 又は所在 地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
9	09	提出者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_	
10	10	非課税口座の記号又は番号	入力されて いるか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	_	_	
11	11	勘定 元号 設定 期間	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	_	_	
12	12	の区年分	入力されて いるか	_	「 26 」 か 「30」が入 力されてい るか		_	
13	13	月	入力されて いるか	_	「01」が入 力されてい るか		_	
14	14	日	入力されて いるか	_	「01」が入 力されてい るか		_	
15	15	提出者の変更前の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
16	16	提出者の変更前 の氏名のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_	
17	17	提出者の変更前 の住所 (居所) 又 は所在地	項番21が入 力されて、入 力は合、 力さか か	_	_		JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
18	18	提出者の変更前 の個人番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	項番 22 の個 人番号と同 一でないか		_	
19	19	提出者の変更後の氏名	入力されて いるか	_		_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか	
20	20	提出者の変更後 の氏名のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_	

TH 10.	エラー	75 D A		エ	ラーの種類(BI	3)	
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
21	21	提出者の変更後 の住所 (居所) 又 は所在地	項番17が入 力されてい る場合、入 力されてい るか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	提出者の変更後の個人番号	入力されて いるか	半角数字であるか	項番 18 の個 人番号と同 一でないか	_	_
23	23	提出者 元号 の基準 日	項番 12 が 「26」かつ 項番28の上 一桁が 0~3 の場合、入 力されてい るか	項番 12 が 「30」の場 合、入力さ れていない か	項番 12 が 「26」かつ 項番 28 の上 一桁が 0~3 の場合、「4」 が入力され ているか	項番 12 が 「26」かつ 項番28の上 一桁が 0~3 のい場合ずれの 条件も満た	
24	24	年		項番 12 が 「26」の数 き、半角数 字番 12 が	_	しているか ①実在日 の ②税 の 提供 日 で る の 提供 日 の よ の よ の よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ	
25	25	月		「30」の場 合、入力さ れていない か	_	り先日付で ない ③平成25年 1月1日か ら平成29年	
26	26	F F			_	9月30日ま でのいずれ かの日であ る	_
27	27	提出者の基準日 における国内の 住所 (居所) 又は 所在地	項番 12 が 「26」かつ 項番28の上 一桁が 0~3 の場合、入 力されてい るか	項番 12 が 「30」の場 合、入力さ れていない か	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
28	28	提出者の整理番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
29	29	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
30	30	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか		_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - 口 「06」: 項番 28 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号(提出者の口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項の規定により非課税口座開設届出書の提出をしたものとみなされて開設された非課税口座である場合には、「未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号」とする。以下同じ。)を確認する。また、項番 9、18 又は 22 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 29 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 30 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - □ 「08」:項番 27 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 28 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。

- へ 「41」: 項番4から7に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「42」: 項番 16 又は 20 に記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、 非課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された 変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- チ 「43」: 項番 27 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
- リ 「44」: 項番 11 から 14 に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
- ヌ 「45」: 項番 23 から 26 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
- ル 「47」: 項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
- ヲ 「63」: 項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。

## (注2) 提出者の基準日と勘定設定期間の区分との関係

提出者の基準日	勘定設定期間の区分
平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日

## へ 未成年者口座異動届出書に記載された事項等(003)

項番	エラー 項目番号	項目名		工	ラーの種類(BI	3)	
<b>块</b> 番	項目留写 (CC)		02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種 類		_	「003」が入 力されてい るか	_	_
2	02	提出者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
3	03	提出者のフリガ ナ	いるか	全角カナで あるか	_	_	_
4	04	提出 元号 者の 生年	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
5	05	月日年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
6	06	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
7	07	日	入力されて いるか	半角数字であるか	_	の提供日よ り先日付で ない	_
8	08	提出者の現住所 (居所) 又は所在 地		_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
9	09	提出者の個人番 号	いるか	半角数字で あるか	_	_	_
10	10	未成年者口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	_	_
11	11	(空白)	_	入力されて	_	_	_
12	12			いないか			
13	13						
14	14						

w.E. v17	エラー	75 D D		エ	ラーの種類(BI	3)	
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
15	15	提出者の変更前 の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
16	16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	入力されて いるか	全角カナであるか			
17	17	提出者の変更前 の住所(居所)又 は所在地	項番21が入 力されてい る場合、 力さ 力さか	_	1	-	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
18	18	提出者の変更前 の個人番号	入力されて いるか	半角数字であるか	項番 22 の個 人番号と同 一でないか	_	_
19	19	提出者の変更後の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
20	20	提出者の変更後 の氏名のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_
21	21	提出者の変更後 の住所 (居所) 又 は所在地	項番17が入 力されて、 力は合って 力さか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	提出者の変更後 の個人番号	入力されて いるか	半角数字であるか	項番 18 の個 人番号と同 一でないか	_	_
23	23	(空白)	_	入力されて	=	_	_
24	24			いないか			
25	25						
26	26						
27	27						
28	28	提出者の整理番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
29	29	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか	_		1	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
30	30	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	1	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 28 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 9、18 又は 22 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 29 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 30 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「21」: 項番 28 に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。

- ホ 「41」: 項番 4 から 7 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- へ 「42」: 項番 16 又は 20 に記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- ト 「47」: 項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
- チ 「63」: 項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
- リ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

## ト 非課税口座移管届出書に記載された事項等(004)

項	エラー 項目番号	項目名			エラーの種類(	BB)	
番	(CC)	7,17	02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種 類	_	_	「004」が入 力されてい るか	T	_
2	02	提出者の氏名	入力され ているか	_	ł	1	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
3	03	提出者のフリガ ナ	入力され ているか	全角カナ であるか	_	_	_
4	04	提 元号 出者 の 生	入力され ているか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次の条件で の条件で た か ま で ま を り ま て り ま て り ま て り ま て り ま て り ま て り て り	_
5	05	年月	入力され ているか	半 角 数 字 であるか	_	ある ② 税 務 署 へ	_
6	06	月	入力され ているか	半角数字 であるか	_	の提供日よ り先日付で	_
7	07	目	入力され ているか	半角数字 であるか	_	ない	_
8	08	提出者の現住所 (居所) 又は所在 地	入力され ているか	_	-	-	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
9	09	提出者の個人番 号	入力され ているか	半 角 数 字 であるか	_	_	_
10	10	移管前の金融商 品取引業者等の 営業所の名称	入力され ているか	_	-	-	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
11	11	移管前の金融商 品取引業者等の 営業所の所在地	入力され ているか	_	-	-	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
12	12	移管先の金融商 品取引業者等の 営業所の名称	入力され ているか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
13	13	移管先の金融商 品取引業者等の 営業所の所在地	入力され ているか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
14	14	移管前の非課税 口座の記号又は 番号	入力され ているか	半角英数 又はイフ であるか	_	_	_

項	エラー 項目番号		項目名			エラーの種類(	BB)	
番	(CC)			02	03	04	05	09
15	15	勘定設	元号	入力され ているか	_	「4」が入力 されている か	_	_
16	16	定期間	年	入力され ているか	_	「26」か「30」 が入力され ているか		_
17	17	の区分	月	入力され ているか	_	「01」が入力 されている か		_
18	18		日	入力され ているか	_	「01」が入力 されている か		_
19	19	移管希	元号	入力され ているか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たす	_
20	20	望年	年	入力され ているか	半角数字 であるか	_	①実在日である	_
21	21	月日	月	入力され ているか	半角数字であるか	_	②平成 26 年 1 月 1 日 以	_
22	22		日	入力され ているか	半角数字であるか	_	後	_
23	23	提出者の基準日	元号	項番 16 「26」かつ 項番 28 上一桁のの 上一桁のの 会、入いる れている	項番 16 が 「30」の場 合、入力さ れていな いか	項番 16 が 「26」かつ項 番 28 の上一 桁が 0~3 の 場合、「4」が 入力か	項番 16 が 「26」かつ項 番 28 の上一 桁が 0~3 の 場合、次のい ずれのと も満たして	_
24	24		年	カュ	項番 16 が 「26」かつ 項番 28 の 上一桁が 0 ~ 3 の 場	-	いるか ①実 ある ②税 の提供 のよ	_
25	25		月		合、半角数 字で か 項番 16 が 「30」の場	ı	り 生 り 生 り た り で の で の で の で の で の で の で の で の で の に の に の に の に の に の に の に の に の の に に の に の に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に 。	_
26	26		日		「a0] の場合、入力されていないか	_	9月30日ま でのいずれ かの日であ る	_
27	27	にお	者の基準日 ける国内の (居所) 又は 地	項番 16 が 「26」かつ 項番 28 の 上一桁の 0 と 3 入力さ 合、て いか	項番 16 が 「30」の場 合、入力さ れていな いか	-	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
28	28	提出	者の整理番	入力され ているか	半 角 数 字 であるか	_	_	_
29	29	品取 営業 務署	前の金融商 引業者等の 所の所轄税 の名称	入力され ているか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
30	30	品取 営業 務署	前の金融商 引業者等の 所の所轄税 の番号	入力され ているか	_	_	_	_
31	31	移管先の金融商 品取引業者等の 営業所の所轄税 務署の名称		入力され ているか	_	1	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
32	32	品取 営業	先の金融商 引業者等の 所の所轄税 の番号	入力され ているか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 28 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 9 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 29 及び 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 30 及び 32 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - 「08」: 項番 27 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 28 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - へ 「41」: 項番4から7に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - ト 「42」: 項番3についてに記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、 非課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された 変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
  - チ 「43」: 項番 27 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
  - リ 「44」: 項番 15 から 18 に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
  - ヌ 「45」: 項番 23 から 26 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
  - ル 「47」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ヲ 「51」:「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
  - ワ 「63」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。

#### (注2) 提出者の基準日と勘定設定期間の区分との関係

提出者の基準日	勘定設定期間の区分
平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日

## チ 未成年者口座移管届出書に記載された事項等(004)

項番	エラー 項目番号	項目名	エラーの種類 (BB)					
	(CC)		02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の 種類	_	_	「004」が入 力されてい るか	_	_	
2	02	提出者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又はの文 2水準の文 字が入力さ れているか	
3	03	提出者のフリ ガナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_	
4	04	提出 者の 生年	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_	
5	05	月日年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_	

項番	エラー 項目番号	тъ			工	ラーの種類(BI	3)	
快笛	項目留写 (CC)	坦	.日名	02	03	04	05	09
6	06		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	=
7	07		目	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で ない	=
8	08		者の現住 所)又は	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
9	09	提出者 番号	香の個人	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
10	10	商品耳	前の金融 対引業者 営業所の	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
11	11	商品耳	前の金融 対引業者 営業所の	入力されて いるか	_	_	1	JIS第1 水準又は第 2水準の文字が入力されているか
12	12	商品耳	たの金融 文引業者 営業所の	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	移管先の金融 商品取引業者 等の営業所の 所在地		入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準取り 2水準の文 字が入りされているか
14	14	移管前の未成 年者口座の記 号又は番号		入力されて いるか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	1	_
15	15	(空白	1)	_	入力されて	_	_	_
16 17	16 17	1			いないか			
18	18							
19	19	移望月	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たす	_
20	20	日	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	①実在日である	_
21	21	-	月	入力されて いるか 入力されて	半角数字であるか	_	②平成28年 4月1日以 後	_
22	22	(rhe d-	目	人力されて いるか	半角数字であるか	_	1久	_
23	23	(空白	)	_	入力されて いないか	_	_	_
$\frac{24}{25}$	24 25	1			V .0 V //-			
26	26	1						
27	27							
28	28	番号	子の整理	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
29	29	移管前の金融 商品の営業所 等の営業所 所轄税 名称		入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
30	30	商品耳 等の常 所轄利 番号	前の金融 対引業者 対 業 署 の	入力されて いるか	_	_	_	_
31	31	移管分商品軍	たの金融 対引業者 営業所の 説務署の	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか

エラー 項番 項目番 <sup>4</sup> (CC)	頁目番号	項目名	エラーの種類 (BB)						
	(CC)		02	03	04	05	09		
3	32	32	移管先の金融 商品の営業所の 所轄税務署の 番号	入力されて いるか	_	_	_	_	

- (注) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 28 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 9 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 29 及び 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 30 及び 32 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「21」: 項番 28 に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - ホ 「41」: 項番 4 から 7 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - へ 「42」: 項番3についてに記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
  - ト 「47」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - チ 「51」:「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
  - リ 「63」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)

# リ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税 口座)(005)

項	エラー	75 D A			エラーの種類 (BB)					
項番	番 項目番号 (CC)		頁目名	02	03	04	05	09		
1	01	申請種類	事項等の	_	ı	「005」が入 力されてい るか	ſ	_		
2	02	氏名		入力されて いるか	1	_	1	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか		
3	03	フリカ	ガナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_		
4	04	生年月日	元号	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次の か 条 に い で ま に い の に い の に い の に に の に の に の に に の に に の に る に の に の に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る に 。 に る に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。	_		
5	05		年	入力されて いるか	半角数字であるか	_	ある ②税務署へ の提供日よ	_		

項	エラー	百口夕		工	ラーの種類(BB	3)	
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
6	06	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	り先日付で ない	_
7	07	目	入力されて いるか	半角数字で あるか	_		_
8	08	現住所(居所) 又は所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文字が入力されているか
9	09	提出者の個人 番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
10	10	基 元号 準 日	項番 18 が 「26」かつ項 番 15 の上一 桁が 0~3 の 場合、入力さ れているか	項番 18 が 「30」の場 合、入力され ていないか	項番 18 が 「26」かつ項 番 15 の上一 桁が 0~3 の 場合、「4」が 入力されて いるか	項番 18 が 「26」かつ 番 15 の上 桁が 0~3 の 場合、次のい ずれたし も満たして	_
11	11	年		項番 18 が 「26」かつ項 番 15 の上一 桁が 0~3 の 場合、半角数	_	いるか ①実る ②税供 の提供 のよ	_
12	12	月		字であるか 項番 18 が 「30」の場 合、入力され ていないか	_	り 生 り 生 は い 3 平成 25 年 1 月 1 日 1 5 平成 29 年	_
13	13	E E			_	9月30日ま でのいずれ かの日であ る	_
14	14	基準日における国内の住所 (居所) 又は所 在地	項番 18 が 「26」かつ項 番 15 の上一 桁が 0~3 の 場合、入力さ れているか	項番 18 が 「30」の場 合、入力され ていないか	_	_	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文 字が入力さ れているか
15	15	整理番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
16	16	移管先の非課 税口座の記号 又は番号	入力されて いるか	半角英数又 は半角のある か	_	_	_
17	17	勘 元号 定 設	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	_	_
18	18	設 年 期 間	入力されて いるか	_	「26」か「30」 が入力され ているか		_
19	19	の区分	入力されて いるか	_	「01」が入力 されている か		_
20	20	Ħ	入力されて いるか	-	「01」が入力 されている か		_
21	21	移管前の営業 所の名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	移管前の営業 所の所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
23	23	移管前の営業 所の法人番号	_	半角数字で あるか	_	_	_
24	24	移管先の営業 所の名称	入力されて いるか	_	_	_	J I S第1 水準又は第

項番	エラー 項目番号	Tî	頁目名		エ	ラーの種類(BB	)	
番	項口留り (CC)			02	03	04	05	09
								2 水準の文 字が入力さ れているか
25	25	所の原	先の営業 所在地	入力されて いるか	ı	_	ı	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
26	26	移管年	元号	入力されて いるか	ı	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
27	27	月日	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
28	28		月	入力されて いるか	半角数字で あるか		ある ② 税 務 署 へ	_
29	29		田	入力されて いるか	半角数字であるか	_	の り 先 け り た い ③ 平成 26 年 1 月 1 日 以 後	_
30	30	所の署の名		入力されて いるか	-	_	-	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
31	31		先の営業 所轄税務 番号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 15 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 9 又は 23 について個人番号又は法人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - = 「08」:項番 14 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 15 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - へ 「41」: 項番4から7に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - ト 「42」: 項番3について記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、非 課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された変 更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
  - チ 「43」: 項番 14 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
  - リ 「44」: 項番 17 から 20 に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
  - ヌ 「45」: 項番 10 から 13 に記録された基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
  - ル 「47」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ヲ 「51」:「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
  - ワ 「63」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)。

## (注2) 基準日と勘定設定期間の区分との関係

基準日	勘定設定期間の区分		
平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日		

# ヌ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座 (005)

	エラー	Γ				エラーの種類 (BB)						
項番	項目番号	項目名		工	ラーの種類(BI	3)						
ДШ	(CC)		02	03	04	05	09					
1	01	申請事項等の 種類	ı	_	「005」が入 力されてい るか	ı						
2	02	氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか					
3	03	フリガナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_					
4	04	生年 元号 月日	入力されて いるか	_	「4」のいず れかが入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている か	1					
5	05	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	①実在日である						
6	06	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	②税務署への提供日よ						
7	07	日	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	り先日付で ない	_					
8	08	現住所 (居所) 又は所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか					
9	09	提出者の個人 番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_					
10	10	(空白)	_	入力されて	_	_	_					
11	11			いないか								
12 13	12 13											
14	14											
15	15	整理番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_					
16	16	移管先の未成 年者口座の記 号又は番号	入力されて いるか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	_	_					
17	17	(空白)	_	_	_	_	_					
18	18											
19	19											
20	20											
21	21	移管前の営業所の名称	入力されて いるか	_		_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか					
22	22	移管前の営業所の所在地	入力されて いるか		_		JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか					
23	23	移管前の営業 所の法人番号	_	半角数字で あるか								

項番	エラー 項目番号	項目名		エ	ラーの種類(BI	3)	
<b>块</b> 笛	(CC)	現日名	02	03	04	05	09
24	24	移管先の営業所の名称	入力されて いるか	-	ľ	P	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
25	25	移管先の営業所の所在地	入力されて いるか		_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
26	26	移 管   元号 年 月   日	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
27	27	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
28	28	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
29	29	Ħ	入力されて いるか	半角数字であるか	-	の 規 供 日 付 い の 平 成 2 8 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_
30	30	移管先の営業 所の所轄税務 署の名称	入力されて いるか	_	-	-	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
31	31	移管先の営業 所の所轄税務 署の番号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 15 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理 番号を確認する。また、項番 9 又は 23 について個人番号又は法人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - $\sim$  「21」: 項番 15 に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - ホ 「41」: 項番 4 から 7 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - へ 「42」: 項番3について記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
  - ト 「47」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - チ 「51」:「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
  - リ 「63」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
  - ヌ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

# ル 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)(006)

	1	- X ( <u>ar</u> m	岡					
項番	エラー 項目番号	項目名			1	<u> </u>	0.7	
番	(CC)	4 34 4 7 7	02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等類			「006」が入 力されてい るか		_	
2	02	提出 元号 年月 日	子 入力されて いるか		「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_	
3	03	年	入力されて いるか	あるか	_	①実在日である	_	
4	04	月	入力されて いるか	<ul><li>半角数字で</li><li>あるか</li></ul>	_	②税務署へ の提供日付で り先日付で	_	
5	05	П	入力されているか	<ul><li>ご 半角数字で あるか</li></ul>	_	ない ③ 勘間 定 設 区 好 だ と が (注 2) の よ と なっている	_	
6	06	提出者の氏	:名 入力されて いるか	5 -	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か	
7	07	提出者のフ ナ	ソリガ 入力されて いるか	ご 全角カナであるか	_	_	_	
8	08	提出 元号 者の 生年 月日			「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次の条件 の条 た し か ① 実在 日 で	_	
9	09	年	入力されて いるか	<ul><li>半角数字で</li><li>あるか</li></ul>	_	ある ② 税 務 署 へ	_	
10	10	月	入力されて いるか		_	の提供日よ り先日付で	_	
11	11	目	入力されて いるか		_	ない	_	
12	12	提出者の個 号			_	_	_	
13	13	提出元気を表する。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これ		び 項番 23 が 「30」の場 合、入力さ れていない か	項番 23 が 「26」かつ 項番 18 の 上一桁が 0 ~3 の場合、 「4」が入力 されている か	項番 23 が項 「26」かの上 番 18 の上の 桁が合へ3 の 場ずも あるた いのたし	-	
14	14	年		項番 23 が 「26」かつ 項番 18 の	_	①実在日で ある ②税務署へ	_	
15	15	月		上一桁が 0 ~ 3 の 場 合、半角数	_	の提供日よ り先日付で ない	_	
16	16	日		字であるか 項番 23 が 「30」の場 合、入力さ れていない か	_	③平成 25 年 1月1日か ら平成 29 年 9月30日ま でのり日であ る	_	
17	17	提出者の基 における国 住所 (居所) 所在地	Table   Ta	「30」の場 合、入力さ れていない か	_	-	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か	
18	18	提出者の整 号	<ul><li>選理番 入力されて</li><li>いるか</li></ul>	<ul><li>半角数字で</li><li>あるか</li></ul>	_	_	_	

項	エラー			ž	ェラーの種類(	(BB)	
番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
19	19	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
20	20	非課 税管 理勘 定又	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている か	_
21	21	年積資の分	入力されて いるか	_	「27」~ 「49」のい ずれかが入 力されてい るか	①期と(のな②日が表とる助間の注とつ提と(のな)を年関)おて出の注とったとではといるなった。 月係のりい	_
22	22	勘定 元号 設定 期間	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	_	_
23	23	の区年分	入力されて いるか	_	「26」か 「30」が入 力されてい るか		_
24	24	非課税管理勘定 又は累積投資勘 定を廃止した旨 等	入力されて いるか	_	次の条かでいます。 かの作ででは、かいでは、かいでは、かいでは、かいでは、かいでは、かいでは、かいでは、か		
25	25	上場株式等の受 入れをしていな い旨	項番 24 が 「0」の場 合、入力さ れているか	項番 24 が 「1」の場 合、入力さ れていない か	項番 24 が 「0」の場 合、「0」が入 力されてい るか	_	_
26	26	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか	_	_	-	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
27	27	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 18 について整理番号が正しく記録されているか、金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口 座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出者から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税

口座廃止通知書(以下「非課税適用確認書等」という。)に記載された整理番号を確認する。

また、項番12について個人番号が正しく記録されているか確認する。

- ハ 「07」: 項番 26 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 27 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- = 「08<sub>1</sub>: 項番 17 について住所が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された住所を確認する。
- ホ 「21」: 項番 18 に記録された整理番号が非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。
- へ 「41」: 項番 8 から 11 に記録された生年月日が非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「43」: 項番 17 に記録された住所等が非課税適用確認書等に記載された住所等と同じか確認する。
- チ 「44」: 項番 22 及び 23 に記録された勘定設定期間の区分が金融商品取引業者等変更届出書に記載された勘 定設定期間と同じか確認する。
- リ 「45」: 項番 13 から 16 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書等に記載された基準日と同じか確認する。
- ヌ 「47」: 項番 12 について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
- ル 「63」: 項番 12 について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)。
- ヲ 「76」:「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者に係る変更届出事項等が複数レコード記録されていないか確認する。
- ワ 「77」: 提供された「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」又は「廃止届出 事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」より以前に、同一の提出者に係る変更届出事項等を提供 していないかを確認する。

## (注2)

勘定設定期間の区分と提出年月日との関係

勘定設定期間の区分	提出年月日
平成 26 年	平成 27 年 1 月 1 日 ~ 平成 29 年 9 月 30 日
T-1-20 /r	(非課税管理勘定) 平成 29年 10月 1日~平成 35年 9月 30日
平成 30 年	(累積投資勘定) 平成29年10月1日~平成49年9月30日

#### (注3)

勘定設定期間の区分と提出者の基準日との関係

勘定設定期間の区分	提出者の基準日
平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日
平成 30 年	(記録不要)

#### (注4)

勘定設定期間の区分と非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

勘定設定期間の区分	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
平成 26 年	平成 27 年~平成 29 年

W rb 20 45	(非課税管理勘定) 平成 30 年~平成 35 年
平成 30 年	(累積投資勘定)平成30年~平成49年

## (注5)

提出年月日と非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

提出年月日	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
各年の1月1日~9月30日	提出年月日と同年
各年の 10月1日~12月 31日	提出年月日の翌年

## (注6)

提出年月日と非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等との関係

提出年月日	非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等
各年の1月1日~9月30日	0
各年の 10月1日~12月 31日	1

# ヲ 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)(007)

項	エラー	75 口 夕			I,	ラーの種類(BE	3)	
番	項目番号 (CC)	埩	目名	02	03	04	05	09
1	01	申請理種類	事項等の	_	_	「007」が入 力されてい るか	_	_
2	02	廃止し	,	入力されて いるか		「0」か「1」 が入力され ているか		_
3	03	提出年月日	元号	入力されて いるか	1	「4」が入力 されている か	次のたか①あ②のりない件て 在 務供日ずもい 日 署日付ずもい て ながしないでするができませんがいる。 アイカー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	
4	04		年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	③非課税口 座廃止通知	_
5	05		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	書交付申請書の提出を	_
6	06		П	入力されて いるか	半角数字であるか	_	I受課止付び期と(のなけけ税通の勘間の注とった日知有定の関)おでに、座書無設区係のりるとでいる。	
7	07	止通知	说口座廃 印書交付 書の提出 けた旨	入力されて いるか	_	「0」か「1」 が入力され ているか	_	_
8	08	非課税口	元号	項番7が「1」 の場合、入力 されている か	項番 7 が 「0」 の場合、入力 されていな いか	項番7が「1」 の場合、「4」 が入力され ているか	項番7が「1」 の場合、次の いずれの条 件も満たし	_
9	09	座廃止通知	年	項番 <b>7</b> が「1」 の場合、入力 されている か	項番 7が「1」 の場合、半角 数字である か 項番 7が「0」	_	ているか ①実在日で ある ②税務署へ の提供日よ	_

項	エラー	項目名			エ	ラーの種類(BE	3)	
番	項目番号 (CC)	埠	具目名	02	03	04	05	09
		書交付			の場合、入力 されていな いか		り 先 日 付 で ない ③ 平成 27 年	
10	10	申請書の提出年月	月	項番 7 が「1」 の場合、入力 されている か	項番 7 が「1」 の場字 が 半角る か 項番合て が 「0」 かさいか		1月1日か ら平成 29年 9月30日ま でのの日であ る	
11	11	日	日	項番7が「1」 の場合、入力 されている か	項番 7 が「1」 の場合で、半角 数字で が「0」 の場合、い のされ いか	-		-
12	12	提出者	子の氏名	入力されて いるか	_	_	-	JIS第1 水準型の 2水準の 字が入力さ れているか
13	13	提出	者のフリ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_
14	14	提出者の生	元号	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次の条件で の条件で たか (1) 実在日で	_
15	15	年 月	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ② 税 務 署 へ	_
16	16	日	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で	_
17	17		日	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ない	_
18	18	提出 <sup>3</sup> 番号	者の個人	入力されて いるか	半角数字であるか	_	_	_
19	19	提出者の基準日	元号	項番 29 が 「26」かつ項 番 24 の上ー 桁が 0~3 の 場合、入力さ れているか	項番 29 が 「30」の場 合、入力され ていないか	項番 29 が 「26」かつ項 番 24 の上一 桁が 0~3 の 場合、「4」が 入力されて いるか	項番 29 が 「26」かつ項 番 24 の上っ 桁が 0~3 の 場合、次のい ずれたし も も も も も も て も た て と の と の と の と の と の と の と の と り る り る り と り た り る り と り る り と り る り と り る り と り と り と	-
20	20		年		項番 29 が 「26」かつ項 番 24 の上一	_	いるか ①実在日で ある	
21	21		月		析が 0~3 の 場合、半角数 字であるか 項番 29 が	_	②税務署へより の提供付 ない	_
22	22		日		「30」の場 う、入力され ていないか		(3) 1 平月のの④座書書受び期と(のな、平月な30 ずで課止付提た定の関うおい、平月な30 ずで課止付提た定の関うおい、では10 では、平月では、10 ででは、10 では、10 では、1	

項	エラー			工	ラーの種類(BI	3)	
番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
23	23	提出者の基準 日における国 内の住所(居 所)又は所在地	項番 29 が 「26」かつ項 番 24 の上一 桁が 0~3 の 場合、入力さ れているか	項番 29 が 「30」の場 合、入力され ていないか	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
24	24	提出者の整理 番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
25	25	金融商品取引 業者等の営業 所の名称	入力されて いるか	-	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
26	26	非課税口座廃 止通知書の交 付の有無	入力されて いるか		次の条し (0) がい (0) がい件で (0) からさ がられて (0) がいで (1) がいで (1) がいで (1) でいた (1) では (1) でいた (1) でいた (1) でいた (1) でいた (1) でいた (1) では (1) でいた (1) では		
27	27	上場株式等の受入れの有無	項番 26 が 「1」の場合、 入力されて いるか	項番26が「0」 の場合、入力 されていな いか	項番 26 が 「1」の場合、 「0」か「1」 が入力され ているか	_	_
28	28	勘定設定期	項番 26 が 「1」の場合、 入力されて いるか	項番26が「0」 の場合、入力 されていな いか	項番 26 が 「1」の場合、 「4」が入力 されている か	項番 7 が、 「1」の場合 平成 26 年が 入力されて いるか	_
29	29	間 年 の区分	項番 26 が 「1」の場合、 入力されて いるか	項番26が「0」 の場合、入力 されていな いか	項番 26 が 「1」の場合、 「26」か「30」 が入力され ているか		_
30	30	金融商品取引 業者等の営業 所の所轄税務 署の名称	入力されて いるか	_	_		JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
31	31	金融商品取引 業者等の営業 所の所轄税務 署の番号	入力されて いるか	_	_	_	_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 24 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された整理番号を 確認する。また、項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「08」: 項番 23 について住所が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 24 に記録された整理番号が非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。
  - へ 「41」: 項番 14 から 17 に記録された生年月日が非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。

- ト 「43」: 項番 23 に記録された住所等が非課税適用確認書等に記載された住所等と同じか確認する。
- チ 「44」: 項番 28 及び 29 に記録された勘定設定期間の区分が、非課税口座廃止通知書に記載すべき勘定設定期間と同じか確認する。
- リ 「45」: 項番 19 から 22 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書等に記載された基準日と同じか確認する。
- ヌ 「47」: 項番 18 について個人番号が正しく記載されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
- ル 「63」: 項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
- ヲ 「74」: 項番 7 の非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨に「1」が記録された「廃止届出事項(非 課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」を既に提供していないか確認する。
- フ 「76」:「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(非課税 口座廃止届出書等に記載された事項等)」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者に係る変更届出事項等が 複数レコード記録されていないか確認する。
- カ 「77」: 提供された「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」又は「廃止届出 事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」より以前に、同一の提出者に係る変更届出事項等を提 供していないかを確認する。

#### (注2)

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨、非課税口座廃止通知書の交付の有無、勘定設定期間の区分及び提出年月日の関係

非課税口座廃止通知書交付 申請書の提出を受けた旨	非課税口座廃止通知書 の交付の有無	勘定設定期間 の区分	提出年月日	
0	0	入力なし	平成 27 年 1 月 1 日以後	
0	1	平成 26 年	·	成 27 年 1 月 1 日 <sup>Z</sup> 成 29 年 9 月 30 日
0	1	平成 30 年	非課税管理 勘定累積投資 勘	平成 29 年 10 月 1 日 ~平成 35 年 9 月 30 日 平成 29 年 10 月 1 日 ~平成 49 年 9 月 30 日
1	1	平成 26 年	·	成 26 年 1 月 1 日 成 26 年 12 月 31 日

#### (注3)

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨、勘定設定期間の区分及び提出者の基準日の関係

非課税口座廃止通知書交付 申請書の提出を受けた旨	勘定設定期間 の区分	提出者の基準日
0	平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日
0	平成 30 年	(記録不要)
1	平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日~平成 26 年 12 月 31 日

## ワ 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)(007)

	エラー		エラーの種類 (BB)				
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の	_	_	「007」が入	_	_

	エラー			エラーの種類 (BB)				
項番	項目番号 (CC)	項	目名	02	03	04	05	09
		種類				力されてい るか		
2	02	を廃止	F者口座 した旨	入力されて いるか	_	「O」、「1」又は「2」が入 力にであるいでは、 の」が入力されて、 でであるでは、 は、 でである。 は、 ででは、 でである。 は、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、		1
3	03	提出年月日	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_
4	04		年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
5	05		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
6	06		目	入力されて いるか	半角数字であるか	_	の り は 提 生 日 付 は 世 日 が 平 成 2 8 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 る 日 る 日 る 日 る る 日 る	1
7	7	(空白	)	_	入力されて いないか	_	_	_
8	8							
9	9							
10	10							
11	11	提出者	の氏名	入力されて	_		_	JIS第1
12	12			いるか				水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	提出者 ガナ	者のフリ	入力されて いるか	全角カナであるか	_	_	_
14	14	提出 者の 生年	元号	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	
15	15	月日	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_
16	16		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_
17	17		Ħ	入力されて いるか	半角数字であるか	_	)のりな③「合月1点あ 提先い項3「合月1点る 提件日 番 26の出年日歳 日付でる 1日付 3 世の日 19歳 よで が場年の時で	1
18	18	提出者 番号	針の個人	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
19	19	(空白	)	- v . の ハ +	入力されて	_	_	_
20 21	20 21				いないか			
22	22							
23	23	TE ,	of an abole arm	4 4 6 7	VI 17 WI -			
24	24	番号	音の整理	入力されて いるか	半角数字で あるか	_		
25	25	金融商	商品取引 等の営業 称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか

	エラー			I.	ラーの種類(BI	3)	
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
26	26	未成年者口座 廃止通知書の 交付の有無	入力されて いるか	_	「0」か「1」 が入力され ているか (注2)	1	_
27	27	上場株式等の受入れの有無	項番 26 が 「1」の力 合 れているか	項番 26 が場 「0」 合 、 て い か	項「合か力る②日月でり日日るがて 番」①「がて 年の時で年月でも が場)入い 月1点あ月のか が場)入い 月1点あ月のか が場)入い 月1点あ月のか が場)入い 月1点あ月のか	+	
28	28	(空白)	_	入力されて	_	_	_
29	29			いないか			tot.
30	30	金融商品取引 業者等の営業 所の所轄税務 署の名称	入力されて いるか				JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
31	31	金融商品取引 業者等の営業 所の所轄税務 署の番号	入力されて いるか	_	_		_

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 24 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書等に記載された整理番号を確認する。また、項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「21」: 項番 24 に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。
  - ホ 「41」: 項番 14 から 17 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。
  - へ 「47」: 項番 18 について個人番号が正しく記載されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ト 「63」: 項番 18 について個人番号が正しく記載されているか確認する (個人番号が重複している。)。
  - チ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。
  - リ 「76」:「廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」の提供の際に、同一ファイルに同 一提出者に係る廃止届出事項等が複数レコード記録されていないか確認する。
  - ヌ 「77」:提供された「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」より以前に、同一の 提出者に係る廃止届出事項等を提供していないかを確認する。
- (注2)「提出年月日」の年の1月1日時点で19歳であり、かつ「提出年月日」が10月1日以降である場合、項番

が「0」(廃止通知書交付無)と記録されているか、又は「提出年月日」の年の1月1日時点で19 歳未満である場合、項番26 が「1」(廃止通知書交付有)と記録されているか確認する。

## カ 提出事項 (廃止通知書等の提出をした者に関する事項) (008)

	エラー				エラーの種類(BI	3)	
項	項目番 号	項目名					
番	(CC	21,11	02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種	_	_	「008」が入力	_	_
-	01	類 勘定廃止通知書	入力されて	_	されているか 「0」か「1」が	_	_
2	02	又は非課税口座	いるか		入力されてい		
		廃止通知書の提 出を受けた旨			るか		
		提 元号 出	入力されて いるか	_	「4」が入力さ れているか	次のいずれの 条件も満たし	_
		年	V 277		40 ( 4 - 5 / 5	ているか	
3	03	月日日				①実在日である	
						②税務署への 提供日より先	
						日付でない	
4	04	年	入力されて	半角数字であ	_	③提出者の基 準日がある場	_
		月	いるか 入力されて	るか 半角数字であ	_	合、当該基準日 より先日付で	_
5	05		いるか	るか		ある	
		日	入力されて いるか	半角数字であ るか	_	④最初に設け ようとする非	_
						課税管理勘定 又は累積投資	
6	06					勘定の年分と	
						の関係が (注 2)の表のとお	
						りとなってい る	
		提出者の氏名	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1水
7	07		(,0%)				準又は第2水 準の文字が入
							力されている か
8	08	提出者のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナであ るか	_	_	_
		提 元号 出	入力されて いるか	_	「1」、「2」、「3」、 「4」のいずれ	次のいずれの 条件も満たし	_
9	09	者	. 57		かが入力され	ているか	
1	10	の 生 年	入力されて	半角数字であ	ているか -	①実在日である	_
0	10	年 月 月	いるか 入力されて	るか 半角数字であ	_	②税務署への 提供日より先	_
1	11	目	いるか	るか		日付でない	
$\frac{1}{2}$	12	日	入力されて いるか	半角数字であ るか	_		_
1 3	13	提出者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字であ るか			_
		提 元号 出	項番 31 が 「27」から	項番 31 が「30」 から「49」の場	項番 31 が「27」 から「29」の場	項番 31 が「27」 から「29」の場	_
1		者	「29」 の場合	合、入力されて	合かつ項番 19	合かつ項番 19	
4	14	の 基	かつ項番 19 の上一桁が 0	いないか	の上一桁が 0~ 3 の場合、「4」	の上一桁が 0~ 3 の場合、次の	
		進日	~3の場合、 入力されて		が入力されて いるか	いずれの条件も満たしてい	
1		年	いるか	項番 31 が「27」	- v · S // ·	るか	_
5	15			から「29」の場 合かつ項番 19		①実在日である	
1	10	月		の上一桁が 0~ 3 の場合、半角	_	②税務署への 提供日より先	_
6	16			数字であるか		日付でない	
							ı

	エラー 項目番				エラーの種類(BI	3)	
項番	号 (CC )	項目名	02	03	04	05	09
1 7	17	Ħ		項番 31 が「30」 から「49」の場 合、入力されて いないか	_	③平成 25 年 1 月 1 日から平 成 29 年 9 月 30 日までのいず れかの日であ る	-
1 8	18	提出者の基準日 における国内の 住所 (居所) 又は 所在地	項番 31 が 「27」から 「29」の場合 かつ項番 19 の上一桁が 0 ~3 の場合、 入力されて いるか	項番 31 が「30」 から「49」の場 合、入力されて いないか	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
1 9	19	提出者の整理番 号	いるか 入力されて いるか	半角数字であ るか	_	_	_
2 0	20	提出者の氏名が 変更されている 旨	いるか 入力されて いるか	_	「0」か「1」が 入力されてい るか	_	_
2 1	21	廃止通知書の氏 名	項番 20 が 「1」の場合、 入力されて いるか	項番 20 が「0」 の場合、入力さ れていないか	_	_	項番 20 が「1」 の場合、JIS 第1水準の 第2水準の 字が入力 ているか
2 2	22	廃止通知書の氏 名のフリガナ	項番 20 が 「1」の場合、 入力されて いるか	項番 20 が「1」 の場合、全角カ ナであるか 項番 20 が「0」 の場合、入力さ れていないか	_	_	-
2 3	23	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
2 4	24	金融商品取引業 者等の営業所の 所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
2 5	25	廃止通知書の提出の区分	入力されているか		次条で①の入る②知税知受関のと③よ課のででいる。「対する」には一番では、では、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		

	エラー 項目番				ェラーの種類(BI	3)	
項番	号 (CC )	項目名	02	03	04	05	09
	,				(注4)の表の とおりとなっ ている	W	
6	26	廃 元号 止	入力されているか		「4」が入力さ れているか	次のいずれの条件も満たし	_
2 7	27	年月	入力されているか	半角数字であるか	_	ているか ①実在日であ	_
2 8	28	月	入力されて いるか	半角数字であ るか	_	る ②平成 26 年 1	_
2	29	F	入力されて いるか	半角数字であるか	_	月15年9月30 日年9月30 日本での日本 出廃は廃 は廃は廃 は廃は廃 は廃 は廃 は廃 は廃 は廃 は廃 は 廃 り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	_
9		最一元号	入力されて		「4」が入力さ	書の提 上 は は は は は は は は は は は は は	
3	30	最 元号 初 に 年	入力されて いるか 入力されて	半角数字であ	14」 が入力さ れているか 「27」~「49」	提出者の基準 日との関係が (注6)の表の	_
3 1	31	設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分	いるか	るか	のいずれかが 入力されてい るか	とおりといるか	
3 2	32	非課税口座の記号又は番号	_	半角英数又は 半角ハイフン であるか	_	_	_
3	33	金融商品取引業 者等の営業所使 用欄	_	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
3 4	34	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1水 準又は第2水 準の文字が入 力されている か
3 5	35	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	_	_	_

	エラー 項目番						
項番	号 (CC )	項目名	02	03	04	05	09
		_					

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 19 について整理番号が正しく記録されているか、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書 (以下「廃止通知書」という。) に記載された整理番号を確認する。また、項番 13 について個人番号が正しく 記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 34 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 35 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - □ 「08」:項番 18 について住所が正しく記録されているか、廃止通知書に記載された住所を確認する。
  - ホ 「21」: 項番 19 に記録された整理番号が廃止通知書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - へ 「41」: 項番 9 から 12 に記録された生年月日が廃止通知書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - ト 「43」: 項番 18 に記録された住所等が廃止通知書に記載された住所等と同じか確認する。
  - チ 「45」: 項番 14 から 17 に記録された提出者の基準日が廃止通知書に記載された基準日と同じか確認する。
  - リ 「47」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ヌ 「63」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
  - ル 「73」: 項番 25 に記録された廃止通知書の提出の区分と、提出を受けた廃止通知書の種類が同じか確認する。
  - ヲ 「75」: 項番 25 に記録された廃止通知書の提出の区分が「2」及び、項番 3 から 6 に記録された提出年月日 と項番 26 から 29 に記録された廃止年月日が同じ年の 1 月 1 日から 9 月 30 日の場合、非課税口座廃止通知書 に記載された非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定への上場株式等の受入の有無が「有」でないか確認する。

#### (注2)

最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分と提出年月日との関係

最初に設けようとする非課税管理勘定	IR II be C. m		
又は累積投資勘定の年分	提出年月日		
平成 27 年	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日		
(非課税管理勘定)平成 28 年から平成 35 年	最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定		
(累積投資勘定)平成30年から平成49年	の年分の前年 10月1日~当年9月 30日		

#### (注3)

勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨と廃止通知書の提出の区分との関係

勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	廃止通知書の提出の区分
0	0 又は 1
1	2

## (注4)

最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分、提出年月日及び廃止通知書の提出の区分の関係

最初に設けようとする非課税管 理勘定又は累積投資勘定の年分	提出年月日	廃止通知書の提出の区分
平成 30 年	平成 29 年 10 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日	1又は2

## (注5)

提出年月日、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨、廃止通知書の提出の区分及び廃止年月 日の関係

《提出年月日が平成 27 年から平成 35 年の各年 1 月 1 日 $\sim$  9 月 30 日》

提出年月日	勘定廃止通知書又は 非課税口座廃止通知 書の提出を受けた旨	廃止通知書の 提出の区分	廃止年月日
平成27年1月1日~	0	0	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日
平成 27 年 9 月 30 日	1	2	平成 26 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日
平成28年1月1日~	0	0	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日 又は
平成 28 年 9 月 30 日			平成 28 年 1 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日
		1	平成 28 年 1 月 1 日
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日
平成 29 年 1 月 1 日~	0	0	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日 又は
平成 29 年 9 月 30 日			平成 28 年 1 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日 又は
			平成 29 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日
		1	平成 28 年 1 月 1 日 又は
			平成 29 年 1 月 1 日
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日
平成 30 年 1 月 1 日~	0	0	平成30年1月1日~平成30年9月30日
平成 30 年 9 月 30 日		1	平成 30 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日
平成31年1月1日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は
平成 31 年 9 月 30 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日
		1	平成30年1月1日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日
平成 32 年 1 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は
平成 32 年 9 月 30 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日

		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日
平成 33 年 1 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は
平成 33 年 9 月 30 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日 ~ 平成 33 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 33 年 9 月 30 日
平成34年1月1日~	0	0	平成30年1月1日~平成30年9月30日 又は
平成 34 年 9 月 30 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日~平成 33 年 9 月 30 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日~平成 34 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 34 年 9 月 30 日
平成 35 年 1 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は
平成 35 年 9 月 30 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日~平成 33 年 9 月 30 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日~平成 34 年 9 月 30 日 又は
			平成 35 年 1 月 1 日~平成 35 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日 又は
			平成34年1月1日 又は
			平成 35 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 35 年 9 月 30 日

	T				
提出年月日	勘定廃止通知書又は 非課税口座廃止通知 書の提出を受けた旨	廃止通知書の 提出の区分	廃止年月日		
平成 27 年 10 月 1 日~	0	0	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日		
平成 27 年 12 月 31 日		1	平成 28 年 1 月 1 日		
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日~平成 27 年 12 月 31 日		
平成 28 年 10 月 1 日~	0	0	平成 27 年 1 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日 又は		
平成 28 年 12 月 31 日			平成 28 年 1 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日		
		1	平成 28 年 1 月 1 日 又は		
			平成 29 年 1 月 1 日		
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日~平成 28 年 12 月 31 日		
平成 29 年 10 月 1 日~	0	1	平成 30 年 1 月 1 日		
平成 29 年 12 月 31 日	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日		
平成 30 年 10 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日		
平成 30 年 12 月 31 日		1	平成30年1月1日 又は		
			平成 31 年 1 月 1 日		
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 30 年 12 月 31 日		
平成 31 年 10 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又に		
平成 31 年 12 月 31 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日		
		1	平成30年1月1日 又は		
			平成 31 年 1 月 1 日 又は		
			平成 32 年 1 月 1 日		
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 31 年 12 月 31 日		
平成 32 年 10 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は		
平成 32 年 12 月 31 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は		
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日		
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は		
			平成 31 年 1 月 1 日 又は		
			平成 32 年 1 月 1 日 又は		
			平成 33 年 1 月 1 日		
	1	2	平成 $29$ 年 $10$ 月 $1$ 日 $\sim$ 平成 $32$ 年 $12$ 月 $31$ 日		
平成 33 年 10 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日 ~ 平成 30 年 9 月 30 日 又は		
平成 33 年 12 月 31 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は		
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日 又は		
			平成 33 年 1 月 1 日~平成 33 年 9 月 30 日		
		1	平成30年1月1日 又は		

			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日
平成 34 年 10 月 1 日~	0	0	平成 30 年 1 月 1 日~平成 30 年 9 月 30 日 又は
平成 34 年 12 月 31 日			平成 31 年 1 月 1 日~平成 31 年 9 月 30 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日~平成 32 年 9 月 30 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日~平成 33 年 9 月 30 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日~平成 34 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は
			平成 31 年 1 月 1 日 又は
			平成 32 年 1 月 1 日 又は
			平成 33 年 1 月 1 日 又は
			平成 34 年 1 月 1 日 又は
			平成 35 年 1 月 1 日
	1,	2	平成 29 年 10 月 1 日~平成 34 年 12 月 31 日

## (注6)

提出者の基準目と最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

担山老の甘淋口	最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定		
提出者の基準日	の年分		
平成 25 年 1 月 1 日~			
最初に設けようとする非課税管理勘定の年分の	平成 27 年から平成 29 年		
年の9月30日			
(甘淋口がわ)相 △)	(非課税管理勘定)平成 30 年から平成 35 年		
(基準日がない場合)	(累積投資勘定)平成30年から平成49年		

## ヨ 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項) (008)

	エラー		エラーの種類 (BB)					
項番 項目番号 (CC)		項目名	02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種 類	_	_	「008」が入 力されてい るか	_	_	
2	02	(空白)	_	入力されて いないか	_	_	_	
3	03	提出 元号 年月 日	入力され ているか	_	「4」が入力 されている か	次のたか の条し 実る税提 は で へ よ の た か の た か の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の に る に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 る 。 に る 。 る 。 に 。 る 。 に 。 る 。 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	-	

エラー				エラーの種類 (BB)				
項番	項目番号 (CC)	Ą	頁目名	02	03	04	05	09
4	04	年		入力され ているか	半角数字で あるか	_	り先日付で ない	_
5	05		月	入力され	半角数字で	_	③最初に設	_
			日	ているか 入力され	あるか 半角数字で	_	けようとす る非課税管	_
				ているか	あるか		理勘定の年 分との関係	
6	06						が (注2) の 表のとおり	
							となってい	
		提出者	の氏名	入力され	_	_	<u>る</u> ー	JIS第1
7	07			ているか				水準又は第 2 水準の文
								字が入力さ れているか
8	08		千のフリガ	入力され	全角カナで	_	_	-
		提出	元号	ているか 入力され	あるか –	「4」が入力	次のいずれ	
9	09	者の生年		ているか		されているか	の条件も満 たしている	
10	10	月日	年	入力され ているか	半角数字で あるか	_	か ①実在目で	_
11	11		月	入力され	半角数字で	_	ある	_
	11		日	ているか 入力され	あるか 半角数字で	_	②税務署へ の提供日よ	_
12	12			ているか	あるか		り 先 日付で ない	
13	13	提出者 号	が個人番	入力され ているか	半角数字で あるか	_	_	_
14	14	(空白)		-	入力されて	_	_	_
15 16	15 16				いないか			
17	17							
18	18	提出者	か整理番	入力され	半角数字で	_	_	_
19	19	号		ているか	あるか			
20			fの氏名が れている	入力され ているか	_	「0」か「1」 が入力され	_	_
		変更されている 旨 廃止通知書の氏		項番 20 が	項番 20 が	ているか		項番 20 が
		名	担知者の氏	「1」の場	「0」の場	_	_	「1」の場
01	01			合、入力されている	合、入力さ れていない			合、JIS 第1水準又
21	21			カュ	カュ			は第2水準の文字が入
								力されてい
			通知書の氏	項番 20 が	項番 20 が	_	_	るか -
		名のフ	リガナ	「1」の場 合、入力さ	「1」の場 合、全角カ			
22	22			れているか	ナであるか 項番 20 が			
22	22			/3"	「0」の場			
					合、入力さ れていない			
		金融商	5品取引業	入力され		_	_	JIS第1
23	23		営業所の	ているか				水準又は第 2 水準の文
10	20	211/V						字が入力さ
			品取引業	入力され	_	_	_	れているか JIS第1
24	24	者等 の 所在地	)営業所の	ているか				水準又は第 2水準の文
								字が入力されているか
25	25	(空白)		_	入力されて	_	_	- 40 CA. 974
0.5		廃止 元号		入力され	いないか	「4」が入力	次のいずれ	_
26	26	年月		ているか		されている	の条件も満	

	エラー			エラーの種類 (BB)							
項番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09				
		日			か	たしている か ①実在日で					
27	27	年	入力されているか	半角数字であるか	_	ある ②平成 28 年	_				
28	28	月	入力されているか	半角数字で あるか	_	4月1日か ら平成35年 9月30日ま	_				
29	29	H	入力され ているか	半角数字であるか	-	でのいずれ のの日 る 3 提出 日より けでない	_				
30	30	最初 元号 に設 けよ	入力されているか	_	「4」が入力 されている か	_	_				
31	31	年    さる課管勘の分	入力されているか	半角数字であるか	「28」~ 「35」のい ずれかが入 力されてい るか	_	_				
32	32	未成年者口座の記号又は番号	_	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	_	_				
33	33	金融商品取引業 者等の営業所使 用欄	_	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか				
34	34	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	入力され ているか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか				
35	35	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されているか	_	_	_					

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 19 について整理番号が正しく記録されているか、未成年者口座廃止通知書(以下「廃止通知書」 という。) に記載された整理番号を確認する。また、項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認 する。
  - ハ 「07」: 項番 34 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 35 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
  - ニ 「21」: 項番 19 に記録された整理番号が廃止通知書に記載された整理番号と同じか確認する。
  - ホ 「41」: 項番 9 から 12 に記録された生年月日が廃止通知書に記載された生年月日と同じか確認する。
  - へ 「47」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)。
  - ト 「63」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)。
  - チ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

リ 「75」: 項番 3 から 6 に記録された提出年月日と項番 26 から 29 に記録された廃止年月日が同じ年の 1 月 1 日から 9 月 30 日の場合、未成年者口座廃止通知書に記載された未成年者口座を廃止した日の属する年分の非 課税管理勘定への上場株式等の受入の有無が「有」でないか確認する。

### (注2)

最初に設けようとする非課税管理勘定の年分と提出年月日との関係

最初に設けようとする非課税管理勘定の年分	提出年月日
平成 28 年	平成 28 年 4 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日
平成 29 年から平成 35 年	最初に設けようとする非課税管理勘定の年分の
	前年 10 月 1 日~当年 9 月 30 日

### タ 非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等 (009)

項	エラー 項目番号	項目名		エラーの種類 (BB)							
番	(CC)	供日石	02	03	04	05	09				
1	01	申請事項等の種 類	_	_	「009」が入 力されてい るか	_	_				
2	02	提出 元号 年月 日	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている	_				
3	03	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	か ①実在日で	_				
4	04	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_				
5	05	日	入力されて いるか	半角数字であるか		のりな③年か年日ずで④日月で以こ提先い平1ら12まれあ提の1満上と供日 成月平月のの 年の時20あ出年日2でかる出年日2をまで、31日49 日付 月1に歳る					
6	06	申請者の氏名	氏名 入力されて - いるか		_	+	JIS第1 水準又は第 2水準の力さ 字が入りるか				
7	07	申請者のフリガ ナ	入力されて いるか	全角カナで あるか	_	_	_				
8	08	申請 者の 生年 月日	入力されて いるか	_	「1」、「2」、 「3」、「4」の いずれかが 入力されて いるか	次のいずれ の条件もお たしてい か ①実在日で	_				
9	09	年	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ある ②税務署へ	_				
10	10	月	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	の提供日よ り先日付で	_				
11	11	日	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	ない	_				

項	エラー	-T. 7.		エラ	ーの種類(BB	)	
番	項目番号 (CC)	項目名	02	03	04	05	09
12	12	申請者の現住所 (居所)又は所在 地		_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
13	13	申請者の個人番 号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	ı
14	14	金融商品取引業 者等の営業所の 名称	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は 2水準の文 字が入力さ れているか
15	15	金融商品取引業 者等の営業所の 所在地	入力されて いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
16	16	金融商品取引業 者等の営業所の 郵便番号	入力されて いるか	半角数字で あるか	_	_	_
17	17	勘定 元号 設定 期間	入力されて いるか	_	「4」が入力 されている か	_	_
18	18	年	入力されて いるか	_	「30」が入 力されてい るか		_
19	19	勘定の種類	_	_	_	_	_
20	20	非課税口座の記 号又は番号	入力されて いるか	半角英数又 は半角ハイ フンである か	_	_	_
21	21	金融商品取引業 者等の営業所使 用欄	_	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
22	22	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の名 称	いるか	_	_	_	JIS第1 水準又は第 2水準の文 字が入力さ れているか
23	23	金融商品取引業 者等の営業所の 所轄税務署の番 号	入力されて いるか	_	_	_	

- (注1) この表に掲げるエラーの種類のほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。
  - イ 「01」: 項番 1 以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
  - ロ 「06」: 項番 13 について、個人番号が正しく記録されているか確認する。
  - ハ 「07」: 項番 22 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 23 については、番 号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- (注2) 勘定設定期間と税務署への提供日との関係

勘定設定期間	税務署への提供日
平成 30 年	平成 31 年 1 月 1 日~平成 49 年 12 月 31 日

### 非課税適用確認書

申請者の		フ	IJ	ガ	ナ					
	· 0	氏			名					
		生	年	月	日		年	月	目	
		_				_				
勘定設期	定題									1日から平成35年12月31日までの期間
<del>別</del> 	[月]	( ,	累利	責投	: 資	勘定)	平瓦	式30年 ———	1月	1日から平成49年12月31日までの期間
整	理		番		号					
参	考		事		項					
(備孝)										

この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水 準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当するこ とを確認しました。

年 月 日

税務署長 財務事務官

### 非課税適用確認書

### 1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に定める書類を交付する際に使用する。

(注) この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合に使用する。

### 2 出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に平成 30 勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

### 3 出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

### 4 出力順序

- (1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。
  - ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号(局署番号)
  - ② 送付先の名称(送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称)
  - ③ 送付先の所在地(送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地)
  - ④ 勘定設定期間
  - ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の名称
  - ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
  - ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄(金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適 用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。)
  - ⑧ 申請者のフリガナ
  - ⑨ 投資者整理番号
- (2) 同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号(局署番号)
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称(送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称)
- ⑤ 送付先の所在地(送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地)
- ⑥ 勘定設定期間
- ① 金融商品取引業者等の営業所使用欄(金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。)
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

### 5 出力要領

	項		Ħ			内容									
						- NNNNN-F-ZZZZZZZ) :非課税適用確認書の作成年月日(年は西暦下2桁)									
確	認	書 番 号	書 番 号	悉 号	<b>张</b> 县	書番号	書 番 号	書 番 号	書 番 号	: 番 号	是	長 县	悉 县	NNNNN	: 局署番号
-44	pro.				<b>в</b> в 7		ш 7		F	:種別(1:センターに出力する確認書) (4:署に出力する確認書 (無作為抽出結果))					
					ZZZZZZZ	2:通番(上記の中での通番)									

	項	目		内容
申	請者の	フリガ	゚ナ	申請者のフリガナを印字する。
申	請者	の氏	名	申請者の氏名を印字する。
申	請者の	生年月	田	申請者の生年月日を印字する。
勘	定 設	定期	間	勘定設定期間を印字する。
整	理	番	号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参	考	事	項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年	J	]	日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税	務	署	名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税	務署	星 長	名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官			印	税務署長印を印字する。

## 未成年者非課税適用確認書

	フリ	ガナ									
	氏	名					 	 	 	 	
		E+									
申請者の											
	生年	月日		年	月	日		 	 	 	
	_		_								
			•								
_	—										
整 理	番	号									
参考	事	項									
(備孝)											

この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水 準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号に該当す ることを確認しました。

年 月 日

税務署長 財務事務官

### 未成年者非課税適用確認書

### 1 使用目的

「未成年者非課税適用確認書」は、未成年者非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

### 2 出力対象

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に未成年者非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

### 3 出力時期

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

### 4 出力順序

- (1) (2)に定める未成年者非課税適用確認書以外の未成年者非課税適用確認書次の申請事項に記録された項目の順で出力する。
  - ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号(局署番号)
  - ② 送付先の名称(送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称)
  - ③ 送付先の所在地(送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地)
  - ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称
  - ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
  - ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄(金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。)
  - ⑦ 申請者のフリガナ
  - ⑧ 投資者整理番号
- (2) 同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書 次の申請事項に記録された項目の順で出力する。
  - ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号(局署番号)
  - ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
  - ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
  - ④ 送付先の名称(送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称)
  - ⑤ 送付先の所在地(送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地)
  - ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄(金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。)
  - ⑦ 申請者のフリガナ
  - ⑧ 投資者整理番号

### 5 出力要領

	項		目		内容					
					$( \ Y \ Y \ M \ M \ D \ - \ N \ N \ N \ N \ - \ F \ - \ Z \ Z \ Z \ Z \ Z \ Z \ Z \ Z \ Z$					
					YYMMDD :未成年者非課税適用確認書の作成年月日(年は西暦下 2					
					桁)					
確	認	書	番	号	NNNNN : 局署番号					
					F : 種別(1:センターに出力する確認書)					
					(4:署に出力する確認書 (無作為抽出結果))					
					ZZZZZZZ:通番(上記の中での通番)					
申言	請 者 (	のフ	リス	ヺナ	申請者のフリガナを印字する。					
申	請者	首 の	氏	名	申請者の氏名を印字する。					
申言	請 者 (	の生	年月	日	申請者の生年月日を印字する。					
整	理		<b>च</b> 7. □	π. H	<b>च</b> 7. □	番号	亚. 口	番号	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税	
逧	垤		甾	75	措置専用の整理番号を印字する。					
参	考		事	項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録					
	~7		7	<b>7</b>	された内容を印字する。					
年		月		日	未成年者非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。					
税	務		署	名	未成年者非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。					
税	務	署	長	名	未成年者非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。					
官				印	税務署長印を印字する。					

## 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

	フリガナ
	氏 名
申請者の	
	住所
勘定設定	   (非課税管理勘定) 平成30年 1月 1日から平成35年12月31日までの期間
期間	(累積投資勘定) 平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間
参考	事  項
	知書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2オ 及びカナに置き換えています。
	申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に 由から、非課税適用確認書の交付を行いません。
(理由	
年	- 月 日
'	税務署長
	財務事務官

## 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

	フリ	ガナ	
	氏	名	
申請者の			
中間石の			
	生 年	月日	
	住	所	
-			_
参考	事	項	
(備考)			
			S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水
準の漢字	及びカナ	に置き担	<b>奥えています。</b>
			ては、未成年者非課税適用確認書の交付の申請がありました ら、未成年者非課税適用確認書の交付を行いません。
(理日	由 )		
平成	年 月	日	
	, /4	, ,	税務署長
Ī			1747万7日 八
			財務事務官

### 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

	フリ	ガナ				
	氏	名				
申請者の						
甲硝伯の						
	生年	月日				
	住	所				
勘定設定	(非課	:税管理	関制定)	平成30年	1月	1日から平成35年12月31日までの期間
期間		責投資	勘定)	平成30年	1月	1日から平成49年12月31日までの期間
参考	事	項				
(備考)						

この通知書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に 掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。

### (理由)

租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当する(既に所轄 税務署長又は他の税務署長に対して申請事項又は届出事項の提供 がある)ため。

平成 年 月 日

税務署長 財務事務官



営業所所在地	
営業所 名 称	御中

第 号平成 年 月 日

税務署長

### 同時の重複申請分である旨のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から所轄税務署に提供された「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のうち、別添「重複申請者リスト」に記載されている申請者については、他にも同時に重複して申請事項が提供されていますので下記のとおり対応願います。

記

### 1 申請者への意思確認が不要な場合

重複申請者リストに記載された申請者について、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」又は「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(以下「非該当通知書」といいます。)が同封されている場合は、貴営業所から誤って同一のファイル内に同一の投資者に係る申請事項が重複して提供されたものと考えられますので、送信事績をご確認ください。

なお、誤送信であることが確認できた場合は、申請者に対して、口座開設の意思確認及 び非該当通知書の交付を行う必要はありません。

### 2 申請者への意思確認が必要な場合

上記以外の場合は、他の金融商品取引業者等の営業所から重複して申請事項が提供されている可能性がありますので、申請者に対して、重複申請の有無及び口座開設の意思確認を行ってください。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門		
担当者名		
電話番号	(内線	)

# 重複申請者リスト

平成年月日

〒 –

堂	業	所	所	存	地
	$\sim$	1/1	1/1	114	7

営業所名称 御中

	申請者氏名(フリガナ)	営業所使用欄	
項番	申請者氏名	整理番号 確認書番号 生年月日 収受年月日	 取消の 有無
	基準日における住所	・	
	基準 ロ に わり る 住 別	勘定設定期間の開始の年	

〒 −

発送先所在地

発送先名称

# □ 非課税適用確認書の訂正依頼書 □ 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

	公務署受	HA.					W = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	
<b>.</b>							※局署整理番号	
	(				(フリガラ	۲)		
		1			·›› · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	+ ±4-		
	``				営業所	名 称		
	→ N						Ŧ	
	平成	年	月	日	営業所所	左 地		
						14 - 11	# W	
					(フリガラ	L)	電話	
					(/ 9 // )	-		
					営業所長	氏 名		
					(フリガラ	F)		
				^/ ₹ <b>/ III II</b> III.				
			7	税務署長殿	作成担当者	氏名		
租	税特別指	昔置法第	37 条の	14 第 10 項第 1	<u></u> 号又は同法第 3	7 条の 14	4 の 2 第 16 項第 1 <del>月</del>	
								頁を訂正の上、非課税
				果税適用確認書を				
適用	作が音グ	(14/ <u>1/1/</u>	十十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	不沉過用推配音包		, o		
適用	惟心盲》	(14/1/1)	<u> </u>	ままず おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり お		訂正		-+ M
適用	推心盲》	(以水)以						訂正後
適用 申		ガナ		訂正前		訂正	1	訂正後
	フリ	ガナ		訂正前		訂正 箇所		訂正後
申				訂正前		訂正		訂正後
	フリ氏	ガナ名		訂正前		訂正箇所		訂正後
申	フリ氏	ガナ		訂正前		訂正 箇所		訂正後
申	フリ氏生年	ガナ名月日		訂正前		訂正箇所		訂正後
申請	フリ氏生年基準	ガナ名日氏所		訂正前		訂正箇所		訂正後
申請	フリ氏生年基準又	ガ 名 日 所は		訂正前		訂正箇所		訂正後
申請	フリ氏生年基準	ガナ名日氏所		訂正前		訂正箇所		訂正後
申請者	フリ氏生年基準又	ガ 名 日 所は		訂正前成年者) 非課税適用確認	書に記載された事項)	訂正所	適用確認書	
申請者	フリ氏生年基準又	ガ 月 住 所は所	( (未)	訂正前 成年者) 非課税適用確認言 非課税適用確認 非課税適用確認 申請者の「基準	書に記載された事項) 書又は未成年者 日における国内	訂廣の住所である。	適用確認書 を証する書類(住居	天票の写しなど)」の写
申請者の	フ氏生基又住	ガ 月 住 所は所	((未)	訂正前 成年者) 非課税適用確認言 非課税適用確認 非課税適用確認 申請者の「基準	書に記載された事項) 書又は未成年者 日における国内	訂廣の住所である。	適用確認書 を証する書類(住居	
申請者の	フ氏生基又住	ガ 月 住 所は所	((未)	訂正前 成年者)非課税適用確認 非課税適用確認 申請者の「基準 」(勘定設定期間	書に記載された事項) 書又は未成年者 日における国内	訂廣の住所である。	適用確認書 を証する書類(住居	天票の写しなど)」の写
申請者の	フ氏生基又住	ガ     月     日     目     所は所     類	((未)	訂正前 成年者)非課税適用確認 非課税適用確認 申請者の「基準 」(勘定設定期間	書に記載された事項) 書又は未成年者 日における国内	訂廣の住所である。	適用確認書 を証する書類(住居	天票の写しなど)」の写

\•\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
※税務署 処理欄					

### 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は同法第37条の14 の2第16項第1号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成 年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。

なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名(フリガナを含みます。)、生年月日、基準日における国内の住所(住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所)との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。

2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。

なお、②については、非課税適用確認書に記載された勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日であるものに限ります。

ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。

- ① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
- ② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類(住民票の写しなど)」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。

## 非課税適用確認書(訂正用)

	フリァ	ガナ	
	氏	名	
申請者の			
	生年月	月日	年 月 日
	_		_
勘定設定	(非課種	兑管理	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
期間	(累積	投資	勘定) 平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間
整理	番	号	
参考	事	項	
(備考)			
			S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水 奥えています。
Land	+1 =± ± <b>1</b> .1 =		アは、毎番中川世界と第97名の14第10万第1日と表化トファ
とを確認			ては、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当するこ
		日	
			税務署長
			財務事務官

## 未成年者非課税適用確認書(訂正用)

	フ	IJ :	ガナ	
申請者の	氏		名	
	生	年。	月日	年月日
	-			
_	_			
整理	I I	番	号	
参考	夸	事	項	
1				S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水 喚えています。
上記の				ては、租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号に該当す 。
	年	月	日	

税務署長 財務事務官

$\overline{}$	
規	
榕	
Α	
4	
$\overline{}$	

非課税口座開設情報の取消依頼書
未成年者口座開設情報の取消依頼書

<b>被斯署受付切</b>			※局署整理番号	
		(フリガナ)		
		営業所名称		
平成 年 月	目		Ŧ	
		営業所所在地		
			電話	
		(フリガナ)		
		営業所長氏名		
		(フリガナ)		
移	兑務署長殿	作成担当者氏名		

租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項又は同法第 37 条の 14 の 2 第 19 項の規定により「非課税 適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)又は「未 成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「未成年者口座開設情報」といいま す。)を提供していましたが、下記のとおり当該事項を取消しする事情が生じたので、別添の申請 者に係る非課税口座開設情報又は未成年者口座開設情報の取消しを依頼します。

提供すべきでない非課税口座開設情報を提供していたため

JEN 7 C CAV	
提供すべきでない	・未成年者口座開設情報を提供していたため

_	THE THE STATE OF T	
	その他(	)

### 【参考事項】

【取消しする事情】

	整理簿	内容確認	作成	入力	備考
※税務署処理欄					

### (注意事項)

- (1) この取消依頼書は、所轄税務署長に「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供した後に、当該事項を取消しする事情が生じた場合に、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長にその旨を依頼するために提出するものです。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

## 非課税口座開設情報の取消事項明細書

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日	基準日住所	勘定設定期間 の開始の年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

<sup>(</sup>注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「O」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。

## 未成年者口座開設情報の取消事項明細書

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<sup>(</sup>注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「O」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。

営業所所在地	
営業所 名 称	御中

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

税務署長

税務名の 署の署 見記 い 押印は はます

### 非課税口座開設情報の取消しのお知らせ

貴営業所から平成 年 月 日付で提出された「非課税口座開設情報の取消依頼書」及び「非 課税口座開設情報の取消事項明細書」のうち、別添の「取消明細書(非課税口座)」に係る申請者の非 課税口座開設情報については取消しした旨をお知らせします。

 担当部門

 担当者名

 電話番号
 (内線 )

(規格A 4

営業所所在地	
営業所 名 称	御中

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

税務署長

税務名の署長記長の戦日の関係を関係を対しています。

### 未成年者口座開設情報の取消しのお知らせ

貴営業所から平成 年 月 日付で提出された「未成年者口座開設情報の取消依頼書」及び「未成年者口座開設情報の取消事項明細書」のうち、別添の「取消明細書(未成年者口座)」に係る申請者の未成年者口座開設情報については取消しした旨をお知らせします。

 担当部門

 担当者名

 電話番号
 (内線 )

(規格A 4

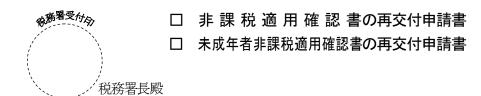
## 取消明細書(非課税口座)

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日	基準日住所	勘定設定期間 の開始の年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## 取消明細書(未成年者口座)

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<sup>(</sup>注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「〇」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。



営業所名称	年 月 日	出年月日平成	1 申請者に関する事項		
中 請 者 の 住 所  電話  - 租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又1年者非課税適用確認書の再交付を申請します。  理	和・平成 年 月 日	年月日 明治・大正・昭和・3		(フリガナ)	
申請者の住所		理番号	•	申請者氏名	
理       □ 紛失のため         申       □ その他(         非課機の適用確認書の再交付を申請します。       □ 平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間         該当する勘定 設定期間の区分       □ 平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間         平成 30 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの期間       平成 30 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの期間         基 準 日 中請者の基準日における国内の住所       日 日         (フリガナ)       確認書類の名を報酬         営業所 名 称       市 確認書類の名を報酬         電話 ー ー       一 確認 著         (フリガナ)       営業所の金         営業所 所 在 地       電話 ー ー         (フリガナ)       営業所の金		電話 -	〒 −	申請者の住所	
理 □ 紛失のため 由 □ その他( ##	こする非課税適用確認書又は未成	の2第5項第7号に規定する	7条の14第5項第6号又は同法37条の	租税特別措置法第3	
世       世       一       その他(         非課 (表現間の区分 (表別 事項)       平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間 (表別 年) (大田 大田 大			の再交付を申請します。	年者非課税適用確認書	
##				理 □ 紛失のため	
みの記載項目       申請者の基準日における国内の住所         2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項       ※整理番号         (フリガナ)       確認書類の名利         営業所所在地       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       営業所の	)			由 □ その他(	
みの記載項目       申請者の基準日における国内の住所         2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項       ※整理番号         (フリガナ)       確認書類の名利         営業所所在地       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       営業所の				非課談当する勘定	
みの記載項目       申請者の基準日における国内の住所         2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項       ※整理番号         (フリガナ)       確認書類の名利         営業所所在地       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       電話 ー ー         (フリガナ)       営業所の				開開設定期間の区分確	
載 目 目			平成 年 月 日	み   基 準 日	
2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項       ※整理番号         (フリガナ)       確認書類の名利         営業所名称       市         (フリガナ)       確認書類の名利         営業所所在地       電話         (フリガナ)       営業所の         (フリガナ)       営業所の				載   申請者の基準	
2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項       ※整理番号         (フリガナ)       確認書類の名材         営業所名称       確認書類の名材         (フリガナ)       電話         (フリガナ)       営業所の					
(フリガナ)     確認書類の名利       営業所名称     で、認力       で業所所在地     電話 ー ー       (フリガナ)     営業所の					
営業所名称		※整理番号	者等の営業所に関する事項	2 金融商品取引業	
マニー     〒 ー       営業所所在地     電話 ー ー       (フリガナ)     営業所の	確認書類の名称	<del></del>		(フリガナ)	
営業所所在地 電話 (フリガナ) 営業所の				営業所名称	
電話 (フリガナ) 営業所の	確 認 者 日		_	=	
(フリガナ) 営業所の				営業所所在地	
営業所の		_	電話		
				(フリガナ)	
	営業所の 受理日付印			営業所長氏名	
(フリガナ)				(フリガナ)	
作成担当者氏名				作成担当者氏名	

\•/ <b>1</b> ₩₹₩₩	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
※税務署 処理欄							

## 非課税適用確認書 (再交付用)

	フリガナ		
申請者の	氏 名		
	生年月日		
	基 準 日		
	基準日にお		
	ける国内の		
	住 所		
_			
勘定設	定期間	から	までの期間
整理	番号		
参考	事 項		
(備考)			

この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。

平成 年 月 日

税務署長 財務事務官

### 未成年者非課税適用確認書(再交付用)

	フリ	ガナ									
	氏	名									
申請者の											
	生年	月日	平成	左	Н	日					
			十八	+	力	Н					
	住	所									
整理	番	号							 		
参考	事	項									
(備考)											

この確認書では、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、JIS第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。

上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号に該当することを確認しました。

平成 年 月 日

税務署長 財務事務官

申請者住所	
申請者氏名	様

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

税務署長

## 非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ

あなたから平成 年 月 日付でされた非課税適用確認書の再交付申請については、下記の理由により非課税適用確認書を再交付すべき理由がありませんので、その旨をお知らせします。

記

(理由)

申請者住所	
申請者氏名	様

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

税務署長

税務名が署長記長の舞印はます。

## 未成年者非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ

あなたから平成 年 月 日付でされた未成年者非課税適用確認書の再交付申請については、 下記の理由により未成年者非課税適用確認書を再交付すべき理由がありませんので、その旨をお知らせ します。

記

(理由)

営業所 所在地 営業所 名 称 御中

第 号平成 年 月 日

税務署長

税氏及の解しています。

### 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所における(ジュニア)NISA((未成年者)少額投資非課税制度)に係る非課税口座又は未成年者口座のうち、「確認対象口座一覧」に記載の口座については、他の金融商品取引業者等の営業所において重複して非課税口座又は未成年者口座が開設されていると考えられますので、貴営業所における非課税口座又は未成年者口座の開設状況について同封の「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」に記入して、次の期日までにご回答ください。

なお、回答に当たって、NISAについては、非課税適用確認書の交付申請の際に、 基準日における国内の住所を証する書類として提出された「住民票の写し」等の書類の 写しを添付していただきますようお願いします。

期 日 (依頼件数 件)

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

 担当部門

 担当者名

 電話番号
 (内線 )

## 確認対象口座一覧

平成 年 月 日

	≧融商品取引業者等の 営業所の名称							
						税	務	署
$\circ$	確認対象口座				一連番号			
$\Gamma$	整理番号				一			
	フリガナ							
	 氏 名							
	非課税口座記号・番号							
	生年月日	年	月	月				
	基準日住所(非課税口座)							
	現住所 (未成年者口座)							
		I						
0	確認対象口座				一連番号			
	整理番号							
	フリガナ							
	氏 名							
	非課税口座記号・番号							
	生年月日	年	月	日				
	基準日住所(非課税口座)							
	現住所(未成年者口座)							
0	確認対象口座	T			一連番号			
	整理番号							
	フリガナ							
	氏 名							
	非課税口座記号・番号							
	生年月日	年	月	日				
	基準日住所(非課税口座)							
	現住所(未成年者口座)							

## 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書

 平成
 年
 月
 日

 一連番号

						(土田	.,		
	金融商品取引 営業所の名利		の						
税務署長殿	代表者		名				印		
	この回答につ	ついて							
	応答できるネ								
		電話看	番号	_	-	_	内線		
〇 確認対象口座	1								
整理番号									
フリガナ									
氏 名									
非課税口座記号・番号	<u>コ</u>								
生年月日		年		月	日				
基準日住所(非課税口座	至)								
現住所(未成年者口座	)								
1 確認対象口座の有無									
□ 有 (口座開設年月			月	日)	~\\\\ \	. TT - 11			
(投資者から非			未成年	- 者非課	:柷適用循	[認書の携	是出を受けた日		
: 平成 年		日)	п	п.)					
□ 無   (口座開設年月		年平式		日)	пλ				
	(廃止年月日 (山宮年月日		年年	月 月	日) 日)				
	(出国年月日 (死亡年月日		年年	月 月	日)				
	,死亡平月日 (移管年月日		年	月 月	日)				
	業所の名称		7	Л	μ/		)		
□ その他 (	X// \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	•					)		
	が生じた年。	月日:5	平成	年	月	日)	,		
2 確認対象口座の状況						1.7			
項目				回 答	欄				
上場株式等の受入の有	無	有 (፯	区成	年	月	日)			
(有の場合、最初の日)		<b>!</b>							
配当等の支払の有無		有 (3	区成	年	月	日)			
(有の場合、最初の日)		無							
上場株式等の譲渡等の有	f無 □ 🦩	有 (斗	区成	年	月	日)			
(有の場合、最初の日)		無							
3 添付書類の内容(回答欄に記入してください。)									
□ 基準日における国内の住所を証する書類(住民票の写しなど)の写し(未成年者に							(未成年者口座		
の場合は不要)									
□ 非課税適用確認書又は	□ 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の写し								
	ا ميلي	T T							
整理簿 ※税務署	審査	摘							
整理欄		要							

営業所 所在地 営業所 名 称 御中

税務署長

税務名の署長記長は野田の職のである。

### 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書等の送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所における(ジュニア)NISA((未成年者)少額投資非課税制度)に係る非課税口座又は未成年者口座のうち、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に記載の口座(以下「対象口座」といいます。)については、「通知理由」欄の理由により、無効となるのではないかと考えられますので、同封の「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領」により無効処理等の要否について見直しを行い、その結果を「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」に記入して、次の期日までにご回答ください。

なお、見直しに基づき対象口座を無効として処理し、その対象口座を非課税口座又は 未成年者口座以外の口座(特定口座を除きます。)として取り扱う場合において、既に 非課税扱いにより支払った配当等があるときは、所得税及び復興特別所得税を徴収し納 付するとともに、既に非課税扱いとされた譲渡所得等があるときは、対象口座の開設者 に対し、譲渡した年分の確定申告が必要となる場合があることを確実に説明してくださ い。

この場合の所得税徴収高計算書は、通常の源泉徴収分と別に作成し、摘要欄に「非課税(未成年者)口座無効分」と表示してください。

期 日 (依頼件数 件)

○ 非課税口座又は未成年者口座の見直し及び必要な手続のお願いは、行政指導として 行っているものであり、この行政指導(見直しのお願い)に基づき自主納付された税 額については、5%の不納付加算税を徴収される場合があります。

この文書による行政指導の責任者は表記の税務署長です。

担当部門		
担当者名		
電話番号	(内線	)

## 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書

平成 年 月 日

○ 対象口座	金融商品取引業者等の 営業所の名称									
	呂未り  シ治州									
整理番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  〇 対象口座  ・連番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  〇 対象口座  ・ 中 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  〇 対象口座  ・ 連番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 セ 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 現住所 (非課税口座) 現住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)						<del>_</del>		税	務	署
整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         通知理由       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         が多口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)										
整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         通知理由       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         が多口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)										
フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  ○ 対象口座  ・連番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  ○ 対象口座  ・ 単番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)  ・ 連番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 セ 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)  ・ 重番号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〇 対象口座						一連番号			
氏名         非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       通知理由         〇対象口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       通知理由         〇対象口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	整理番号									
#課税口座記号・番号 生年月日 基準日住所(非課税口座) 現住所(未成年者口座) 通知理由  ○対象口座  ・連番号 整理番号 フリガナ 氏名 非課税口座記号・番号 生年月日  基準日住所(非課税口座) 現住所(未成年者口座) 通知理由  ○対象口座  ・連番号  ・連番号 フリガナ 氏名 非課税口座記号・番号 生年月日  基準日住所(非課税口座) 現住所(未成年者口座) 通知理由  ○対象口座  ・連番号 フリガナ 氏名 非課税口座記号・番号 生年月日  基準日住所(非課税口座) 現住所(未成年者口座) 現住所(未成年者口座)	フリガナ									
生年月日     年月日       基準日住所 (非課税口座)     現住所 (未成年者口座)       通知理由     一連番号       整理番号     フリガナ       氏名     非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所 (非課税口座)     現住所 (未成年者口座)       通知理由     一連番号       整理番号     フリガナ       氏名     非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所 (非課税口座)     現住所 (未成年者口座)	氏 名									
基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)       通知理由       〇 対象口座     一連番号       整理番号     フリガナ       氏名     非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)     現住所(未成年者口座)       適知理由     一連番号       整理番号     フリガナ       氏名     非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)     現住所(未成年者口座)	非課税口座記号・	番号								
現住所 (未成年者口座) 通知理由  O 対象口座  型 番 号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  O 対象口座  型 番 号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  O 対象口座  単 番 号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)	生年月日		:	年	月	日				
<ul> <li>通知理由</li> <li>○ 対象口座</li> <li>整理番号</li> <li>フリガナ</li> <li>氏名</li> <li>非課税口座記号・番号</li> <li>生年月日</li> <li>基準日住所(非課税口座)</li> <li>現住所(未成年者口座)</li> <li>通知理由</li> <li>○ 対象口座</li> <li>一連番号</li> <li>整理番号</li> <li>フリガナ</li> <li>氏名</li> <li>非課税口座記号・番号</li> <li>生年月日</li> <li>年月日</li> <li>基準日住所(非課税口座)</li> <li>現住所(未成年者口座)</li> </ul>	基準日住所(非課税)	口座)								
○ 対象口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         通知理由       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	現住所(未成年者口	座)								
整理番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  〇 対象口座 一連番号 整理番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)	通知理由									
整理番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  〇 対象口座 一連番号 整理番号 フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日 年 月 日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)										
フリガナ       氏 名       非課税口座記号・番号       O 対象口座     一連番号       O 対象口座     一連番号       車 番号       フリガナ       氏 名       非課税口座記号・番号       生 年 月 日       基準日住所 (非課税口座)       現住所 (未成年者口座)	〇 対象口座						一連番号			
氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日 基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座) 通知理由  O 対象口座  ・連番号  フリガナ 氏 名 非課税口座記号・番号 生年月日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)	整理番号									
非課税口座記号・番号       年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)         通知理由       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	フリガナ									
生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)     現住所(未成年者口座)       通知理由	氏 名									
基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)       通知理由       〇 対象口座     一連番号       整 理 番 号     フリガナ       氏 名     非課税口座記号・番号       生 年 月 日     年 月 日       基準日住所(非課税口座)     現住所(未成年者口座)	非課税口座記号・	番号								
現住所 (未成年者口座) 通知理由  O 対象口座  一連番号  整 理 番 号  フリガナ  氏 名  非課税口座記号・番号  生 年 月 日  基準日住所 (非課税口座) 現住所 (未成年者口座)	生年月日		:	年	月	日				
通知理由       O 対象口座     一連番号       整理番号     フリガナ       氏名     非課税口座記号・番号       生年月日年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)     現住所(未成年者口座)	基準日住所(非課税)	口座)								
O 対象口座       一連番号         整理番号       フリガナ         氏名       非課税口座記号・番号         生年月日       年月日         基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	現住所(未成年者口	座)								
整理番号       フリガナ       氏名       非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	通知理由									
整理番号       フリガナ       氏名       非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)										
フリガナ       氏 名       非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)			1				一連番号			
氏 名       非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	整理番号									
非課税口座記号・番号       生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	フリガナ									
生年月日     年月日       基準日住所(非課税口座)       現住所(未成年者口座)	氏 名									
基準日住所(非課税口座) 現住所(未成年者口座)	非課税口座記号・	番号								
現住所(未成年者口座)	生年月日		:	年	月	日				
	基準日住所(非課税)	口座)								
通知理由	現住所(未成年者口	座)								
NE/PCAH	通知理由									

## 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書

平成 年 月 日

						1794 1 74 1
						一連番号
		金融商品取 営業所の名				
	税務署長殿	代表	者 氏 名			印
		この回答に				
		応答できる				1. 45
			電話番号	_	-	- 内線 
0	対象口座					
	整理番号					
	フリガナ					
	氏 名					
	非課税口座記号・番号	<del>-</del>				
	生年月日		年	月	日	
į	基準日住所 (非課税口區	屋)				
	現住所(未成年者口座	)				
	通知理由					
0	回答内容(該当する回	回答内容や	添付書類等の	の口にチ	ェック等	等をしてください。)
		回答内	容			添付書類等
無効	変更年月日 平成 年 □ ① 所得税額等の徴 (内訳)					□ 非課税口座廃止届出書 又は未成年者口座廃止通 知書
		等の支払額	納付(予定)年 月 日	所得税		□ 出国届出書又は未成 年者出国届出書
		円			円	
		円			円	□ 非課税口座開設者死亡 届出書又は未成年者口座
		円			円	開設者死亡届出書
	合 計	円			円	│ □ 対象口座における上
	※ 所得税額等には復	興特別所得税	を含みます。			場株式等の取引明細書
	□ ② 配当等の支払な	L				  □ 非課税口座又は未成
	□ ③ 上場株式等の受					年者口座の無効通知書 に関する証明書
有	□ ④ 上記以外(有効	とする理由を	記載してくだ	さい。)		
効						□ 所得税徴収高計算書 (納付書)の写し
						□ その他
						( )
	整理簿	審 査				

	整理簿	審査	Lete
※税務署			摘
整理欄			要

### 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領

### 1 処理要領

「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」(以下「通知書」といいます。)は、次の①~②により処理してください。

- ① 通知書の「対象口座」欄に記載の口座(以下「対象口座」といいます。)について、「2 確認事項等」の表の「確認事項」の確認を行い、「処理の内容」により、無効又は有効の処理をしてください。
- ② ①の処理結果に対応する「3 回答書の記載要領等」の「回答内容」について、その「記載要領等」により「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」(以下「回答書」といいます。)の「回答内容」欄に記入するほか、添付書類が必要なものについては、「回答書」に添付してください。

また、①の処理の結果、配当等に係る納付すべき所得税及び復興特別所得税が生じる場合は、法 定納期限から5年を経過していない所得税及び復興特別所得税が徴収・納付の対象となります。

なお、「3 回答書の記載要領等」の「回答内容」の①に該当し、既に所得税及び復興特別所得税を徴収・納付している場合及び「回答内容」の②から④に該当する場合は、所得税及び復興特別所得税を徴収・納付する必要はありません。

(注) 1 配当等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に際しては、納期等の区分により所得税徴収高計算書(納付書)をそれぞれ作成し、納付してください。

なお、区分せずに納付する場合は、別途、納付税額の内訳を確認することができる書類を 作成し、「回答書」に添付してください。

2 無効処理した対象口座は、非課税口座又は未成年者口座以外の口座(特定口座を除きます。) に変更し、回答書にその変更した年月日を記入してください。

なお、その対象口座において今後支払われる配当等については、その支払の際に、所得税及 び復興特別所得税を徴収し納付することになります。

3 延滞税や不納付加算税を負担しなければならない場合、後日、所轄税務署から、延滞税や不納付加算税を記載した通知書が送付されますので、その通知書により納付期限までに納付してください。

### 2 確認事項等

次の「通知理由」の「確認事項」の確認を行い、「処理の内容」により、無効処理してください。

通知理由	他の金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座又は未成年者口座が開設されて
	います。
通知の内容	対象口座に記載されている投資者の非課税口座又は未成年者口座が対象口座以外で
通知の打台	既に開設されている場合に通知しています。
確認事項	通知書に記載された対象口座の記載内容に誤りがないか確認してください。
加理の内容	通知書に記載された対象口座の記載内容に誤りがない場合や有効とすべき理由がな
処理の内容	い場合は無効となります。

### 3 回答書の記載要領等

次表の「回答内容」の「記載要領等」により「回答書」の「回答内容」欄を記入してください。 また、回答内容に応じた「添付書類」を添付してください。

[	回 答	答 内 容	記載要領等	添付書類
無効	変更	<b>三年月日</b>	無効処理した対象口座を非課税口座又は未成年 者口座以外の口座(特定口座を除きます。)に変更 した年月日(以下「変更年月日」といいます。)を 記入してください。	<ul><li>・対象口座における上場株式等の取引明細書</li><li>・証明書(注)</li><li>・配当等に係る所得税額</li></ul>
	1	所得税額等 の徴収・納	対象口座開設日から変更年月日までの間に配当 等の支払があった場合で、その配当等に係る所得	等を徴収・納付した場 合は、その納付の際に

	回 答	答 内 容	記載要領等	添付書類
		付	税額等を徴収・納付した場合又は回答書の作成日 以後徴収・納付する予定である場合にチェックし てください。 内訳欄には、支払年月日、配当等の支払額、納 付年月日(回答書の作成日以後納付する予定であ る場合には納付予定年月日)及び所得税額等を記 入してください。	提出した所得税徴収高 計算書(納付書)の写 し ・参考となる書類がある 場合にはその書類
	2	配当等の支 払なし	対象口座開設日から変更年月日までの間に配当 等の支払がない場合にチェックしてください。	
	3	上場株式等 の受入れな し	対象口座開設日から変更年月日までの間に対象 口座に上場株式等を受け入れていない場合にチェ ックしてください。	
有効	4	上記以外	対象口座を有効処理した場合にチェックし、そ の理由を記入してください。	・参考となる書類がある 場合にはその書類

<sup>(</sup>注)通知書に基づき対象口座の無効処理を行ったことにより配当等に係る所得税及び復興特別所得税をその法定納期限後に納付したことについて、金融商品取引業者等の責めに帰すべき事由がないと認められる場合には、その旨を記載した証明書(非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に関する証明書)を添付してください。

### ○○税務署長 殿

○○証券	(銀行) (	) () 支厉	与	
	支店長			<b>(1)</b>

### 「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に関する証明書

先般、通知を受けました別添の回答書における非課税口座又は未成年者口座については、「非課税適用確認書の交付申請書」及び「非課税口座開設届出書」又は「未成年者適用確認書の交付申請書」及び「未成年者口座開設届出書」を受理する際に、租税特別措置法第37条の14第7項又は同法37条の14の2第13項に規定する申請者の住所、氏名、生年月日及び個人番号の確認義務を確実に履行しており、かつ、下記の〇印を付した事由に該当するものであることを証明いたします。

記

- 1 申請者から提出された「非課税適用確認書の交付申請書」又は「未成年者非課税適用 確認書の交付申請書」に記載された事項と金融商品取引業者等の営業所等が税務署に提 供した「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用 確認書に記載された事項」に相違がない。
- 2 同一金融商品取引業者等の営業所において同一の申請者に係る非課税口座又は未成年 者口座がない。
- 3 上記1に該当しない場合(同一金融商品取引業者等内の営業所において同一の申請者 に係る非課税口座又は未成年者口座がある場合)において、非課税口座又は未成年者口 座を重複して開設したことについて、金融商品取引業者等の営業所に責めに帰すべき事 由がない。

【責めに帰すべき事由がないと認められる具体的な内容】

以上

### 変更届出事項等の取消依頼書

發務署受	村印				※局署整理番号
				(フリガナ)	
1	الممسد			営業所名称	
平成	年	月	日		₸
				営業所所在地	#.**
				(, - ))	電話 — — —
				(フリガナ)	
				営業所長氏名	
				(フリガナ)	
			税務署長殿	作成担当者氏名	

租税特別措置法第37条の14第20項若しくは第23項又は同法第37条の14の2第22項の規定により「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」若しくは「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」を提供していましたが、別添「変更届出事項等の取消事項明細書」の申請者については、申請事項等の種類を誤って提供したので、提供した変更届出事項等の取消しを依頼します。

## 【参考事項】

	整理簿	内容確認	入 力	備考
※税務署処理欄				

### (注意事項)

- (1) この依頼書は、変更届出事項又は廃止届出事項(以下「変更届出事項等」といいます。)を提供した金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
  - なお、変更届出事項等を本店等が一括して提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の 基になった金融商品取引業者等変更届出書や非課税口座廃止届出書等が提出された金融商品取引業者等 の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください

取消用

## 変更届出事項等の取消事項明細書

一連	整理番号	(フリガナ)	生年月日	申請事項	等の種類	届出書の	※税務署処理欄
番号	( (ジュニア) N I S A)	申請者名	工十万日	取消対象	正当	提出年月日	次1993分名 发生1限
1				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
1				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
2				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
Δ				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
3				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
J				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
4				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
4				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
5				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
υ				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
6				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
0				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
7				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
_ ′				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
8				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
0				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
9				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
9				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		
10				□ 変更届出事項	□ 変更届出事項		
10				□ 廃止届出事項	□ 廃止届出事項		

<sup>(</sup>注)「申請事項等の種類」欄には、該当する申請事項等の□にレ印を記載してください。

### 変更届出事項等の訂正依頼書

發務署受	村倒				※局署整理番号	
(				(フリガナ)		
1				営業所名称		
平成	年	月	日		Ŧ	
				営業所所在地		
					電話	
				(フリガナ)		
				営業所長氏名		(1)
				(フリガナ)		
			税務署長殿	作成担当者氏名		

租税特別措置法第37条の14第20項又は第23項又は同法第37条の14の2第22項の規定により「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」、「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」を提供していましたが、別添「変更届出事項等の訂正事項明細書」の申請者については、記載項目を誤って提供したので、提供した変更届出事項等の訂正を依頼します。

### 【参考事項】

	整理簿	内容確認	入力	備考
※税務署処理欄				

### (注意事項)

- (1) この依頼書は、変更届出事項又は廃止届出事項(以下「変更届出事項等」といいます。)を提供した金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
  - なお、変更届出事項等を本店等が一括して提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の 基になった金融商品取引業者等変更届出書や非課税口座廃止届出書等が提出された金融商品取引業者等 の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください

## 変更届出事項等の訂正事項明細書

項目		レコード定義項番		項番					
		変更	廃止 (非課税口座)	廃止 (未成年者口座)	1	2	3	4	5
申請事項等の種類		1	1	1	□ 変更届出事項 □ 廃止届出事項	□ 変更届出事項 □ 廃止届出事項	□ 変更届出事項 □ 廃止届出事項	□ 変更届出事項 □ 廃止届出事項	□ 変更届出事項 □ 廃止届出事項
整理番 ((ジュニア) N	号 NISA)	18	24	24					
提出者の	氏名	6	12	12					
提出者のフ	リガナ	7	13	13					
生年月日		8~11	14~17	14~17					
提出年月日	訂正前訂正後	$2\sim5$	3~6	3~6					
非課税管理 勘定又は累 積投資勘定 廃止	訂正前	24	I	I					
上場株式等の受入れ	訂正前	25	27	27					
廃止通知書交付申請書	訂正後	<b>元成</b> . しい	7		<b>☆仏由注事」。○ 並んしょ す</b> でやと思り	共する場合におけるレコードの内容及び			5日川本夜丑 48英 1 日

2. 「申請事項等の種類」欄には、該当する申請事項等の□にレ印を記載してください。

※ 税務署処理欄			
74 DE103 ET /C-12   M			

出事項の項番をいいます。

### 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における レコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達)【抜粋】

### 〇 レコードの内容及び記録要領

(別紙6) 【変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等】

項番	項目名		入力文字基準		記錄要領	
1	申請事項等の種類		半角	3文字	「006」を記録してください。	
2		元号	半角	1文字	提出者 (金融商品取引業者等変更届出書を提出した者をいいます。以下 《レコードの内容及び記録要領(6)》において同	
3		年	半角	2文字	じです。) が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び 日を記録してください。	
4	提出年月日	月	半角	2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用すること に留意してください。	
5		B	半角	2文字	(例)「平成30年4月2日 → 4,30,04,02」	
6	提出者の氏名		全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
7	提出者のフリガナ		全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
8		元号	半角	1文字		
9	提出者の生年月	年	半角	2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。  この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」	
10	0 月		半角	2文字	<ul><li>及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。</li><li>(例)「平成元年4月15日 → 4,01,04,15」</li></ul>	
11		B	半角	2文字		
18	8 提出者の整理番号		半角	1/1 文字	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理 番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適 用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	
	非課税管理勘定又は累積投資 勘定を廃止した旨等		半角		金融商品取引業者等変更届出書の提出により、①非課稅管理勘定又は累積投資勘定の廃止を行い、当該金融商品取引業 者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)におい て非課稅管理勘定又は累積投資勘定を設けないこととした場合には「0」を、②非課稅管理勘定又は累積投資勘定の廃止 本課稅管理勘定又は累積投資勘定の廃止 多額の廃止 の日の属する年の翌年分以後の各年(同日の属する勘定設定期間 内の各年に限ります。)において非課稅管理勘定又は累積投資勘定を設けないこととした場合には「1」を記録してくだ さい。	
25	上場株式等の受入ない旨	れをしてい	半角	1文字	項番24に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により廃止された非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番23に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	

○ レコードの内容及び記録要領 (別紙 7-1) 【廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等】

項番	項目名      入力文字基準		)文字基準	記錄要領	
1	申請事項等の種類		半角	3文字	「007」を記録してください。
3		元号	半角	1文字	提出者(非課税口座廃止届出書を提出した者、みなし提出により非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされる者 又は非課税口座廃止通知書交付申請書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領「ソー1》において
4		年	半角	2文字	同じです。)が非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日又はみなし提出があった年
5	提出年月日	月	半角	2文字	月日(以下《レコードの内容及び記録要領(7)-1》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。)の元号、 年、月及び日を記録してください。
6		日	半角	2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成29年10月2日 → 4,29,10,02」
7	7 非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨		半角	1文字	提出者から租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第145号)附則第11条第6項に基づき非課税口 座廃止通知書交付申請書の提出を受けた場合には「1」を、提出を受けていない場合には「0」を記録してください。
12	2 提出者の氏名 全		全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
13	提出者のフリガナ		全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
14		元号	半角	1文字	
15	提出者の生年月	年	半角	2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」
16	日		半角	2文字	及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」
17		日	半角	2文字	, w, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
24	4 提出者の整理番号 半角 14文字		14文字	非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号を記録してください。	
27	上場株式等の受入	れの有無	半角	1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に 上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。

# 〇 レコードの内容及び記録要領 (別紙7-2) 【廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等】

項番	項目名 項目名		項目名    入力文字基準		記錄要領	
1	申請事項等の種類		半角	3文字	「007」を記録してください。	
2	2 未成年者口座を廃止した旨		第2号トに規定する未成年者口座等 り未成年者口座が廃止された場合で 止居出書を未成年者口座が開設され コードの内容及び記録要領(ア)ー2》 合には「2」を、租税特別措置法施名 国の時に租税特別措置法第37条の14 融商品取引業者等の営業所の長に提		1文字	未成年者口座廃止届出書の提出により未成年者口座を廃止した場合には「1」を、租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合で同条第20項の規定によりこれらの事由が生じた時に同項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと(以下《レコードの内容及び記録要領(7)-2》において「口座等廃止事由によるみなし提出」といいます。)による提供である場合には「2」を、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の4第2項に規定する出国の時に租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと(以下《レコードの内容及び記録要領(7)-2》において「出国によるみなし提出」といいます。)により未成年者口座を廃止した場合には「0」を記録してください。
3		元号	半角	1文字	提出者 (未成年者口座廃止届出書を提出した者、口座等廃止事由によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされる者又は出国によるみなし提出により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされる者を	
4	提出年月日	年	半角	2文字	いいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7)-2》において同じです。)が未成年者口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日、口座等廃止事由によるみなし提出があった年月日又は出国によるみなし提出があった年月日(以下《レコードの内容及び記録要領(7)-2》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。)	
5	旋山牛万口	月	半角	2文字	の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用すること	
6		日	半角	2文字	「留意してください。 (例) 「平成30年10月1日 → 4,30,10,01」	
12	提出者の氏名		全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
13	提出者のフリガナ		全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
14		元号	半角	1文字		
15	提出者の生年月	年	半角	2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用するこ	
16	日	月	半角	2文字	とに留意してください。 (例) 「平成18年4月15日 → 4,18,04,15」	
17		B	半角	2文字	, , , ,	
24	4 提出者の整理番号 半角 1		14文字	未成年者口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座 廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。		
27	上場株式等の受入れの有無 半角 1文字		1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。		

営業所 所在地 営業所 名 称 御中

第 号平成 年 月 日

税務署長

### 個人番号等の確認について(依頼)

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から、国税電子申告・納税システム (e-Tax) により所轄税務署に提供されたNISA (少額投資非課税制度) 又はジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度) に係る申請事項等について確認を行った結果、別添「個人番号等確認リスト」 (以下「確認リスト」といいます。) に記載されている投資者に係る個人番号又は生年月日に記載不備があるのではないかと考えられます。

つきましては、対象となる投資者の個人番号及び生年月日を再度確認いただき、その結果を「確認リスト」の「回答」欄に記入して、同封した「『個人番号等の確認について』に対する回答」を作成の上、確認リストと併せて次の期日までにご回答ください。

- (注) 1 「確認リスト」の「回答」欄には、記載された投資者に係る正しい個人番号 及び生年月日を記載してください(「回答」欄に「回答不要」と記載されてい る投資者は確認していただく必要はありません。)。
  - 2 「確認リスト」に記載された生年月日が異なる場合には、交付済みの非課税 適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正が必要となるため、金融商品 取引業者等の営業所の所轄税務署に対して、「非課税適用確認書の訂正依頼書」 又は「未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書」を提出してください。

なお、「確認リスト」の回答欄には、上記の確認結果のほか当該訂正依頼書 を提出する所轄税務署を併せて記載してください。

回答期日	(平成	年	月	日)	依賴件数	(	件)
------	-----	---	---	----	------	---	----

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

_			
	担当部門		
	担当者名		
	電話番号	(内線	)

# 個人番号等確認リスト

平成 年 月 日

〒 −

堂	業	所	所	存	批
$\vdash$	$\sim$	121	121		7

営業所名称 御中

			整理番号	提出先税務署	
	フリガナ				
項番		現住所	生年月日	受付年月日	回答
	氏名		勘定設定期間	受付番号	
	хү-н		申請区分 区分	行番号	
				4 - 1 - 4 - 44	
			·		

# 税務署長 殿

金融商品取引業者等の 本店等又は営業所の名称				
責任者氏名				印
この回答について 応答できる者の氏名 電話番号	_	_	内線	

## 「個人番号等の確認について(依頼)」に対する回答

先般、送付を受けました「個人番号等の確認について(依頼)」について、別添「個人番号等確認リスト」のとおり回答します。

・回答件数	件
・「非課税適用確認書の訂正依頼書」又は「未成 年者非課税適用確認書の訂正依頼書」	件

### 非課税口座を開設しなかった旨の届出書

<b>公務署受付</b> 分			\0/ +/4 == T		
			※整理番号		
7	(フリガナ)		-		
	営業所名称				
平成 年 月 日		₹	_		
7,7	営業所所在地				
			電話	_	_
	(フリガナ)				
税務署長殿	営業所長氏名				Ø
(	(フリガナ)				
	作成担当者氏名				

別紙の未成年者口座の開設者については、20歳である年の1月1日において居住者又は恒久的施設を有する非居住者ではないことから、租税特別措置法第37条の14第28項の規定の適用を受ける者には該当しませんので、その旨届け出ます。

### 【参考事項】

	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	備考
※ 税務署 処理欄						

### (注意事項)

- (1) この届出書は、金融商品取引業者等の営業所の長が、未成年者口座を開設している者で、基準年 (その年の3月31日において18歳である年)の前年12月31日までに出国し、その後帰国をしな いまま、20歳である年の1月1日を迎えたことにより、租税特別措置法第37条の14第28項の規 定による非課税口座の開設を行わなかった者について、その非課税口座を開設しなかった旨を当該 営業所の所在地の所轄税務署長に届け出るために提出するものです。
- (2) 毎年1月20日までに営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

## 非課税口座を開設しなかった旨の届出書・別紙

枚分の 一連 (フリガナ) 整理番号 出国(予定)年月日 ※税務署処理欄 番号 申請者名 ( (ジュニア) N I S A) 

<sup>(</sup>注)「※」欄は、記載しないでください。

## 非課税口座の開設等ができない場合のチェック表

1	投資者情報
	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(	フ	IJ	力	è	ナ	)	
F	F				Þ	*	

(フリカ`ナ) <u>氏 名</u>			整理番	号			
2 非課税	口座の開設	と と等ができない理由(法	令解釈通達 別細	€10-1【項番	8】)及	び確認すべき	事項
チェック欄	コード	非課税口座の開設又は非課税管理勘					
	01	提出事項に記録された提出者 出事項又は廃止届出事項(廃 の提供がない場合			(-/	での事項について 頃も「一致」の場合 る	
	02	提出事項に記録された提出者 事項の提供を受けた時前に既 務署長に対して同一の提出者 のものに限ります。)の提供があ	にその所轄税務署長 に係る提出事項(廃」	若しくは他の税	いずれの事り 場合は、投資	での事項について 頁も「一致」又は「記 資者に他の金融機 を行っていないかる	核当無」の 関に対し
	03	提出事項に記載された提出者 事項の提供を受けた時と同時 務署長に対して同一の提出者 のものに限ります。)の提供があ	にその所轄税務署長 に係る提出事項(廃」	若しくは他の税	場合は、投資	こついて確認し、「記録者に他の金融機手続の有無につい	関に対す
(1) 投資 <sup>2</sup> ○税務署 <sup>4</sup> 氏名 【項番7】	者は一致し	提出事項 (勘定廃止通知書等の ) ているか 是出事項の内容	提出をした者に関する確認			-1) の確認 1た廃止通知書	
整理番号 【 <b>項番</b> 19】				整理番号			
	通知書の種	重類が一致しているか	<b>一致 ※</b> 不一致の:				
〇怳狩者へ		<b>是出事項の内容</b> 知書の提出を受けた旨 <b>【項</b>	番2】	<b>し投資省</b> が	<u>、り徒田され</u>	1た廃止通知書	
チェック欄	コード	内容		チェック欄	廃	止通知書の種類	Ę
	0	勘定廃止通知書	確認		勘定廃止通		
	1	非課税口座廃止通知書	VIE DIC		非課税口座	医廃止通知書	
◎確認網			<b>一致 ※</b> 不一致の:	場合は、正しい	提出事項を	再提供する。	
		-致しているか <sup>是出事項の内容</sup>			○仏姿老か	ら提出された廃	止温如士
チェック欄		を記事項の内容 の提出の区分【 <b>項番25】</b> 内容	廃止年月日 【 <b>項番26~29</b> 】		左記コード	通知書に記載廃止された年	載された
	0	勘定廃止通知書			0	平成 年	月 日
	1	(1月1日 - 3月30日用)   平    勘定廃止通知書   (10月1日~12月31日用)		確認	1	変更届出書提出 の翌年1月1日(?	
	2	非課税口座廃止通知書	年 月		2	平成 年	月 日
		:(10月1日~12月31日用)の 1月1日とする必要がある。	場合は、提出事項の	の廃止年月日に	は、変更届出	書の	
◎確認網	結果	□ 一致 □ 不	<b>一致 ※</b> 不一致の:	場合は、正しい	提出事項を	再提供する。	
◎確認線	結果	口書に係る提出事項を以     口 該当無 口     ※ 該当有の場合は、以前     るため、非課税口座の開設 同に同一の投資者の提出	<b>該当有</b> に提供した提出事項 設状況を確認する。	質により非課税		されていると考え	えられ
◎確認網			支付。				

※該当有の場合は、同一の投資者に対して、一つの提出事項のみを再度提供する。

(摘要)

### 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における レコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達) 【抜粋】

○ レコードの内容及び記録要領(別紙10-1) 非課税口座開設又は勘定設定の可否事項

(別紙8	(別紙8-1) 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)						
項番	項目	1名	入力文	字基準	記録要領		
2	勘定廃止通 非課税口座 書の提出を	廃止通知	半角	1文字	提出者(勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者をいい 《レコードの内容及び記録要領(8)-1》において同じです。)から勘定廃」 提出を受けた場合には「0」を、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合 を記録してください。	止通知書の	
7	提出者の氏	:名	全角	120 文 字 以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を $1$ 文字分のスペースにてください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ムの順に記録し、それぞれの間を $1$ 文字分のスペースにより区切ってくた	ミドルネー	
19	提出者の整	理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してく	ださい。	
					提出者から提出を受けた廃止通知書の次表「廃止通知書の区分」欄に掲 同表「記録要領」欄のとおり記録してください。	引げる区分を	
					廃止通知書の 名称 廃止通知書の区分	記録要領	
25	京 廃止通知書の提出の 区分				金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する 年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止をし た旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する 年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は 累積投資勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通 知書の提出があった場合 (参考)租税特別措置法第37条の14第18項に規定す る変更前非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資 勘定が設けられる日の属する年(以下「勘定設定 年」といいます。)の1月1日から9月30日までの 間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受け た場合です。	0	
					金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する 年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は 累積投資勘定を設けない旨及び当該提出された年月 日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 (参考)勘定設定年の前年の10月1日から12月31日 までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出 を受けた場合です。	1	
					非課税口座廃止通知書の提出があった場合 止通知書	2	
26		元号	半角	1文字	項番25に「0」が記録されている場合には項番24の「当該廃止をした年」 号、年、月及び日を、項番25に「1」が記録されている場合には項番24の	「当該提出	
27	廃止年月	半角	2文字	された年月日」の属する年の翌年の1月1日の元号、年、月及び日を、項番が記録されている場合には項番25の非課税口座廃止通知書に記載された非	\$25に「2」 ≡課税口座が		
28	Н	月	半角	2文字	廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び	·	
29	1	目	半角	2文字	- それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成30年9月28日 → 4,30,09,28」		

### 未成年者口座の開設ができない場合のチェック表

			不成千百口座の囲設かできない場合のデエ	ツク衣
1	<b>投資者</b> (フリカ゛ナ)	青報	整理番号	
	氏 名			
2	未成年	当口座の開	設等ができない理由 (法令解釈通達 別紙10-2 <b>【</b> 項	[番8】)及び確認すべき事項
	チェック欄	コード	未成年者口座の開設ができない理由	確認すべき事項
		01	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る廃止届 出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合	3(1)及び(2)までの事項について確認し、 いずれの事項も「一致」の場合は、税務 署へ連絡する
		02	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出 事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税 務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一 のものに限ります。)の提供がある場合	3(1)から(4)までの事項について確認し、 いずれの事項も「一致」又は「該当無」の 場合は、投資者に他の金融機関に対し て既に手続を行っていないか確認する
		03	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出 事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税 務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一 のものに限ります。)の提供がある場合	3(4)の事項について確認し、「該当無」の 場合は、投資者に他の金融機関に対す る口座開設手続の有無について確認す る
3	(1) 投資 〇税務署へ 氏名 【項番7】 整理番号	皆は一致し		法令解釈通達 別紙8-2)の確認 へら提出された廃止通知書
	【項番19】		正在田方	
	◎確認約	吉果	□ 一致 □ 不一致 ※不一致の場合は、正しい	提出事項を再提供する。
	(2) 廃止年	<b>ェロロが</b> ー	致しているか	
				ら提出された廃止通知書
		知書の提出	カロス 廃止年月日 通知	知書に記載された 上された年月日等
	未成年	者口座廃止	通知書 平成	年 月 日
	◎確認約	吉果	□ 一致 □ 不一致 ※不一致の場合は、正しい	提出事項を再提供する。
	(3) 同一(	の廃止通知	書に係る提出事項を以前にも提供していないか	
	◎確認約	吉果	<ul><li>□ 該当無</li><li>□ 該当有</li><li>※ 該当有の場合は、以前に提供した提出事項により未成年るため、未成年者口座の開設状況を確認する。</li></ul>	者口座が開設されていると考えられ
	(4) 同一	ファイル内	に同一の投資者の提出事項が複数含まれていないか	١
	◎確認約	吉果	□ 該当無 □ 該当有 ※該当有の場合は、同一の投資者に対して、一つの提出事項	頁のみを再度提供する。

(摘要)

### 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における レコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達) 【抜粋】

〇 レコードの内容及び記録要領 (別紙10-2) 未成年者口座開設の可否事項

	0-2) 木成年百日			<del>-</del>	
項番	項目名	入力文	字基準	記録要領	
項番	項目名 未成年者口座の開設 ができない理由	半角	字基準 2文字	項番7に「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座ない理由について、次表の「口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができない理由に掲げる非課税口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができない理由ぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。	きない理由」
				毎日事項に記録された使出者について、所轄税務者長が当該使出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	03
				項番7に「1」が記録されている場合には、記録しません(タグ名のみす。)。	記録しま

(別紙8-2) 提出事項(未成在者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)

(別紙と	<u>(別紙8-2)提出事項(木成年有口座廃止進知書の提出をした有に関する事項)</u>								
項番	項目名		入力文	字基準	記録要領				
7	提出者の氏名		全角	120 文 字 以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。				
19	提出者の鏨	<b>这理番号</b>	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。				
26		元号	半角	1文字	未成年者口座廃止通知書に記載された未成年者口座が廃止された年月日の元号、				
27	廃止年月	年	半角	2文字	年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、				
28	月		半角	2文字	それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成28年9月30日 → 4,28,09,30				
29		日	半角	2文字	(P3) · [ PAZO T 27] 00 H · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

# NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せん

放務署	受付切		
		(フリガナ) 営 業 所 名	
平成	年 月 日 税務署長殿	営業所所在 (フリガナ) 作成担当	電話
標記の何	牛について、次の投資者に	こ係る提出事項の	の手続を確認しましたので、その結果を連絡します。
一連番号	フリガナ <b>投資者</b> 名		整理番号 ( (ジュニア) NISA)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- (注) 上記の投資者に係る次の書類を添付することに留意する。
  - ① 非課税(未成年者)口座の開設等ができない場合のチェック表
  - ② 勘定廃止通知書の写し又は非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の写し

|--|--|

### NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せんの記載要領等

- 1 この連絡せんは、租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項又は同法第 37 条の 14 の 2 第 23 項の規定に基づき提出事項(勘定廃止通知書等を提出した者に関する事項又は未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)(以下「提出事項」といいます。)を提出し、税務署から租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項(非課税口座開設又は勘定設定の可否事項)又は同法 37 条の 14 の 2 第 24 項(未成年者口座開設の可否事項)に基づく情報の提供があり、当該情報の提供が「非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定が設定できない旨」であった金融商品取引業者等の営業所の長が、提出事項の内容確認した結果、当該提出事項に誤りがない場合に提出するものです。
- 2 この連絡せんは、次により記載してください。
  - (1) 「営業所名称」欄には、金融商品取引業者等の営業所の名称を、「営業所所在地」欄には、金融商品取引業者等の営業所の所在地を、「作成担当者」欄には、この連絡せんについて回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
  - (2) 各投資者毎に記載してください。
  - (3) 「投資者名」欄には、勘定廃止通知書又は非課税(未成年者)口座廃止通知書(以下「廃止通知書」といいます。)を提出した者を記載してください。
  - (4) 「整理番号 ((ジュニア)NISA)」欄には、投資者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記載してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

営業所 所在地 営業所 名 称 御中

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

税務署長

税 名び押印はまの職日ではます。

### NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所が投資者に交付した(ジュニア)NISA((未成年者)少額投資非課税制度)に係る「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」又は「未成年者口座廃止通知書」(以下これらを併せて「廃止通知書等」といいます。)に基づき、他の金融商品取引業者等の営業所から税務署へ提出事項の提供がされています。

当該提出事項に対しては、税務署から他の金融商品取引業者等の営業所に対し、非課税口座の開設(若しくは未成年者口座の開設)又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない旨が通知されており、この要因としては、貴営業所における廃止通知書等に係る手続が適正に行われていないことが考えられます。

つきましては、別添「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表」又は「ジュニアNISA口座の廃止届出事項に係るチェック表」(以下「チェック表」といいます。)に記載された投資者に係る貴営業所の処理内容について、チェック表に基づき確認していただきますようお願いします。

なお、確認の結果、貴営業所において訂正処理等を行った場合には、廃止通知書等を交付した投資者に対し、「NISA又はジュニアNISAに係る手続を了した旨のお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)を交付していただくとともに、当該お知らせを『廃止通知書等を提出した金融商品取引業者等の営業所』に提出するよう依頼願います。

また、上記の処理を了した場合には、「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん」に、処理を了したチェック表(写し)を添付した上で、表記の税務署まで提出していただきますようお願いします。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門		
担当者名		
電話番号	(内線	)

### NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認について

### 1 使用目的

「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認について」は、変更前(再開設)金融機関に対して、税務署に提供した変更届出事項等の内容を確認し所要の処理を依頼する「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表」又は「ジュニアNISA口座の廃止届出事項に係るチェック表」を送付する場合に使用する。

### 2 記載要領

	項	目		内	容	
営	業月	所 所 在	地	金融商品取引業者等の営業所の所在地を記入する。		
営	業	所 名	称	金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。		

# NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表

1 投資者情報(税務署にて記載)

氏 名	整理番号	
○提出された廃止通知書の区分		勘定廃止通知書(1月1日~9月30日)
		勘定廃止通知書(10月1日~12月31日)
		非課税口座廃止通知書

2 税務署へ提供した変更届出事項等の確認等 - カライス原見について 内窓の確認及び所要の処理を行ってくださ

	記載欄」にチェックのある項目について、内容の確認及び所要の処理を行ってください。
税務署 記載欄	金融機関記載欄
	変更届出事項等の情報が、税務署のシステムに登録されていません。 このため、変更届出事項等の税務署への提供状況を確認してください。
	① 変更届出事項等の提供状況
	<ul><li>□ 提供済(提供日:平成 年 月 日) □ 提供未済⇒ ◎の処理へ</li></ul>
1	② ①が「提供済」の場合、提供した変更届出事項等に係る記載不備の連絡の有無
	□ 記載不備あり □ 記載不備なし⇒ このチェック表(写し)を税務署へ提出
	③ ②が「記載不備あり」の場合、変更届出事項等の再提供は行っているか
	□ 提供済(提供日:平成 年 月 日) □ 提供未済⇒ ◎の処理へ
	◎変更届出事項等を税務署へ提供をしてください。
	提供日 平成 年 月 日
	1の投資者に係る口座開設情報が税務署のシステムに登録されていません。 このため、口座開設情報を提供していただき、e-Taxの受信通知を確認した後、変更届出事
2	項等を再提供してください。
	◎口座開設情報の提供 - 提供日 平成 年 月 日
	◎変更届出事項等の再提供 提供日 平成 年 月 日
	税務署には変更届出事項が提供されていますが、投資者には「非課税口座廃止通知書」が 交付されています。このため、投資者から提出された届出書を確認してください。
	○届出書種類 □ 金融商品取引業者等変更届出書 ⇒ ①の処理へ
0	□ 非課税口座廃止届出書 ⇒ ②の処理へ
3	※「出国届出書」を含む(以下同じ) ① 投資者に対し、「勘定廃止通知書」を再交付してください。
	再交付日 平成 年 月 日
	② 税務署に提供済みの変更届出事項を取り消すために「変更届出事項等の取消依頼書」を提出し、税 務署から当該処理が了した旨の連絡があった後、廃止届出事項を提供してください。
	廃止届出事項の提供日 平成 年 月 日
	税務署には廃止届出事項が提供されていますが、投資者には「勘定廃止通知書」が交付されています。このため、投資者から提出された届出書を確認してください。
	○届出書種類 □ 非課税口座廃止届出書 ⇒ ①の処理へ
4	□ 金融商品取引業者等変更届出書 ⇒ ②の処理へ
4	① 投資者に対し、「非課税口座廃止通知書」を再交付してください。
	再交付日 平成 年 月 日
	② 税務署に提供済みの廃止届出事項を取り消すために「変更届出事項等の取消依頼書」を提出し、税 務署から当該処理が了した旨の連絡があった後、変更届出事項を提供してください。
	変更届出事項の提供日 平成 年 月 日

税務署 記載欄	金融機関記載欄
	変更届出事項として提供された届出書の提出年月日【法令解釈通達 別紙 6 項番 2 ~ 5 】と、投資者に交付した「勘定廃止通知書」の記載内容が一致していません。 このため、提出を受けた「金融商品取引業者変更届出書」の提出年月日を確認の上、「勘定廃止通知書」の記載内容及び変更届出事項の内容を確認してください。
	① 届出書の提出年月日(営業所の受理日) 平成 年 月 日
	② 「勘定廃止通知書」の記載内容と廃止届出事項の内容の確認
5	○勘定廃止通知書の記載内容 《1月1日~9月30日用》 「非課税管理勘定又は累積投資 平成 年 月 日 勘定が廃止された年月日」欄 《10月1日~12月31日用》 「金融商品取引業者等変更届出 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 本記
	≪判定≫ □ 「勘定廃止通知書」に記載誤りあり ⇒ ①の処理へ
	□ 変更届出事項の内容に誤りあり ⇒ ②の処理へ
	① 投資者に対し「勘定廃止通知書」を再交付してください。
	再交付日 平成 年 月 日
	② 税務署に提供済みの変更届出事項の記録項目を訂正するために「変更届出事項等の訂正依頼書」を提出してください。
	廃止届出事項として提供された届出書の提出年月日【法令解釈通達 別紙 7-1 項番 3~6】と、投資者に交付した「非課税口座廃止通知書」の記載内容が一致していません。 このため、提出を受けた「非課税口座廃止届出書」の提出年月日を確認の上、「非課税口座廃止通知書」の記載内容及び廃止届出事項の内容を確認してください。
	① 届出書の提出年月日(営業所の受理日) 平成 年 月 日
	② 「非課税口座廃止通知書」の記載内容と廃止届出事項の内容の確認
	○廃止通知書の記載内容 「非課税口座廃止届出書の提   一
6	出年月日(非課税口座が廃止 された年月日)」欄の提出年 月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
	≪判定≫ □ 「非課税口座廃止通知書」に記載誤りあり ⇒ ①の処理へ
	□ 廃止届出事項の内容に誤りあり ⇒ ②の処理へ
	① 投資者に対し「非課税口座廃止通知書」を再交付してください。
	再交付日 平成 年 月 日
	② 税務署に提供済みの廃止届出事項の記録項目を訂正するために「変更届出事項等の訂正依頼書」を 提出してください。
	液用 C C / C C A .º

### 3 投資者への連絡

上記 2 の確認等の処理を了したら、投資者へ「NISA又はジュニアNISAに係る手続を了した旨のお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)の交付してください。なお、廃止通知書を投資者に再交付する場合は、お知らせと併せて交付してください。

|--|

(摘要)

### 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における レコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達) 【抜粋】

〇 レコードの内容及び記録要領 (別紙6)変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)

(加和)	/ 发史曲山争項(並融間曲取引未有寺发史曲山音に記載された争項寺/					
項番	項目	名	入力文	字基準	記録要領	
2		元号	半角	1文字		
3	提出年月日	年	半角	2文字	提出者(金融商品取引業者等変更届出書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において同じです。)が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。	
4	促山十万口	月	半角	2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」 は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成30年4月2日 → 4,30,04,02」	
5		日	半角	2文字		

## (別紙 7-1) 廃止居出事項(非理税口座廃止居出書等に記載された事項等)

(加加	// 除止油山争垻(非誄悅口座廃」			口座兜山	- 曲山青寺に記載された争垻寺/
項番	項目	名	入力文	字基準	記録要領
3		元号	半角	1文字	提出者(非課税口座廃止届出書を提出した者、みなし提出により非課税口座廃 止届出書を提出したものとみなされる者又は非課税口座廃止通知書交付申請書を
4	提出年月日	年	半角	2文字	提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7)-1》において同じです。)が非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日又はみなし提出があった年月日(以下《レコードの内容及び記録要領(7)
5	1佐山十万口	月	半角	2文字	-1》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。)の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
6		日	半角	2文字	(例) 「平成29年10月2日 → 4,29,10,02」

## NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表

### 1 使用目的

「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表」は、変更前金融機関が提出した租税特別措置法第37条の14第20項(変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等))及び同条第23項(廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等))(以下「変更届出事項等」という。)の変更届出事項等の内容確認及び投資者に交付した「廃止通知書」との内容確認を、変更前金融機関に依頼する場合に使用する。

### 2 記載要領

	項	目	内
氏		名	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない投資者の氏名を記入する。
整	理	番 号	投資者のNISA専用の整理番号を記入する。
		た廃止の区分	「NISA口座の再開設等に係るチェック表」に記載された廃止通知書の種類に該当する□にレ印を記入する。

殿

○○証券	(銀行)	○○支店	
	支店長		(FI

### NISAに係る手続を了した旨のお知らせ

NISA(少額投資非課税制度)に関して、貴殿から提出いただきました下記の届出書等につきまして、税務署に対する処理を了しましたのでお知らせ致します。

また、貴殿に交付させていただいた「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の内容に一部誤りがありましたので、正しい通知書を再交付させていただきます。

恐れ入りますが、この「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」と再交付させていただいた通知書を、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出した金融商品取引業者等の営業所の長に提出して頂きますようよろしくお願いします。

整理番号			

記

届出書種別		提出年	月日	
金融商品取引業者等変更届出書	平成	年	月	日
非課税口座廃止届出書	平成	年	月	日
出国届出書	平成	年	月	日
非課税口座廃止通知書交付申請書	平成	年	月	日

このお知らせについて、ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただく ようお願いいたします

担当部署		
担当者名		
電話番号	(内線	)

殿

○○証券(銀行)○○支店支店長 □□ □□ @

### NISAに係る手続を了した旨のお知らせ

NISA(少額投資非課税制度)に関して、貴殿から提出いただきました下記の届出書等につきまして、税務署に対する処理を了しましたのでお知らせ致します。

恐れ入りますが、この「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」を、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出した金融商品取引業者等の営業所の長に提出して頂きますようよろしくお願いします。

整理番号	
------	--

記

届出書種別		提出年	月日	
金融商品取引業者等変更届出書	平成	年	月	日
非課税口座廃止届出書	平成	年	月	日
出国届出書	平成	年	月	日
非課税口座廃止通知書交付申請書	平成	年	月	日

このお知らせについて、ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただく ようお願いいたします

担当部署		
担当者名		
電話番号	(内線	)

営業所所在地	
営業所 名 称	御中

第 号平成 年 月 日

税務署長

## NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認状況について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から「NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せん」により連絡いただきました<u>下記</u>の投資者につきまして、当該投資者に「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」又は「未成年者口座廃止通知書」を交付した金融商品取引業者等の営業所に対し、平成 年 月 日付で変更届出事項等の確認依頼をしましたので、その旨連絡させていただきます。

記

氏 名

整理番号

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門
担当者名

電話番号 (内線

# NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん

祭務署受付向			
標記の件につい	税務署長殿	(フリガナ) 営業所名称 営業所所在地 (フリガナ) 作成担当者 C係る変更届出事項	〒 電話
ます。  一連番号		リガナ 資者名	整理番号 ( (ジュニア) NISA)
1		<u> </u>	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注)上記の投資者に係る「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表(写)」又は「ジュニア NISA口座の廃止届出事項に係るチェック表(写)」を添付することに留意する。

※税務署処理欄	整理簿	年月		摘	要	
---------	-----	----	--	---	---	--